

国土交通省

番号	制度名
国土交通省	
国交01	地域福利増進事業に係る特例措置の創設
国交02	所有者不明土地に係る土地収用法の特例の創設に伴う所要の措置
国交03	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
国交04	船舶に係る特別償却制度の延長等
国交05	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交06	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交07	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交08	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長
国交09	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長
国交10	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長
国交11	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長
国交12	J R 北海道及びJ R 四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
国交13	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
国交14	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長 (新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有株式会社、中部国際空港株式会社)

<平成31年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30国交01)

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		地域福利増進事業に係る特例措置の創設 (-)										
措置の内容	平成28年度時点	-										
	平成29年度税制改正以後	-										
	平成30年度税制改正以後	-										
政策目的		特定所有者不明土地に使用権を設定して行われる地域福利増進事業を推進することにより、所有者不明土地の利用の円滑化を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用を図る。										
評価対象税目	義務対象		努力義務対象									
	法人税	法人住民税	法人事業税									
関係条項		-										
要望内容		所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、都道府県知事による使用権の裁定があった特定所有者不明土地を利用して行う地域福利増進事業について、当該事業のために事業区域内の土地等を譲渡した場合の当該土地等の譲渡所得に係る1,500円特別控除を創設する。										
創設年度		-	過去の政策評価の実績	-					区分	新設		

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態											租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）							
	(参考) 適用件数 (法人税・件)			適用実態調査における適用件数 (法人税・件)			減収額 (法人税・百万円)			適用実態調査における適用額の上位 10社割合 (法人税・%)			減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・ 百万円)			目標			
																「地域福利増進事業における使用権の設定数（法施行後10年間で100件）」			
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (累計) (件)	将来予測	実績	目標 達成度			
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H31	1	-	-	-	▲3.5	-	-	-	▲2.4	-	-	-	-	4	4	-	-		
H32	1	-	-	-	▲3.5	-	-	-	▲2.4	-	-	-	-	10	6	-	-		
H33	2	-	-	-	▲7.0	-	-	-	▲4.7	-	-	-	-	20	20	10	-		
H34	2	-	-	-	▲7.0	-	-	-	▲4.7	-	-	-	-	30	10	-	-		
H35	2	-	-	-	▲7.0	-	-	-	▲4.7	-	-	-	-	40	10	-	-		
H36～ H40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-		

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	地域福利増進事業に係る特例措置の創設		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（地域福利増進事業における使用権の設定数（法施行後10年間で100件））を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 評価書に3年後の達成目標（固定資産税の要望に係る措置終了年と連動）を記載。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（平成31年度から35年度までの法人税）について、「目標である使用権設定数10年100件に向け、制度の周知が進むにつれて使用権設定数が増加していくものと仮定する」、「各事業において1筆の特定所有者不明土地と隣接する1筆の土地を利用すると仮定」、「特定所有者不明土地には2分の1の共有持ち分を有する確知所有者が1名いると仮定」、「各年度において、確知所有者及び隣地所有者から土地を買い取る事業と、確知所有者及び隣地所有者から土地を借りる事業がそれぞれ半数と仮定」及び「特定所有者不明土地の確知所有者が法人であることは想定し難いため、確知所有者は全て個人と仮定」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 「使用権設定数10年100件」は、目標値であるとともに、国交省から自治体に行なったアンケートにおいて、所有者不明土地が放置されていることについての近隣住民等からの苦情・相談を過去五年間で受けたと回答した市町村の割合及び所有者不明の特定空き家を略式代執行により除却した場合に、その土地の地域福利増進事業での利用が想定される割合（除却事例における聞き取り調査を元にして算出）に基づいて積算した値であり、試算における使用権設定数の算定根拠として差し支えない値であると考えている。

また、その他の仮定については、地域福利増進事業に係る規定が未施行の状況であり、実際に所有者不明土地を利用した事業の事例がないことから、現時点での事業の活用想定事例を基にして、仮定して設定したものである。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「国交省から自治体に行なったアンケートにおいて、所有者不明土地が放置されていることについての近隣住民等からの苦情・相談を過去五年間で受けたと回答した市町村の割合及び所有者不明の特定空き家を略式代執行により除却した場合に、その土地の地域福利増進事業での利用が想定される割合（除却事例における聞き取り調査を元にして算出）に基づいて積算した値」との説明では、「所有者不明土地が放置されていることについての近隣住民等からの苦情・相談を過去五年間で受けたと回答した市町村の割合及び所有者不明の特定空き家を略式代執行により除却した場合に、その土地の地域福利増進事業での利用が想定される割合（除却事例における聞き取り調査を元にして算出）」の算定根拠（計算に用いた値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

また、「その他の仮定については、地域福利増進事業に係る規定が未施行の状況であり、実際に所有者不明土地を利用した事業の事例がないことから、現時点での事業の活用想定事例を基にして、仮定して設定」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点も課題とする。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（平成31年度から35年度までの法人税及び法人住民税）について、平成28年度及び29年度の法人税率（23.4%）を乗じており、算定に誤りがある。

【国土交通省の補足説明】

- ① 別紙推計の計算式を修正。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（地域福利増進事業における使用権の設定数（法施行後10年間で100件））に対する将来の直接的な効果について、「本措置によって所有者等が地域福利増進事業者に土地等を譲渡することを促すことで、事業者が事業を円滑に進めることができることとなり、目標の達成に当たって直接的な効果を発揮する」と説明されているが、将来の効果（使用権設定件数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後の効果を検証する方法も明らかにされていない。

- ② 達成目標（地域福利増進事業における使用権の設定数（法施行後10年間で100件））に対する将来の効果について、「一」と説明されているが、説明に不足がある。

【国土交通省の補足説明】

- ① 本特例が達成目標としている数値を成果指標として、税制措置に限らず様々な施策が実施される予定であり、それらは相まって効果が現れるものである。そのため、それらをすべて数値化し、特定の施策のみの影響を分離することは非常に困難である。また、所有者不明土地の増加状況等の外部的要因をすべて特定し、それらの影響を取り除いた効果を推定することも同様に大きな困難を伴う。点検過程で貴省から提案のあったアンケートについても、地域福利増進事業に係る規定が未施行であり、どのような者が事業を行う意向があるかを一定規模で把握することが困難であるため、事業を行おうとする者に対して本特例措置の有無による事業の実施の可否を問うようなアンケートを行う環境が整っているとは言えず、実施は難しい。

- ② 使用権設定件数について評価書に記載。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「目標である使用権設定数10年100件に向け、制度の周知が進むにつれて使用権設定数が増加していくものと仮定する」、「各事業において1筆の特定所有者不明土地と隣接する1筆の土地を利用すると仮定」、「特定所有者不明土地には2分の1の共有持ち分を有する確知所有者が1名いると仮定」、「各年度において、確知所有者及び隣地所有者から土地を買い取る事業と、確知所有者及び隣地所有者から土地を借りる事業がそれぞれ半数と仮定」及び「特定所有者不明土地の確知所有者が法人であることは想定し難いため、確知所有者は全て個人と仮定」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(3)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		地域福利増進事業に係る特例措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 03) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 001)
		② 上記以外の税目	所得税、個人住民税、固定資産税、都市計画税
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》 —</p> <p>《要望の内容》 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(以下「法」という。)に基づき、都道府県知事による使用権の裁定があつた特定所有者不明土地(※)を利用して行う地域福利増進事業(※)について、当該事業のために事業区域内の土地等を譲渡した場合の当該土地等の譲渡所得に係る1,500万円特別控除を創設する。</p> <p>(※) 特定所有者不明土地:相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地のうち、現に建築物が存せず、かつ、業務の用など特別の用途に供されていない土地(法第2条第2項) 地域福利増進事業:地域住民等の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる公園、広場、購買施設等の整備に関する事業(法第2条第3項)</p> <p>《関係条項》</p>
5	担当部局		土地・建設産業局不動産市場整備課、企画課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成31年度～平成35年度
7	創設年度及び改正経緯		新規要望
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定所有者不明土地に使用権を設定して行われる地域福利増進事業を推進することにより、所有者不明土地の利用の円滑化を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業の推進等の</p>

			様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要するなど、円滑な事業実施への支障となっている。
			これを受けた第196回国会で成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」では、一定の所有者不明土地について、都道府県知事による事業の公益性等の確認を経て、当該土地に使用権(上限10年)を設定し、公園、広場、購買施設等を整備することを可能とする「地域福利増進事業」を創設した。
			地域福利増進事業は、地域住民等の福利や利便を増進する公益性の高い事業であり、事業の推進のためには、共有状態にある所有者不明土地の確知所有者や事業区域内の土地の所有者等の協力が不可欠であり、これらの者への支援を行う必要がある。
			さらに、平成30年5月23日にとりまとめられた「所有者不明土地等に関する特命委員会とりまとめ」(自民党)及び平成30年6月1日にとりまとめられた「所有者不明土地等対策の推進のための基本方針」(所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議)においても、法案の成立後速やかに、新制度など必要な事業の推進のため、税制改正要望を検討することとされている。
			これらを踏まえ、税制面においても、地域福利増進事業の実施を後押しし、所有者不明土地の利用の円滑化を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用を図る必要がある。
②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	
		③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・地域福利増進事業における使用権の設定数 法施行後10年内で100件(3年内で20件) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域福利増進事業における特定所有者不明土地の使用権の設定を通じて、所有者不明土地の利用の円滑化を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与する。	
10	有効性等	① 適用数 【適用数見込み(国土交通省推計)】 H31年度:4件(うち法人1件) H32年度:6件(うち法人1件) H33年度:10件(うち法人2件) H34年度:10件(うち法人2件) H35年度:10件(うち法人2件) ※推計の詳細については別紙参照	
		② 適用額 【適用額見込み(国土交通省推計)】 H31年度:15百万円 H32年度:15百万円 H33年度:30百万円 H34年度:30百万円 H35年度:30百万円 ※推計の詳細については別紙参照	
		③ 減収額 【減収額見込み(国土交通省推計)】 H31年度:6百万円 H32年度:6百万円	

		H33 年度:12 百万円 H34 年度:12 百万円 H35 年度:12 百万円 ※推計の詳細については別紙参照
	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【使用権設定件数見込み(国土交通省推計)】 H31 年度:4件 H32 年度:6件 H33 年度:10 件 H34 年度:10 件 H35 年度:10 件 ※推計の詳細については別紙参照 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的な効果》 本措置によって所有者等が地域福利増進事業者に土地等を譲渡することを促すことで、事業者が事業を円滑に進めることができることとなり、目標の達成に当たって直接的な効果を発揮する。
	⑤ 税収減を是認する理由等	地域福利増進事業を実施する者が所有者不明土地の使用権を取得するためには、都道府県知事の裁定を受ける必要があり、裁定に当たっては、当該事業が地域住民等の福祉・利便の増進を図るために行われるものであることや、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること等を確認することとされていることから、使用権設定の裁定を受けた地域福利増進事業は、その公益性が公的に担保されている。 加えて、現に利用されておらず、適切に管理されていない場合が多い所有者不明土地の有効活用が図られるのみならず、周辺の土地の利用も促進されることから、地域福利増進事業は公益性の高い事業である。このため、軽減措置を講じることは妥当である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 特定所有者不明土地を使用した地域福利増進事業を推進するためには、共有状態にある所有者不明土地の確知所有者や事業区域内の土地の所有者等の協力が不可欠である。本措置によって所有者等が地域福利増進事業者に土地等を譲渡することを促すことで、事業者が事業を円滑に進めることができることとなる。所有者の税負担を直接軽減する本措置は、その手段として妥当である。 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 (予算措置) ・所有者不明土地法の円滑な運用に向けた地域支援等に関する経費 地域福利増進事業に係る取組支援により、地域の合意形成等が促され、地域福利増進事業の取組事例が積み重なることで、本特例による効果とあいまって、地域福利増進事業の普及が促される。 ③ 地方公共団体が協力する相当性 本措置によって、地域福利増進事業が円滑に実施されることとなり、地域住民等の福祉・利便の増進に資することから、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

減収見込額推計	
項目 地域福利増進事業にかかる特例措置の創設 (法人税、法人住民税、法人事業税)	

平成 31 年度 ▲6 百万円
平成 32 年度 ▲6 百万円
平成 33 年度 ▲12 百万円
平成 34 年度 ▲12 百万円
平成 35 年度 ▲12 百万円

【推計方法】

○ 使用権設定件数の想定

平成 31 年度以降に特定所有者不明土地に対して地域福利増進事業の実施のための使用権設定が見込まれる件数は下表のとおり。

時期	平成 31 年度	32	33	34	35	36	37	38	39	40
使用権設定件数	4	6	10	10	10	12	12	12	12	12
合計	4	10	20	30	40	52	64	76	88	100

(※目標である使用権設定数 10 年 100 件に向か、制度の周知が進むにつれて使用権設定数が増加していくものと仮定する。)

○ 算定上の仮定

(全体)

- 各年度において半数が民間主体による事業と仮定。

(土地)

- 各事業において 1 筆の特定所有者不明土地と隣接する 1 筆の土地を利用すると仮定。
- 特定所有者不明土地には 2 分の 1 の共有持ち分を有する確知所有者が 1 名いると仮定。
- 各年度において、確知所有者及び隣地所有者から土地を買い取る事業と、確知所有者及び隣地所有者から土地を借りる事業がそれぞれ半数と仮定。
- 隣地所有者に占める個人と法人の割合については、全体の土地取引件数に占める割合（個人 61.7%、法人 36.5%（土地保有移動調査（平成 28 年取引分））を参考として個人 3 : 法人 2 と仮定。一方で、特定所有者不明土地の確知所有者が法人であることは想定し難いため、確知所有者は全て個人と仮定。

○ 地域福利増進事業における土地の権利関係

上記の使用権設定件数の想定と算定上の仮定を踏まえ、地域福利増進事業における土地の権利関係とその件数について、以下のとおり仮定する。

	合計	内訳				
		31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
土地を購入して実施	20	2	3	5	5	5
土地を購入せずに実施	20	2	3	5	5	5
合計	40	4	6	10	10	10

○各特例措置の各年度の適用件数見込み

上記より、地域福利増進事業における 1,500 万円特別控除の適用見込み件数は以下のとおりとなる。

		31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	合計
1,500 万円控除	確知所有者（個人）	2	3	5	5	5	20
	隣地所有者	個人	1	2	3	3	12
	法人	1	1	2	2	2	8

○計算の前提

- 土地保有移動調査（平成 28 年取引分）及び登記統計（平成 28 年度分）より、1 件当たりの土地取引額を、30.7（兆円）÷129.1（万件）≈2,400（万円）と仮定。
- 適用見込みの積算において、確知所有者の共有持ち分は 2 分の 1 と仮定していることから、確知所有者からの土地の買取り額は 1 件当たり 1,200 万円と仮定。

【積算根拠】

- 地域福利増進事業の事業者に対して土地等を譲渡した者に対して適用。
- 土地の譲渡益は、概算取得費控除制度を前提として土地取引額の 95% とし、隣地所有者の場合は 1 件当たり 2,280 万円とする。

○法人税

減収見込額=控除額 × 税率 × 件数

(平成 31 年度)

$$\text{①減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.232 \times 1 \\ = 348 \text{ 万円}$$

(平成 32 年度)

$$\text{②減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.232 \times 1 \\ = 348 \text{ 万円}$$

(平成 33 年度)

$$\text{③減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.232 \times 2 \\ = 696 \text{ 万円}$$

(平成 34 年度)

$$\text{④減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.232 \times 2 \\ = 696 \text{ 万円}$$

(平成 35 年度)

$$\text{⑤減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.232 \times 2 \\ = 696 \text{ 万円}$$

○法人住民税

減収見込額=控除額 × 税率 × 件数

(平成 31 年度)

$$\text{⑥減収見込額} = (1,500 \text{ 万円} \times 0.232) \times 0.129 \times 1 \\ = 45 \text{ 万円}$$

(平成 32 年度)

$$\text{⑦減収見込額} = (1,500 \text{ 万円} \times 0.232) \times 0.129 \times 1 \\ = 45 \text{ 万円}$$

(平成 33 年度)

$$\text{⑧減収見込額} = (1,500 \text{ 万円} \times 0.232) \times 0.129 \times 2 \\ \approx 90 \text{ 万円}$$

(平成 34 年度)

$$\text{⑨減収見込額} = (1,500 \text{ 万円} \times 0.232) \times 0.129 \times 2 \\ \approx 90 \text{ 万円}$$

(平成 35 年度)

$$\text{⑩減収見込額} = (1,500 \text{ 万円} \times 0.232) \times 0.129 \times 2 \\ \approx 90 \text{ 万円}$$

○法人事業税

<所得割>

減収見込額=控除額 × 税率 × 件数

(平成 31 年度)

$$\text{⑪減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.038 \times 1 \\ = 57 \text{ 万円}$$

(平成 32 年度)

$$\text{⑫減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.038 \times 1 \\ = 57 \text{ 万円}$$

(平成 33 年度)

$$\text{⑬減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.038 \times 2 \\ = 114 \text{ 万円}$$

(平成 34 年度)

$$\text{⑭減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.038 \times 2 \\ = 114 \text{ 万円}$$

(平成 35 年度)

$$\text{⑯減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.038 \times 2 \\ = 114 \text{ 万円}$$

<地方法人特別税>

減収見込額=所得割減収額 × 税率

(平成 31 年度)

$$\text{⑯減収見込額} = \text{⑪} \times 2.199 \\ \approx 125 \text{ 万円}$$

(平成 32 年度)

$$\text{⑰減収見込額} = \text{⑫} \times 2.199 \\ \approx 125 \text{ 万円}$$

(平成 33 年度)

$$\text{⑱減収見込額} = \text{⑬} \times 2.199$$

≒251 万円

(平成 34 年度)

⑯減収見込額=⑭×2.199

≒251 万円

(平成 35 年度)

⑰減収見込額=⑮×2.199

≒251 万円

<付加価値割>

減収見込額=控除額 × 税率 × 件数

(平成 31 年度)

㉑減収見込額=1,500 万円 × 0.0061 × 1

≒9 万円

(平成 32 年度)

㉒減収見込額=1,500 万円 × 0.0061 × 1

≒9 万円

(平成 33 年度)

㉓減収見込額=1,500 万円 × 0.0061 × 2

≒18 万円

(平成 34 年度)

㉔減収見込額=1,500 万円 × 0.0061 × 2

≒18 万円

(平成 35 年度)

㉕減収見込額=1,500 万円 × 0.0061 × 2

≒18 万円

①+⑥+⑩=584 万円≒6 百万円

(平成 32 年度)

②+⑦+⑪=584 万円≒6 百万円

(平成 33 年度)

③+⑧+⑫=1,169 万円≒12 百万円

(平成 34 年度)

④+⑨+⑬=1,169 万円≒12 百万円

(平成 35 年度)

⑤+⑩+⑪=1,169 万円≒12 百万円

<法人事業税全体>

(平成 31 年度)

㉖減収見込額=⑪+⑯+㉑=191 万円

(平成 32 年度)

㉗減収見込額=㉑+㉒+㉓=191 万円

(平成 33 年度)

㉘減収見込額=㉑+㉒+㉓=383 万円

(平成 34 年度)

㉙減収見込額=㉑+㉒+㉓=383 万円

(平成 35 年度)

㉚減収見込額=㉑+㉒+㉓=383 万円

○減収見込額合計

(平成 31 年度)

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30国交02）

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		所有者不明土地に係る土地収用法の特例の創設に伴う所要の措置 (-)									
措置の内容	平成28年度時点	-									
	平成29年度税制改正以後	-									
	平成30年度税制改正以後	-									
政策目的		反対する権利者がおらず、現に利用されていない一定の所有者不明土地について、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例により、収用手続を合理化・円滑化し、公共事業の実施を迅速化する。									
評価対象税目	義務対象			努力義務対象							
	法人税	法人住民税	法人事業税								
関係条項		措法第62条の3、第63条、第64条、第64条の2、第65条の2、第68条の68、第68条の69、第68条の70、第68条の71、第68条の73									
要望内容		所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に定める土地収用法の特例による収用等について、土地収用法に基づく収用等の場合と同様の税制上の特例を措置する。									
創設年度		-	過去の政策評価の実績	-							区分
											拡充

【總括表】

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	所有者不明土地に係る土地収用法の特例の創設に伴う所要の措置		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	□新設	■拡充	□延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（所有者不明土地の収用手続に要する期間（収用手続への移行から取得まで約1/3短縮（約31→21ヶ月））を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。）

【国土交通省の補足説明】

- ① 所有者不明土地の収用手続に要する期間の短縮は、法律が施行されれば、直ちに達成されることが想定されるため、平成31年度を目標達成時期とする。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 既存の特例の過去の適用数について評価書に記載。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の適用数について、「③代替資産の特例関係」についての「土地の取得費のみの件数については、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、当該特例を適用すると想定した上で件数を算出した」との説明及び「④5,000円特別控除関係」についての「土地の取得費のみの件数については、当該特例を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例を適用すると想定した上で件数を算出した」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

また、過去の適用数について、租税透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点も課題とする。

また、「①、②、⑤については、いずれも租税特別措置の事後評価の対象とされておらず、①及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していない」との説明では、過去の適用数の一部が把握されておらず、説明に不足があるため、この点も課題とする。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数が予測されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 既存の特例措置の適用数見込みを評価書に記載。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「①、②、⑤については、いずれも租税特別措置の事後評価の対象とされておらず、①及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していない」との説明では、将來の適用数の一部が予測されておらず、説明に不足があるため、この点も課題とする。

及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していないとの説明では、将來の適用数の一部が予測されておらず、説明に不足があるため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 既存の特例の過去の減収額について評価書に記載。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていないため、この点を課題とする。

また、過去の減収額について、「③代替資産の特例関係」についての「損金算入額の算出に当たっては、事業施行者は土地所有者等の代替資産取得の実態、譲渡資産の帳簿価額等を把握していないため、建物等の減価償却相当額を補填した上で代替資産を取得すると想定し、代替資産の取得額から補償額を差し引いた額を損金算入額とした」との説明及び「税率30%の減収があったものとして算出」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点も課題とする。

また、過去の減収額について、租税透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点も課題とする。

また、「①、②、⑤については、いずれも租税特別措置の事後評価の対象とされておらず、①及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していない」との説明では、過去の減収額の一部が把握されておらず、説明に不足があるため、この点も課題とする。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額が予測されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 既存の特例措置の減収額見込みを評価書に記載。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが将來の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていないため、この点を課題とする。

また、「①、②、⑤については、いずれも租税特別措置の事後評価の対象とされておらず、①及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していない」との説明では、将來の減収額の一部が予測されておらず、説明に不足があるため、この点も課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（用地あい路率2.30%（平成29～33年度の平均））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ② 達成目標（所有者不明土地の収用手続に要する期間（収用手続への移行から取得まで）約1/3短縮（約31→21ヶ月））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 評価書に本特例措置が達成目標の実現に寄与してきた旨を追記。
- ② 所有者不明土地の収用手続に要する期間の短縮は本拡充内容に係る新たな達成目標であり、既存の特例措置は当該目標の実現に寄与する関係に無い。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「用地あい路率の縮減2.54%（平成24～28年度の実績値）」との説明では、達成目標に対する過去の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。

また、達成目標に対する過去の効果について、「用地あい路率の縮減2.54%（平成24～28年度の実績値）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点も課題とする。

また、達成目標に対する過去の効果について、「用地あい路率の縮減2.54%（平成24～28年度の実績値）」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点も課題とする。

- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（用地あい路率2.30%（平成29～33年度の平均））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ② 達成目標（所有者不明土地の収用手続に要する期間（収用手続への移行から取得まで）約1/3短縮（約31→21ヶ月））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 評価書に本特例措置が達成目標の実現に寄与する旨を追記。
- ② 評価書に本特例措置が達成目標の実現に寄与する旨を追記。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例措置が適用されることによって、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与しており、今後も同様に寄与するものと考えられる」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 04) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 03)
	② 上記以外の税目	所得税、個人住民税
3	要望区分等の別	
4	内容	
<p>《現行制度の概要》</p> <p>—</p> <p>《要望の内容》</p> <p>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「本法」という。）に定める土地収用法の特例による収用等について、土地収用法に基づく収用等の場合と同様の税制上の特例として、以下の内容等を措置する。</p> <p>① 本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の長期（5年超）譲渡所得に係る課税について、下記の特例措置を講じる。 ・法人税、法人住民税：重課（法人税 5%）の適用除外（重課自体は平成 31 年度末まで課税停止）</p> <p>② 本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の短期（5年以内）譲渡所得に係る課税について、下記の特例措置を講じる。 ・法人税、法人住民税：重課（法人税 10%）の適用除外（重課自体は平成 31 年度末まで課税停止）</p> <p>③ 本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用され、代替資産を取得した場合の譲渡の扱いについて下記の特例措置を講じる。 ・法人税、法人住民税、法人事業税： 代替資産について帳簿価額の減額等をしたときは、減額分等を損金に算入する。</p> <p>④ 本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の譲渡所得から 5,000 万円を控除する。（法人税、法人住民税、法人事業税）</p> <p>⑤ 本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された後の特別勘定を設けて一定期間内に代替資産を取得する見込みである場合、譲渡益に相当する金額を損金に算入する。（法人税、法人住民税、法人事業税）</p>		

		《関係条項》
		・租税特別措置法第 62 条の 3、第 63 条、第 64 条、第 64 条の 2、第 65 条の 2、第 68 条の 68、第 68 条の 69、第 68 条の 70、第 68 条の 71、第 68 条の 73
5	担当部局	
6	評価実施時期及び分析対象期間	
7	創設年度及び改正経緯	
8	適用又は延長期間	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 反対する権利者がおらず、現に利用されていない一定の所有者不明土地について、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例により、収用手続を合理化・円滑化し、公共事業の実施を迅速化する。 《政策目的の根拠》 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要するなど、円滑な事業実施への支障となっている。 これを受けて第 196 回国会で成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」では、国、都道府県知事が事業認定した事業について、所有者不明土地の収用等に係る手続を合理化・円滑化する土地収用法の特例を創設した。 さらに、平成 30 年 6 月 1 日にとりまとめられた「所有者不明土地等対策の推進のための基本方針」（所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議）において、法案の成立後速やかに、新制度など必要な事業推進のため、税制改正要望を検討することとされているところである。 これらを踏まえ、土地収用法の特例に基づく収用についても、土地収用法に基づく収用と同様の税制措置を講じ、公共事業の実施を迅速化する必要がある。	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	
	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する 業績指標 115 国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合（用地あい路率：過去 5 年度の平均）	
③	③ 達成目標及びその実現による寄与	
	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・用地あい路率 2.54%（平成 24～28 年度の平均） →2.30%（平成 29～33 年度の平均） ・所有者不明土地の収用手続に要する期間（収用手続への移行から取得まで） 約 1/3 短縮（約 31→21 カ月）	

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。</p>		
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>本特例措置は、既存の特例が適用されるケースのうち、所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例による収用に移行するケースについて適用されるものであり、本特例措置による適用数の増加はない。 なお、既存の特例の適用数については以下の通りである(いずれも国土交通省推計)。</p> <p>【③代替資産の特例関係】</p> <p>H26年度 1, 589件 H27年度 1, 716件 H28年度 1, 855件 H29年度 1, 806件 (以下見込み) H30年度 1, 741件 H31年度 1, 741件 H32年度 1, 741件 H33年度 1, 741件</p> <p>(推計方法:件数) 本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、当該特例を適用すると想定した上で件数を算出した。また、見込みについては、H26年度からH29年度の件数を平均した値とした。</p> <p>【④5,000万円特別控除関係】</p> <p>H26年度 2, 397件 H27年度 2, 294件 H28年度 2, 362件 H29年度 2, 215件 (以下見込み) H30年度 2, 317件 H31年度 2, 317件 H32年度 2, 317件 H33年度 2, 317件</p> <p>(推計方法:件数) 本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、当該特例を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例を適用すると想定した上で件数を算出した。また、見込みについては、H26年度からH29年度の件数を平均した値とした。</p>	② 適用額	<p>※①、②、⑤については、いずれも租税特別措置の事後評価の対象とされておらず、①及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していない。</p> <p>本特例措置は、既存の特例が適用されるケースのうち、所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例による収用に移行するケースについて適用されるものであり、本特例措置による適用額の増加はない。 なお、既存の特例の適用額については以下の通りである(いずれも国土交通省推計)。</p> <p>【③代替資産の特例関係】</p> <p>H26年度 5, 966百万円 H27年度 7, 049百万円 H28年度 5, 929百万円 H29年度 6, 571百万円 (以下見込み) H30年度 6, 378百万円 H31年度 6, 378百万円 H32年度 6, 378百万円 H33年度 6, 378百万円</p> <p>(推計方法:損金算入額) 損金算入額の算出に当たっては、事業施行者は土地所有者等の代替資産取得の実態、譲渡資産の帳簿価額等を把握していないため、建物等の減価償却相当額を補填した上で代替資産を取得すると想定し、代替資産の取得額から補償額を差し引いた額を損金算入額とした。また、見込みについては、H26年度からH29年度の額を平均した値とした。</p> <p>【④5,000万円特別控除関係】</p> <p>H26年度 28, 682百万円 H27年度 25, 817百万円 H28年度 26, 792百万円 H29年度 24, 704百万円 (以下見込み) H30年度 26, 498百万円 H31年度 26, 498百万円 H32年度 26, 498百万円 H33年度 26, 498百万円</p> <p>(推計方法:損金算入額) 補償額が5, 000万円以下のものについては、平均補償額を別途算出し、当該金額から譲渡直前の帳簿価格(5%)を控除して平均譲渡所得を算出し損金算入額とした。5, 000万円を超える補償額については、5, 000万円を損金算入額とした。また、見込みについては、H26年度からH29年度の額を平均した値とした。</p> <p>※①、②、⑤については、いずれも租税特別措置の事後評価の対象</p>

		とされておらず、①及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していない。																																				
③ 減収額		<p>本特例措置は、既存の特例が適用されるケースのうち、所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例による収用に移行するケースについて適用されるものであり、本特例措置による減収額の増加はない。</p> <p>なお、既存の特例の減収額については以下の通りである(いずれも国土交通省推計)。</p> <p>【③代替資産の特例関係】</p> <table> <tbody> <tr><td>H26年度</td><td>1,788百万円</td></tr> <tr><td>H27年度</td><td>2,114百万円</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>1,777百万円</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>1,970百万円</td></tr> <tr><td>(以下見込み)</td><td></td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>1,912百万円</td></tr> <tr><td>H31年度</td><td>1,912百万円</td></tr> <tr><td>H32年度</td><td>1,912百万円</td></tr> <tr><td>H33年度</td><td>1,912百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(推計方法)</p> <p>建物等の補償費がある件数について、圧縮限度額まで損金経理を行うと想定し、損金算入額×税率30%の減収があったものとして算出した。また、見込みについては、H26年度からH29年度の額を平均した値とした。</p> <p>【④5,000万円特別控除関係】</p> <table> <tbody> <tr><td>H26年度</td><td>8,604百万円</td></tr> <tr><td>H27年度</td><td>7,746百万円</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>8,038百万円</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>7,411百万円</td></tr> <tr><td>(以下見込み)</td><td></td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>7,949百万円</td></tr> <tr><td>H31年度</td><td>7,949百万円</td></tr> <tr><td>H32年度</td><td>7,949百万円</td></tr> <tr><td>H33年度</td><td>7,949百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(推計方法)</p> <p>減収額は、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出した。また、見込みについては、H26年度からH29年度の額を平均した値とした。</p> <p>※①、②、⑤については、いずれも租税特別措置の事後評価の対象とされておらず、①及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していない。</p>	H26年度	1,788百万円	H27年度	2,114百万円	H28年度	1,777百万円	H29年度	1,970百万円	(以下見込み)		H30年度	1,912百万円	H31年度	1,912百万円	H32年度	1,912百万円	H33年度	1,912百万円	H26年度	8,604百万円	H27年度	7,746百万円	H28年度	8,038百万円	H29年度	7,411百万円	(以下見込み)		H30年度	7,949百万円	H31年度	7,949百万円	H32年度	7,949百万円	H33年度	7,949百万円
H26年度	1,788百万円																																					
H27年度	2,114百万円																																					
H28年度	1,777百万円																																					
H29年度	1,970百万円																																					
(以下見込み)																																						
H30年度	1,912百万円																																					
H31年度	1,912百万円																																					
H32年度	1,912百万円																																					
H33年度	1,912百万円																																					
H26年度	8,604百万円																																					
H27年度	7,746百万円																																					
H28年度	8,038百万円																																					
H29年度	7,411百万円																																					
(以下見込み)																																						
H30年度	7,949百万円																																					
H31年度	7,949百万円																																					
H32年度	7,949百万円																																					
H33年度	7,949百万円																																					

	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地あい路率の縮減 2. 54%(平成24~28年度の実績値) 2. 75%(平成24~28年度の目標値) <p>本特例措置が適用されることによって、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与しており、今後も同様に寄与するものと考えられる。</p> <p>・所有者不明土地の収用手続に要する期間(収用手続への移行から取得まで) 約1/3短縮(約31~21ヶ月)</p> <p>本特例措置を、土地収用法による収用の手続による場合と同様に適用させることによって、新法による収用手続に要する期間の短縮の効果が円滑に実現される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>今回要望する新規措置は、既存の土地収用法等に基づく収用に対する措置と同様の措置であり、同様の効果が発揮されるものである。</p> <p>なお、本特例措置等の効果により平成28年度末において、10,228千m²(推計値)の土地が公共事業用地として確保されている。</p>
⑤ 税収減を是認する理由等		—
11 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例をとることが妥当である。</p> <p>他の政策手段はない。</p> <p>本特例措置によって、事業施行者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることになるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることがある。</p>
12 有識者の見解		—
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

<平成31年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30国交03)

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		関西化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長 (関西化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術施設の特別償却)												
措置の内容	平成28年度時点	文化学術研究地区において整備される一定の研究施設の取得等をした場合には、取得価額の12%（建物等は6%）の特別償却ができる。												
	平成29年度税制改正以後	施設規模要件を3億円以上（改正前：2億円以上）に引き上げ												
	平成30年度税制改正以後	従前どおり												
政策目的		研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ること。												
評価対象税目	義務対象		努力義務対象											
	法人税													
関係条項		措法第44条、第68条の19												
要望内容		措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。												
創設年度		S62	過去の政策評価の実績	H22国交11、H24国交12、H26国交18、H28国交08						区分	延長			

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態										租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）													
	(参考) 適用件数 (法人税・件)			適用実態調査における適用件数 (法人税・件)			減収額 (法人税・百万円)			適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税・%)			減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			目標①	目標②	(参考) 措置の対象となる文化学術研究地区約3,600haの施設整備率 (国土交通省都市局HP)		目標達成度	
																			目標値 (施設)	将来予測	実績	目標達成度		
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (施設)	将来予測	実績	目標達成度	目標値	将来予測	実績	目標達成度	目標値 (施設)	将来予測	実績	目標達成度	目標達成度	目標達成度	
H23	4	3	75.0%	3	▲21.0	▲1.0	4.8%	-	不明	不明	-	▲0.3	不明	不明	115	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	-	-
H24	3	2	66.7%	2	▲17.0	▲0.4	2.4%	-	不明	不明	-	▲0.2	不明	不明	116	不明	-	不明	不明	不明	不明	1,964ha	55.0%	-
H25	3	2	66.7%	2	▲17.0	▲0.8	4.7%	-	不明	不明	-	▲0.3	不明	不明	121	不明	-	不明	不明	42.9%	不明	2,036ha	57.0%	-
H26	9	2	22.2%	2	▲10.0	▲3.6	36.0%	-	不明	不明	-	▲1.8	130	不明	126	不明	96.9%	不明	不明	44.7%	不明	2,144ha	59.0%	-
H27	11	2	18.2%	2	▲184.0	▲24.7	13.4%	-	不明	▲15.8	-	▲10.8	不明	不明	130	不明	-	不明	不明	48.1%	不明	2,171ha	60.0%	-
H28	5	2	40.0%	2	▲16.2	▲2.6	16.0%	-	不明	▲1.7	-	▲1.3	140	135	133	不明	95.0%	47.0%	50.7%	54.2%	不明	2,174ha	60.0%	115.3%
H29	5	2	40.0%	-	▲111.0	▲3.7	3.3%	-	不明	▲2.4	-	-	不明	140	142	不明	-	不明	53.3%	57.3%	不明	-	-	-
H30	3	-	-	-	▲64.2	-	-	-	▲41.9	-	-	-	145	148	-	-	-	50.0%	58.7%	-	-	-	-	-
H31	8	-	-	-	▲92.8	-	-	-	▲60.6	-	-	-	150	153	-	-	-	56.4%	-	-	-	-	-	-
H32	6	-	-	-	▲12.7	-	-	-	▲8.3	-	-	-	155	156	-	-	-	57.0%	56.9%	-	-	-	-	-
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H35～ 未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60.0%	-	-	-	-	-	-	

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長		
税目	法人税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（平成31年度までに施設立地数を150施設とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ② 達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ③ 所期の達成目標（平成36年度末までに、施設整備率を全地区平均でおおむね60%以上とする）から新たな達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。
- ④ 達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）では、政策目的（研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ること）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、文化学術研究地区における施設整備率等、より適切な達成目標を設定する必要がある。

【国土交通省の補足説明】

- ①・② 平成32年度までの施設立地目標は155施設、施設整備率は全地区平均でおおむね57%以上とする。
- ③ 平成31年度と平成34年度に住宅用地からのゾーニング変更が行われ、施設用地面積が増加する。それに伴って、直近年度である平成29年度の実績と現在把握している平成30年度から32年度の施設立地增加予定面積から年度平均増加面積を算定し、そのままのペースで進捗するとして新たな達成目標として設定した。
- ④ 本評価書内で達成目標として示されている施設整備率は、文化学術研究施設用地の面積のうち文化学術研究施設が立地した敷地面積を示したものであり、政策目的の実現状況を明らかにできる指標である。国土交通省ホームページで示されている整備状況は、文化学術研究地区的面積のうち文化学術研究施設だけでなく、道路、公園、住宅等も含む施設整備済み面積を示したものであり、本評価書内の施設整備率とは異なるものである。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（平成29年度の法人税）について、「H29～H32推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果等による」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 現地立地企業及び府県あてアンケート並びに府県へ個別の聞き取り調査を行い、本税制を活用した企業の数を把握している。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、「H29～H32推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果等による」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 現地立地企業及び府県あてアンケート並びに府県へ個別の聞き取り調査を行い、本税制を活用する見込みのある企業の数を把握している。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額（平成29年度の法人税）について、適用額に関して「H29推計値については、府県あてアンケート結果等による」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ③ 過去の減収額（法人税）2.6百万円（平成28年度）が前回評価時の将来予測16.2百万円とかく離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ①（平成27年度）
租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額は103.4百万円である。法人税額は適用額×法人税率（平成27年度は23.9%）であることから、
 $103.4 \text{百万円} \times 0.239 = 24.7 \text{百万円}$

法人住民税額は法人税×税率（12.9%）であることから、
 $24.7 \text{百万円} \times 0.129 = 3.2 \text{百万円}$

法人事業税所得割の減収額は適用額×税率（3.8%）であることから、
 $103.4 \text{百万円} \times 0.038 = 3.9 \text{百万円}$

地方法人特別税の減収額は法人事業税所得割×税率（219.9%）であることから、
 $3.9 \times 2.199 = 8.6 \text{百万円}$

法人事業税額は法人事業税所得割+地方法人特別税であることから、
 $3.93 \text{百万円} + 8.64 \text{百万円} = 12.6 \text{百万円}$

(平成28年度)

- 租税特別措置の適用実態調査に関する報告書より、適用額は11.3百万円である。法人税額は適用額×法人税率（平成28年度は23.4%）であることから、
 $11.3 \text{百万円} \times 0.234 = 2.6 \text{百万円}$

法人住民税額は法人税×税率（12.9%）であることから、
 $2.6 \text{百万円} \times 0.129 = 0.3 \text{百万円}$

法人事業税所得割の減収額は適用額×税率（3.8%）であることから、
 $11.3 \text{百万円} \times 0.038 = 0.4 \text{百万円}$

地方法人特別税の減収額は法人事業税所得割×税率（219.9%）であることから、
 $0.4 \text{百万円} \times 2.199 = 0.9 \text{百万円}$

法人事業税額は法人事業税所得割+地方法人特別税であることから、
 $0.43 \text{百万円} + 0.95 \text{百万円} = 1.4 \text{百万円}$

(平成29年度)

点検シート(4)(2)より、

適用額：15.9百万円 法人税：3.7百万円

法人税額は適用額×法人税率（平成29年度は23.4%）であることから、
 $15.9 \text{百万円} \times 0.234 = 3.7 \text{百万円}$

<p>法人住民税額は法人税×税率（12.9%）であることから、 $3.7\text{百万円} \times 0.129 = 0.5\text{百万円}$</p> <p>法人事業税所得割の減収額は適用額×税率（3.8%）であることから、 $15.9\text{百万円} \times 0.038 = 0.6\text{百万円}$</p> <p>地方法人特別税の減収額は法人事業税所得割×税率（219.9%）であることから、 $0.6\text{百万円} \times 2.199 = 1.3\text{百万円}$</p> <p>法人事業税は法人事業税所得割+地方法人特別税であることから、 $0.6\text{百万円} + 1.3\text{百万円} = 1.9\text{百万円}$</p> <p>② 現地立地企業及び府県あてアンケートより、平成29年度の適用額が A社 : 15.4百万円 B社 : 0.5百万円 であり、2社の合計は15.9百万円となる。 減収額は適用額×法人税率（平成29年度は23.4%）であることから、 $15.9\text{百万円} \times 0.234 = 3.7\text{百万円}$</p> <p>③ 減収額は、現地立地見込企業及び府県あてアンケート並びに府県への個別の聞き取り調査から得た適用見込企業の情報から算出しており、実際に適用されるかどうかは企業の何らかの個別判断によるものため、乖離が生じる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 「企業の何らかの個別判断によるもの」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将來の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将來の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、適用額に関して「H30～H32推計値については、取得価額を要件に合致する最低価額と仮定して算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将來の減収額（法人税）64.2百万円（平成30年度）が過去の実績2.6百万円（平成28年度）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① (平成30年度)</p> <p>(5) ②より、適用額は特償対象額×特別償却率、法人税額は適用額×法人税率（平成30年度は23.2%）であることから、 適用額 : 276.6百万円 法人税 : 64.2百万円 法人住民税額は法人税×税率（12.9%）であることから、 $64.2\text{百万円} \times 0.129 = 8.3\text{百万円}$</p> <p>法人事業税所得割の減収額は適用額×税率（3.8%）であることから、 $276.6\text{百万円} \times 0.038 = 10.5\text{百万円}$</p> <p>地方法人特別税の減収額は法人事業税所得割×税率（219.9%）であることから、 $10.5\text{百万円} \times 2.199 = 23.1\text{百万円}$</p> <p>法人事業税は法人事業税所得割+地方法人特別税であることから、 $10.51\text{百万円} + 23.09\text{百万円} = 33.6\text{百万円}$</p> <p>② (平成31年度)</p> <p>(5) ②より、適用額は特償対象額×特別償却率、法人税額は適用額×法人税率（平成31年度は23.2%）であることから、 適用額 : 400.2百万円 法人税 : 92.8百万円 法人住民税額は法人税×税率（12.9%）であることから、 $92.8\text{百万円} \times 0.129 = 12.0\text{百万円}$</p> <p>法人事業税所得割の減収額は適用額×税率（3.8%）であることから、 $400.2\text{百万円} \times 0.038 = 15.2\text{百万円}$</p> <p>地方法人特別税の減収額は法人事業税所得割×税率（219.9%）であることから、 $15.2\text{百万円} \times 2.199 = 33.4\text{百万円}$</p>

<p>法人事業税は法人事業税所得割+地方法人特別税であることから、 $15.2\text{百万円} + 33.4\text{百万円} = 48.6\text{百万円}$</p> <p>(平成32年度)</p> <p>(5) ②より、適用額は特償対象額×特別償却率、法人税額は適用額×法人税率（平成32年度は23.2%）であることから、 適用額 : 54.9百万円 法人税 : 12.7百万円 法人住民税額は法人税×税率（12.9%）であることから、 $12.7\text{百万円} \times 0.129 = 1.6\text{百万円}$</p> <p>法人事業税所得割の減収額は適用額×税率（3.8%）であることから、 $54.9\text{百万円} \times 0.038 = 2.1\text{百万円}$</p> <p>地方法人特別税の減収額は法人事業税所得割×税率（219.9%）であることから、 $2.1\text{百万円} \times 2.199 = 4.6\text{百万円}$</p> <p>法人事業税は法人事業税所得割+地方法人特別税であることから、 $2.09\text{百万円} + 4.59\text{百万円} = 6.7\text{百万円}$</p> <p>② (平成30年度)</p> <p>現地立地企業及び府県あてアンケート並びに府県への個別の聞き取り調査より適用見込数は、機械及び装置について3件であり、うち1件は特償対象額が2,300百万円、他2件は特償対象額が未定のため、要件に合致する最低価額と仮定し算出。</p> <p>(算定式)</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">特償対象額</td> <td style="padding-right: 20px;">特別償却率</td> <td style="padding-right: 20px;">法人税率</td> <td style="padding-right: 20px;">減収額（百万円）</td> </tr> <tr> <td>$(2,300 + 2.4 \times 2) \times$</td> <td>$(12/100) \times$</td> <td>$0.232 =$</td> <td>64.2</td> </tr> </table> <p>(平成31年度)</p> <p>現地立地企業及び府県あてアンケート並びに府県への個別の聞き取り調査より、建物及びその付属設備の適用見込数は3件であり、うち1件は特償対象額が3,750百万円、機械及び装置の適用見込数は5件であり、うち1件は特償対象額が1,150百万円。特償対象額が未定の場合については、要件に合致する最低価額と仮定し算出。</p> <p>(算定式)</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">I 建物及びその付属設備について</td> <td style="padding-right: 20px;">特償対象額</td> <td style="padding-right: 20px;">特別償却率</td> <td style="padding-right: 20px;">法人税率</td> <td style="padding-right: 20px;">減収額（百万円）</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>$(3,750 + 300 \times 2) \times$</td> <td>$(6/100) \times$</td> <td>$0.232 =$</td> <td>60.55</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">II 機械及び装置について</td> <td style="padding-right: 20px;">特償対象額</td> <td style="padding-right: 20px;">特別償却率</td> <td style="padding-right: 20px;">法人税率</td> <td style="padding-right: 20px;">減収額（百万円）</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>$(1,150 + 2.4 \times 4) \times$</td> <td>$(12/100) \times$</td> <td>$0.232 =$</td> <td>32.28</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">I、II より</td> <td style="padding-right: 20px;">$60.55 + 32.28 = 92.8$ (百万円)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>(平成32年度)</p> <p>現地立地企業及び府県あてアンケート並びに府県への個別の聞き取り調査より、建物及びその付属設備の適用見込数は3件、機械及び装置の適用見込数は3件。特償対象額が未定のため、要件に合致する最低価額と仮定し算出。</p> <p>(算定式)</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">I 建物及びその付属設備について</td> <td style="padding-right: 20px;">特償対象額</td> <td style="padding-right: 20px;">特別償却率</td> <td style="padding-right: 20px;">法人税率</td> <td style="padding-right: 20px;">減収額（百万円）</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>$(300 \times 3) \times$</td> <td>$(6/100) \times$</td> <td>$0.232 =$</td> <td>12.5</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">II 機械及び装置について</td> <td style="padding-right: 20px;">特償対象額</td> <td style="padding-right: 20px;">特別償却率</td> <td style="padding-right: 20px;">法人税率</td> <td style="padding-right: 20px;">減収額（百万円）</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>$(2.4 \times 3) \times$</td> <td>$(12/100) \times$</td> <td>$0.232 =$</td> <td>0.2</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">I、II より</td> <td style="padding-right: 20px;">$12.5 + 0.2 = 12.7$ (百万円)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>③ 減収額は、現地立地見込企業及び府県あてアンケート並びに府県への個別の聞き取り調査から得た適用見込企業の情報から算出しており、実際に適用されるかどうかは企業の何らかの個別判断によるものため、乖離が生じる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 「企業の何らかの個別判断によるもの」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>	特償対象額	特別償却率	法人税率	減収額（百万円）	$(2,300 + 2.4 \times 2) \times$	$(12/100) \times$	$0.232 =$	64.2	I 建物及びその付属設備について	特償対象額	特別償却率	法人税率	減収額（百万円）	I	$(3,750 + 300 \times 2) \times$	$(6/100) \times$	$0.232 =$	60.55	II 機械及び装置について	特償対象額	特別償却率	法人税率	減収額（百万円）	II	$(1,150 + 2.4 \times 4) \times$	$(12/100) \times$	$0.232 =$	32.28	I、II より	$60.55 + 32.28 = 92.8$ (百万円)				I 建物及びその付属設備について	特償対象額	特別償却率	法人税率	減収額（百万円）	I	$(300 \times 3) \times$	$(6/100) \times$	$0.232 =$	12.5	II 機械及び装置について	特償対象額	特別償却率	法人税率	減収額（百万円）	II	$(2.4 \times 3) \times$	$(12/100) \times$	$0.232 =$	0.2	I、II より	$12.5 + 0.2 = 12.7$ (百万円)			
特償対象額	特別償却率	法人税率	減収額（百万円）																																																							
$(2,300 + 2.4 \times 2) \times$	$(12/100) \times$	$0.232 =$	64.2																																																							
I 建物及びその付属設備について	特償対象額	特別償却率	法人税率	減収額（百万円）																																																						
I	$(3,750 + 300 \times 2) \times$	$(6/100) \times$	$0.232 =$	60.55																																																						
II 機械及び装置について	特償対象額	特別償却率	法人税率	減収額（百万円）																																																						
II	$(1,150 + 2.4 \times 4) \times$	$(12/100) \times$	$0.232 =$	32.28																																																						
I、II より	$60.55 + 32.28 = 92.8$ (百万円)																																																									
I 建物及びその付属設備について	特償対象額	特別償却率	法人税率	減収額（百万円）																																																						
I	$(300 \times 3) \times$	$(6/100) \times$	$0.232 =$	12.5																																																						
II 機械及び装置について	特償対象額	特別償却率	法人税率	減収額（百万円）																																																						
II	$(2.4 \times 3) \times$	$(12/100) \times$	$0.232 =$	0.2																																																						
I、II より	$12.5 + 0.2 = 12.7$ (百万円)																																																									

あると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（平成31年度までに施設立地数を150施設とする）に対する過去の効果（平成27年度から29年度まで）について、130件（平成27年度）、133件（平成28年度）及び142件（平成29年度）と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
- ② 達成目標（平成31年度までに施設立地数を150施設とする）に対する過去の効果について、「立地誘導に相当の効果があると評価でき、達成目標の実現に寄与している」と説明されているが、過去の適用数2件（平成29年度）及び租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件（平成28年度）は、10件未満と想定外に僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。
- ③ 達成目標（平成31年度までに施設立地数を150施設とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、「本税制特例措置を活用した企業（活用見込み含む）にあたるアンケート結果では、「税制特例が無ければいはんな地区に立地しなかった。当社にとって学研税制は負担軽減となり、大変有意義な制度である。」といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されている。また、本特例措置を活用した企業はこれまでに42社あり、立地誘導に相当の効果があると評価でき、達成目標の実現に寄与しているといえる」と説明されているが、過去の効果（施設立地数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ④ 達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）に対する過去の効果について、48.1%（平成27年度）、54.2%（平成28年度）及び57.3%（平成29年度）と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ⑤ 達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）に対する過去の効果について「立地誘導に相当の効果があると評価でき、達成目標の実現に寄与している」と説明されているが、過去の適用数2件（平成29年度）及び租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件（平成28年度）は、10件未満と想定外に僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。
- ⑥ 達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、「本税制特例措置を活用した企業（活用見込み含む）にあたるアンケート結果では、「税制特例が無ければいはんな地区に立地しなかった。当社にとって学研税制は負担軽減となり、大変有意義な制度である。」といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されている。また、本特例措置を活用した企業はこれまでに42社あり、立地誘導に相当の効果があると評価でき、達成目標の実現に寄与しているといえる」と説明されているが、過去の効果（施設整備率）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① （公財）関西文化学術研究都市推進機構ホームページに記載されている142施設には、施設立地数には税の適用を受ける施設だけでなく、文化施設や交流施設等の施設も含んでおり、税の適用を受けない施設も含む多様な施設の立地が間接的に共同研究開発の促進等につながるため、このような指標にしている。なお、施設立地数については、（公財）関西文化学術研究都市推進機構の調査によるものである。
- ② 本税制の適用数が少ないのは、対象の施設が少ないことによるため、その中で十分に達成目標の実現に寄与している。
- ③ 現立地企業及び府県あてアンケートでは、本税制の効果の有無として立地や運営のインセンティブになっているかを尋ねており、本特例措置によるものとして回答を受けていると考えている。
- ④ 〈平成27年度〉

府県に対し実施している関西文化学術研究都市における整備状況調査より、文化学術研究施設用地：795ha、文化学術研究施設が立地された面積：382haであることから、
 $382 \div 795 \times 100 = 48.1\%$
 〈平成28年度〉

府県に対し実施している関西文化学術研究都市における整備状況調査より、文化学術研究施設用地：712ha、文化学術研究施設が立地された面積：386haであることから、
 $386 \div 712 \times 100 = 54.2\%$
 〈平成29年度〉

府県に対し実施している関西文化学術研究都市における整備状況調査より、文化学術研究施設用地：731ha、文化学術研究施設が立地された面積：419haであることから、
 $419 \div 731 \times 100 = 57.3\%$

- ⑤ 本税制の適用数が少ないのは、対象の施設が少ないとによるため、その中で十分に達成目標の実現に寄与している。
- ⑥ 現立地企業及び府県あてアンケートでは、本税制の効果の有無として立地や運営のインセンティブになっているかを尋ねており、本特例措置によるものとして回答を受けていると考えている。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明では、アンケートの調査内容及び結果が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑥ 補足説明では、アンケートの調査内容及び結果が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（平成31年度までに施設立地数を150施設とする）に対する将来の効果（平成30年度から32年度まで）について、「H30～H32については、現立地企業及び府県あてアンケート結果等による」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ② 達成目標（平成31年度までに施設立地数を150施設とする）に対する将来の効果について、「目標を達成する見込みである」と説明されているが、予測される将来の適用数3件（平成30年度）、8件（平成31年度）及び6件（平成32年度）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。
- ③ 達成目標（平成31年度までに施設立地数を150施設とする）に対する将来の直接的な効果（平成30年度から32年度まで）について、「立地誘導に相当の効果があると評価でき」と説明されているが、将来の効果（施設立地数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ④ 達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）に対する将来の効果（平成30年度から32年度まで）について、「H30以降については、現立地企業及び府県あてアンケート結果等による」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ⑤ 達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）に対する将来の効果について、「平成30年4月時点で57.3%となっており、平成29年度末までに全地区平均で48.7%以上と見込んでいた目標を達成している」と説明されているが、予測される将来の適用数3件（平成30年度）、8件（平成31年度）及び6件（平成32年度）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目

<p>標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。</p> <p>⑥ 達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）に対する将来の直接的な効果（平成30年度から32年度まで）について、「立地誘導に相当の効果があると評価でき」と説明されているが、将来の効果（施設整備率）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p>
<p>① 現在立地企業及び府県あてアンケート並びに府県への個別の聞き取り調査より、税の適用予定を含めた立地施設予定数を聴取しており、平成30年度の立地施設数は6件、平成31年度の立地施設数は5件、平成32年度の立地施設数は3件であることから、平成30年度：142件+6件=148件 平成31年度：148件+5件=153件 平成32年度：153件+3件=156件</p> <p>なお、この期間の立地予定件数は、現在のところ全てこの件数であると聞いている。</p> <p>② 本税制の適用数が少ないので、対象の施設が少ないとによるため、その中で十分に達成目標の実現に寄与している。近年、科学イノベーションの強化のため、オープンイノベーションの推進がなされており、人材、知、資金が結集する「場」として本都市の活用が進められていることから、本税制の活用見込みも増えている。</p> <p>③ 現在立地企業及び府県あてアンケートでは、本税制の効果の有無として立地や運営のインセンティブになっているかを尋ねており、本特例措置によるものとして回答を受けていると考えている。</p> <p>④ 現在立地企業及び府県あてアンケート並びに府県への個別の聞き取り調査を行い、推計をしている。</p> <p>⑤ 本税制の適用数が少ないので、対象の施設が少ないとによるため、その中で十分に達成目標の実現に寄与している。近年、科学イノベーションの強化のため、オープンイノベーションの推進がなされており、人材、知、資金が結集する「場」として本都市の活用が進められていることから、本税制の活用見込みも増えている。</p> <p>⑥ 現在立地企業及び府県あてアンケートでは、本税制の効果の有無として立地や運営のインセンティブになっているかを尋ねており、本特例措置によるものとして回答を受けていると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明では、事後検証の方法について、アンケートの調査内容等が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「現立地企業及び府県あてアンケート並びに府県への個別の聞き取り調査を行い、推計をしている」との説明では、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥ 補足説明では、事後検証の方法について、アンケートの調査内容等が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税5)
	② 上記以外の税目		
3	要望区分等の別		
4	内容		
	《現行制度の概要》 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和62年法律第72号。以下「促進法」という。)に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めている。 建物及び付属設備(取得金額 3億円以上) 特別償却率 6/100 機械及び装置 (取得金額 240万円以上) 特別償却率 12/100 ※対象資産を新設又は増設したものに限定		
	《要望の内容》 上記内容の特別償却制度の2年延長を要望する。 建物及び付属設備(取得金額 3億円以上) 特別償却率 6/100 機械及び装置 (取得金額 240万円以上) 特別償却率 12/100 ※対象資産を新設又は増設したものに限定		
	《関係条項》 租税特別措置法 第44条、第68条の19 同法施行令 第28条の4、第39条の51		
5	担当部局		
6	評価実施時期及び分析対象期間		
	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～平成32年度		
7	創設年度及び改正経緯		
	昭和62年新規 ・特別償却率 (文化学術研究施設) 建物及び附属設備 15/100 機械及び装置 30/100 (文化学術研究交流施設) 建物及び附属設備 15/100 ・適用期限 建設計画承認の日から平成元年3月31日迄 平成元年 適用期限2年延長 平成3年 適用期限2年延長 平成5年 適用期限2年延長 平成6年 文化学術研究交流施設に対する適用廃止 特別償却率の削除 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 28/100 平成7年 適用期限2年延長 平成9年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100		

			機械及び装置 26/100 平成11年 適用期限2年延長 資金額要件の緩和 (5億円以上→2億円以上) 面積要件の撤廃 (3,000m ² →撤廃) 平成13年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 25/100 平成15年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 24/100 平成17年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 12/100 機械及び装置 24/100 平成19年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 10/100 機械及び装置 20/100 平成21年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 8/100 機械及び装置 16/100 平成23年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100 平成25年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100 平成27年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100 ※対象資産を新設または増設したものに限定。 平成29年 適用期限2年延長 資金額要件の引上げ (建物及び附属設備 2億円以上→3億円以上)
8	適用又は延長期間		
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西文化学術研究都市(以下「学研都市」という。)の建設は、促進法に基づき、文化学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることを基本方針としており、文化学術研究施設等の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。 また、平成28年3月には、国(国土交通省、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省)、地元地方公共団体、大学、立地企業、経済団体等の参画により、今後おおむね10年の都市の方向性を示した『新たな都市創造プラン』を策定し、「世界の知と産業を牽引する都市」「持続的にイノベーションを生み出す都市」「科学・生活・文化・自然環境が融合する持続可能都市」を目指す都市の姿とし、多様な主体がプラン実現に取り組んでいるところである。 本特例措置は、研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ることを目的とする。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>促進法第10条において、学研都市の建設に必要な税制上の措置を講ずるものと規定されている。また、促進法に基づく基本方針では「高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る」など、今後も学研都市の建設を促進してゆくこととされている。</p> <p>平成27年8月に閣議決定された「新たな国土形成計画」では、人口減少や国際競争が厳しさを増す中で、我が国の成長力を高めていくためには、持続的なイノベーション創出のための取組を推進することが必要であるとされており、学研都市について、我が国全体の発展のために活用することとされている。</p> <p>さらに、筑波研究学園都市とともにリニア中央新幹線の整備による知的対流(ナレッジ・リンク)、スーパー・メガリージョンの形成による高度な価値創造及び国内外の優秀な学生・研究者等が集い就労することと等、学研都市が果たす役割について明記されているところである。全国計画を受けて平成28年3月に策定された「近畿圏広域地方計画」においても、「イノベーションを支える知の拠点」「高度な知的人材集積拠点」として事業を推進していくこととしているように、我が国の発展にとって重要な位置づけがされている。</p> <p>また「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月 閣議決定)でも「持続的にイノベーションを生み出す環境を形成するためには、産学官の人材、知、資金を結集させ、共創を誘発する「場」の形成が重要」とされており、具体例として学研都市が明記されるなど、今後とも整備の促進が求められているところである。</p> <p>国家プロジェクトである学研都市の「文化学術研究施設」は、本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や産学官連携、シーズとニーズの融合がなされ、研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を強力に推進する必要がある。</p>
②	政策体系における政策目的的位置付け	<p>促進法第10条(税制上の措置)</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>業績指標94 関西文化学術研究都市における立地施設数</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。</p> <p>具体的には拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、平成31年度までに施設立地数を150施設とすることを目標としている。</p> <p>なお、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とすることを目標とする。</p>

				<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例により、研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誇導する。その集積により大学や他機関との共同研究・交流や産学官連携等により研究開発の進展、研究開発を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域の活性化といった効果が得られる。それにより政策目標である、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に寄与する。</p>													
10	有効性等	① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H27年度 (実績)</th><th>H28年度 (実績)</th><th>H29年度 (推計)</th><th>H30年度 (推計)</th><th>H31年度 (推計)</th><th>H32年度 (推計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td><td>2件</td><td>2件</td><td>2件</td><td>3件</td><td>8件</td><td>6件</td></tr> </tbody> </table> <p>*1 H27～H28 実績については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による</p> <p>*2 H29～H32 推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果等による</p> <p>前回の推計値と乖離した原因は、施設等の事業の用に供する年度が後年度にずれ込んでいること等が考えられる。</p>		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)	適用件数	2件	2件	2件	3件	8件	6件
	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)											
適用件数	2件	2件	2件	3件	8件	6件											
		② 適用額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H27年度 (実績)</th><th>H28年度 (実績)</th><th>H29年度 (推計)</th><th>H30年度 (推計)</th><th>H31年度 (推計)</th><th>H32年度 (推計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td><td>103.4</td><td>11.3</td><td>15.9</td><td>276.6</td><td>400.2</td><td>54.9</td></tr> </tbody> </table> <p>*1 H27～H28 実績については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による</p> <p>*2 H29 推計値については、府県あてアンケート結果等による</p> <p>*3 H30～H32 推計値については、取得価額を要件に合致する最低価額と仮定して算出</p> <p>前回の推計値と乖離した原因は、施設等の事業の用に供する年度が後年度にずれ込んでいること等が考えられる。</p>		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)	適用額	103.4	11.3	15.9	276.6	400.2	54.9
	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)											
適用額	103.4	11.3	15.9	276.6	400.2	54.9											
		③ 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H27年度 (実績)</th><th>H28年度 (実績)</th><th>H29年度 (推計)</th><th>H30年度 (推計)</th><th>H31年度 (推計)</th><th>H32年度 (推計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td><td>24.7</td><td>2.6</td><td>3.7</td><td>64.2</td><td>92.8</td><td>12.7</td></tr> </tbody> </table> <p>減収額は適用額×法人税率により算出 (法人税率について、H27は0.239、H28～H29は0.234、H30～H32は0.232)</p>		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)	減収額	24.7	2.6	3.7	64.2	92.8	12.7
	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)											
減収額	24.7	2.6	3.7	64.2	92.8	12.7											

	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H27 年度 (実績)</th><th>H28 年度 (実績)</th><th>H29 年度 (実績)</th><th>H30 年度 (推計)</th><th>H31 年度 (推計)</th><th>H32 年度 (推計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設立地数</td><td>130</td><td>133</td><td>142</td><td>148</td><td>153</td><td>156</td></tr> </tbody> </table> <p>※H30～H32 については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果等による</p> <p>(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H27 年度 (実績)</th><th>H28 年度 (実績)</th><th>H29 年度 (実績)</th><th>H30 年度 (推計)</th><th>H31 年度 (推計)</th><th>H32 年度 (推計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備率</td><td>48.1</td><td>54.2</td><td>57.3</td><td>58.7</td><td>56.4</td><td>56.9</td></tr> </tbody> </table> <p>※H30 以降については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果等による</p> <p>文化・学術・研究の拠点形成に向けて着実に整備が進んでおり、平成 30 年 4 月時点で 142 の研究所用施設等が立地している。平成 31 年度までの施設立地目標を 150 施設としており、平成 31 年度までの施設立地予定数が現地立地企業及び府県あてアンケート結果等より 11 施設であることから、目標を達成する見込みである。</p> <p>施設整備率については、平成 30 年 4 月時点で 57.3% となっており、平成 29 年度末までに全地区平均で 48.7% 以上と見込んでいた目標を達成している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制特例措置を活用した企業(活用見込み含む)にあてたアンケート結果では、「税制特例が無ければいけばいはんな地区に立地しなかった。当社にとって学研税制は負担軽減となり、大変有意義な制度である。」といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されている。また、本特例措置を活用した企業はこれまでに 42 社あり、立地誘導に相当の効果があると評価でき、達成目標の実現に寄与しているといえる。</p>		H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	H30 年度 (推計)	H31 年度 (推計)	H32 年度 (推計)	施設立地数	130	133	142	148	153	156		H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	H30 年度 (推計)	H31 年度 (推計)	H32 年度 (推計)	施設整備率	48.1	54.2	57.3	58.7	56.4	56.9
	H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	H30 年度 (推計)	H31 年度 (推計)	H32 年度 (推計)																								
施設立地数	130	133	142	148	153	156																								
	H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	H30 年度 (推計)	H31 年度 (推計)	H32 年度 (推計)																								
施設整備率	48.1	54.2	57.3	58.7	56.4	56.9																								
	⑤ 税収減を是認する理由等	平成 27 年度から平成 29 年度までの間に研究所用施設は 129 施設から 142 施設へと増加し、今後 2 年間ににおいても多数の研究所用施設の進出が見込まれている。 学研都市における関連施設等の新規立地による集積度の高まりは、他機関との共同研究・交流等の促進や研究開発の進展、新産業の創出等による地域の活性化といった効果に繋がるものであり、併せて、こうした学研都市への集積メリットが発揮されることは、我が国の文化等の発展及び国民経済の発達に寄与するものである。よって、今後も税収減を是認する効果が期待される。																												
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなることから、事業者の初期投資の負担軽減を図ることができる最小限の措置として、特別償却制度を活用しているものである。 租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限																											

			定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少ない点からも妥当性が認められる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	適用対象については、投資資金額が3億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、学研都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最低限の措置である。また、対象となる研究分野の制限を設けておらず、特定の者のみに優遇が受けられるといった公平性を欠くものではない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月(H28 国交 08)	

＜平成31年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30国交04）

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	船舶に係る特別償却制度の延長等		
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 外航船舶に関する達成目標（先進船舶を2025年までに250隻程度の導入）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ② 外航船舶に関する新たな達成目標（先進船舶を2025年までに250隻程度の導入）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 先進船舶に係る事項については、現在、調整中であり、本特例措置の適用期間の最終年度における達成目標については、調整中となります。一方、2025年までの導入目標の記載位置が適当ではなかったので、適切な位置に修正しました。
- ② 先進船舶の導入目標は、今回外航船を対象とした船舶特償制度について事項要望する部分について、新たに設定したものです。事項要望の対象は、先進船舶であり、先進船舶の概念を規定した海上運送法の改正時に立てた導入目標を達成目標と設定することが適当と考えています。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

-

【点検結果】

なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、内航船舶に関して「H30年度以降については、過去3年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① H30年度からH32年度の算出根拠については、調書の説明の通りですが、具体的な係数等を別紙添付致します。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税）について、外航船舶に関して「適用額（調査により把握）×特償率×法人税率（23.2%）により算出」と説明されているが、減収額と評価書に示された適用額に特別償却率及び法人税率を乗じた値と一致せず、説明に誤りがある。
- ③ 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税）について、内航船舶に関して「平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率（23.2%）により算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 法人住民税及び法人事業税に係る税負担軽減措置の要望はしておりませんが、減収額については評価書に別紙を添付いたしました。
- ② 過去の減収額については、過去の法人税率で算出しておりますので、ご指摘を踏まえ、注記を「適用額（調査により把握）×法人税率により算出」と修正致しました。
- ③ 過去の減収額については、調査により、適用件数、取得価額及び特償実施額を把握し記載おりますので、評価書の注釈欄を修正いたしました。
また、航海支援システム搭載船は「高度内航環境低負荷船（特償率18%適用船）」に位置づけられるため、そちらに記載しております。

【点検結果】

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
- ② 将來の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、外航船舶に関して「過去の実績（直近3年間の平均）をもとに推計」と説明されているが、減収額と当該年度の直近3年間の減収額の平均が一致せず、説明に誤りがある。
- ③ 将來の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、外航船舶に関して「適用額（調査により把握）×特償率×法人税率（23.2%）により算出」と説明されているが、減収額と評価書に示された適用額に特別償却率及び法人税率を乗じた値が一致せず、説明に誤りがある。
- ④ 将來の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、内航船舶に関して「H30年度以降については過去3年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ⑤ 将來の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、内航船舶に関して「平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率（23.2%）により算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 法人住民税及び法人事業税に係る税負担軽減措置の要望はしておりませんが、減収額については評価書に別紙を添付いたしました。
- ② 「過去の実績（直近3年間の平均）をもとに推計」の意味するところは、直近3ヶ年の減収額の実績ではなく、直近3年間の船価及び適用隻数の実績となりますが、評価書の注記についてもよりわかりやすい表現に修正しました。
- ③ 「適用額（調査により把握）×法人税率により算出」が正しい説明となりますので、修正致しました。
- ④・⑤ H30年度からH32年度の算出根拠については、調書の説明の通りですが、具体的な係数等を別紙にて添付致します。なお、見込額算定には償却率16%と18%でそれぞれ別個に算定しております。なお、航海支援システム搭載船については18%適用船として計上しており、個別に推計を行っておりません。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「H30年度以降については、平均船価（直近3年間の平均）×平均適用数（直近3年間の平均）×特徴率×法人税率により算出」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
③～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 外航船舶に関する達成目標（CO₂：平成32年度までに日本商船隊からのCO₂排出量を平成16年度比で21%削減する）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、「本租税特別措置を利用することにより、CO₂、NO_x削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる」と説明されているが、過去の効果（CO₂削減（%））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ② 外航船舶に関する達成目標（NO_x：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、「本租税特別措置を利用することにより、CO₂、NO_x削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる」と説明されているが、過去の効果（NO_x削減（%））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ③ 外航船舶に関する達成目標（平成22年度時点における過去5年間の日本商船隊の輸送比率の平均である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）に対する過去の効果（平成27年度から29年度まで）について、「輸送比率=世界の海上荷動き量（注1）／我が国商船隊の輸送量（注2）」、「（注1）出典：Clarksons「SHIPPING REVIEW DATABASE」及び「（注2）事業者からの法令に基づき報告により把握」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていない。
- ④ 外航船舶に関する達成目標（平成22年度時点における過去5年間の日本商船隊の輸送比率の平均である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、「本租税特別措置を利用することにより、CO₂、NO_x削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる」と説明されているが、過去の効果（輸送比率（%））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑤ 外航船舶に関する達成目標（先進船舶を2025年までに250隻程度の導入）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ⑥ 内航船舶に関する達成目標（CO₂：年間70隻程度（約9万トンCO₂の削減に相当）の省エネに資する船舶を普及する）に対する過去の効果（平成27年度から29年度まで）について、「事業者へのアンケート調査等に基づき算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ⑦ 内航船舶に関する達成目標（CO₂：年間70隻程度（約9万トンCO₂の削減に相当）の省エネに資する船舶を普及する）に対する過去の直接的な効果（平成29年度）について、「本租税特別措置を利用することにより、内航環境低負荷船及び高度内航環境低負荷船が平成29年度で15隻導入され、約8.5万トンのCO₂削減がなされた」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- また、同達成目標に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置を活用した内航船の8割が、本租税特別措置が船舶の建造に影響を与える」と説明されているが、その根拠が明らかにされていない。
- ⑧ 内航船舶に関する達成目標（NO_x：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する過去の効果（平成27年度から29年度まで）について、「事業者へのアンケート調査等に基づき算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値

及びその出典）が明らかにされていない。

- ⑨ 内航船舶に関する達成目標（NO_x：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置を活用した内航船の8割が、本租税特別措置が船舶の建造に影響を与える」と説明されているが、その根拠が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 本特例措置の直接的な効果についても、事業者への調査等により把握に努めています。（平成27年度：2.9%、平成28年度：3.4%、平成29年度：3.9%）
- ② CO₂排出量の削減とNO_x排出量の削減は相反関係にあり、CO₂排出量の削減によりNO_x排出量の増加が懸念されることから、NO_x排出量に係る目標を設定しているところです。なお、NO_x排出量については、事業者への調査により把握に努めています。
- ③ 計算に用いた数値は以下のとおりとなります。
- ① 世界の海上荷動き量：10,823百万トン（H27年）、11,150百万トン（H28年）、11,587百万トン（H29年）
 - ② 我が国商船隊の輸送量：1,056百万トン（H27年）、1,018百万トン（H28年）、997百万トン（H29年）
- ④ 個船の輸送量について、回答するのは困難です。
- ⑤ 先進船舶の導入目標は、今回外航船を対象とした船舶特徴制度について事項要望する部分について、新たに設定したものです。今後措置の内容を決めていくことになるため、過去の効果を設定することはできないと考えています。
- ⑥ 事業者へのアンケート調査による税制特例措置の利用隻数及び補助金等の交付決定の実績値を記載しております。
- また、「内航船の8割が、本租税特別措置が船舶の建造に影響を与える」の件についても、上記アンケート調査により把握し、記載しております。
- ⑦ 達成目標については、本税制措置の他、予算措置等の支援措置と併せて達成することとしており、例えば平成29年度の場合は全体で45隻中15隻が特別償却制度を利用しており、これが本税制による直接的な効果と認識しております。
- 評価書「10有効性等」 - 「④効果」の「〇所期の目標の実現状況」を修正し明記いたします。
- ⑧ CO₂排出量の削減とNO_x排出量の削減は相反関係にあり、CO₂排出量の削減によりNO_x排出量の増加が懸念されることから、NO_x排出量に係る目標を設定しているところです。なお、NO_x排出量については、事業者への調査により把握に努めています。
- ⑨ 事業者へのアンケート調査により把握し、記載しております。

【点検結果】

- ① 「事業者への調査等により把握に努めています。（平成27年度：2.9%、平成28年度：3.4%、平成29年度：3.9%）」との説明では、事業者への調査等の内容及び結果が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑤・⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ⑦ 「平成29年度の場合は全体で45隻中15隻が特別償却制度を利用」との説明では、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
- ⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑨ 補足説明では、アンケート調査の内容及び結果が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 外航船舶に関する達成目標（CO 2：平成32年度までに日本商船隊からのCO 2排出量を平成16年度比で21%削減する）に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）が年度ごとに予測されていない。
- ② 外航船舶に関する達成目標（CO 2：平成32年度までに日本商船隊からのCO 2排出量を平成16年度比で21%削減する）に対する将来の効果（平成32年度）について、「H32年度については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ③ 外航船舶に関する達成目標（CO 2：平成32年度までに日本商船隊からのCO 2排出量を平成16年度比で21%削減する）に対する将来の直接的な効果（平成32年度）について、「本租税特別措置を利用することにより、CO 2、NOx削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる」と説明されているが、将来の効果（CO 2削減（%））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ④ 外航船舶に関する達成目標（NO x：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）が年度ごとに予測されていない。
- ⑤ 外航船舶に関する達成目標（NO x：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の効果（平成32年度）について、「H32年度については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ⑥ 外航船舶に関する達成目標（NO x：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の直接的な効果（平成32年度）について、「本租税特別措置を利用することにより、CO 2、NOx削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる」と説明されているが、将来の効果（NO x削減（%））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑦ 外航船舶に関する達成目標（平成22年度時点における過去5年間の日本商船隊の輸送比率の平均である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）が年度ごとに予測されていない。
- ⑧ 外航船舶に関する達成目標（平成22年度時点における過去5年間の日本商船隊の輸送比率の平均である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）に対する将来の効果（平成32年度）について、「H32年度については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ⑨ 外航船舶に関する達成目標（平成22年度時点における過去5年間の日本商船隊の輸送比率の平均である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）に対する将来の直接的な効果（平成32年度）について、「本租税特別措置を利用することにより、CO 2、NOx削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる」と説明されているが、将来の効果（輸送比率（%））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑩ 外航船舶に関する達成目標（先進船舶を2025年までに250隻程度の導入）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ⑪ 内航船舶に関する達成目標（CO 2：年間70隻程度（約9万トンCO 2の削減に相当）の省エネに資する船舶を普及する）に対する将来の効果（平成31年度及び32年度）が年度ごとに予測されていない。
- ⑫ 内航船舶に関する達成目標（CO 2：年間70隻程度（約9万トンCO 2の削減に相当）の省エネに資する船舶を普及する）に対する将来の効果（平成30年度）について、「H30年度については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用い

た数値及びその出典）が明らかにされていない。

- ⑬ 内航船舶に関する達成目標（CO 2：年間70隻程度（約9万トンCO 2の削減に相当）の省エネに資する船舶を普及する）について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑭ 内航船舶に関する達成目標（NO x：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の効果（平成31年度及び32年度）が年度ごとに予測されていない。
- ⑮ 内航船舶に関する達成目標（NO x：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の効果（平成30年度）について、「H30年度については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ⑯ 内航船舶に関する達成目標（NO x：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の効果（平成32年度）について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 平成30年度及び31年度の数値を記入しました。また、追記に伴い、注釈についても修正しました。
- ② 政策目標の目標値となります。
- ③ 本特例措置の直接的な効果についても、過去の実績をもとに予測に努めています。（平成30年度：4.4%、平成31年度：4.8%、平成32年度：5.2%）
- ④ 平成30年度及び31年度の数値を記入しました。
- ⑤ 政策目標の目標値となります。
- ⑥ CO2排出量の削減とNOx排出量の削減は相反関係にあり、CO2排出量の削減によりNOx排出量の増加が懸念されることから、NOx排出量に係る目標を設定しているところです。なお、NOx排出量については、事業者への調査により把握に努めています。
- ⑦ 平成30年度及び31年度の数値を記入しました。
- ⑧ 政策目標の目標値となります。
- ⑨ 個船の輸送量について、回答するのは困難です。
- ⑩ 先進船舶に係る事項については、現在、調整中であり、達成目標に対する将来の効果の予測については調整中となります。また、運送サービスの質を相当程度向上させる先進船舶の早期普及が見込まれます。
- ⑪ 内航船舶の達成目標は平成42年度までに省エネに資する船舶1190隻の普及ですが、これは年間あたりで必要な隻数が70隻程度となるため、現時点ではこの数字を要望期間中の達成目標（測定指標）としてしております。
- ⑫ ⑪と同一の考え方となります。
- ⑬ 要望書本文「10有効性等」－「①適用数」に記載した通り（内航）の内航環境低負荷船5隻、高度内航環境低負荷船9隻の計14隻の普及が本特例措置の直接的な効果の予測になり、またその効果については事業者への調査により把握に努めています。
- ⑭～⑯ CO2排出量の削減とNOx排出量の削減は相反関係にあり、CO2排出量の削減によりNOx排出量の増加が懸念されることから、NOx排出量に係る目標を設定しているところです。なお、NOx排出量については、事業者への調査により把握に努めています。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「H30年度、H31年度に係るCO 2の数値については予測値」との説明では、達成目標に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 「平成30年度：4.4%、平成31年度：4.8%、平成32年度：5.2%」との説明では、その根拠が明らかにされておらず、説明に不足があるため、この点を課題とする。
- ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、

達成目標に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

⑤・⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑦ 準足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

⑧・⑨ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 準足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「運送サービスの質を相当程度向上させる先進船舶の早期普及が見込まれます」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

⑪ 準足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果（平成31年度及び32年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

⑫ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑬ 準足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑭～⑯ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

(別紙)

船舶の特別償却に係る減収見込額（延長）（内航）

○ 減収見込額 : 1,810百万円

○適用隻数見込

$$\cdot 74\text{隻} \times 19.0\% \approx 14\text{隻}$$

・税制特例措置等の継続的な支援効果による=高度環境低負荷船への移行 3隻

高度環境低負荷船：9隻（推計値6隻+3隻（環境低負荷船からの移行分）

内航環境低負荷船：5隻（推計値8隻-移行分）

※1 新造船見込隻数：74隻

・過去3年間（平成27年度～平成29年度）における新造船（300トン以上）隻数の平均

※2 税制利用率：19.0%（うち高度船：7.7% その他11.3%）

・過去3年間（平成27年度～平成29年度）の新造船（300トン以上）に占める特別償却制度利用船舶の割合

<延長部分>

○ 減収見込額（以下「減収見込額①②」の合計） : 1,810百万円

【高度環境低負荷船】

(平均船価)	(適用見込隻数)	(特償率)	(法人税率)	(減収見込額①)
3,224百万円※3	× 9隻	× 18%	× 23.2%	= 1,212百万円

【環境低負荷船】

(平均船価)	(適用見込隻数)	(特償率)	(法人税率)	(減収見込額②)
3,224百万円※3	× 5隻	× 16%	× 23.2%	= 598百万円

※3 平均船価：過去3年間（平成27年度～平成29年度）の本税制利用船舶の船価の平均

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		船舶に係る特別償却制度の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税 10)
		② 上記以外の税目	所得税
3	要望区分等の別		
4	<p>内容</p> <p>《現行制度の概要》</p> <p>海上運送業を営む法人が、環境負荷の低減に資する船舶等の取得をした場合には、船舶の区分に応じて特別償却ができる。</p> <p>(外航)</p> <p>外航日本船舶………特別償却率 18/100</p> <p>外航日本船舶以外の船舶…特別償却率 16/100</p> <p>(内航)</p> <p>高度環境低負荷船………特別償却率 18/100</p> <p>環境低負荷船………特別償却率 16/100</p> <p>《要望の内容》</p> <p>現行の措置を2年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日(所得税は平成 33 年 12 月 31 日)までとするとともに、外航船舶について、先進船舶の導入促進に向けた所要の措置を講じる。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 11 条、第 43 条、第 66 条の 6、第 68 条の 16 同法施行令第 5 条の 8、第 28 条、第 39 条の 14~20、第 39 条の 49 海上運送法第 2 条、第 39 条の 10~11 同法施行規則第 42 条の 8~12 船員法第 117 条の 3 船舶職員及び小型船舶操縦者法第 2 条、第 18 条、第 20 条、第 23 条の 31~32 臨時船舶建造調整法第 2~4 条 船舶法第 1 条、第 20 条 船舶のトン数の測度に関する法律第 4 条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 3、第 19 条の 25 ~26 同法施行令第 11 条の 7 二酸化炭素放出抑制船舶の二酸化炭素抑制指標に関する基準を定める省令第 1 条</p>		
5	担当部局		
6	評価実施時期及び分析対象期間		
7	創設年度及び改正経緯		

			一の上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)を除外)
			平成 19 年度 延長(外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加)
			平成 21 年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外の外航船舶に係る償却割合を 16/100(現行 18/100)に引き下げ)
			平成 23 年度 縮減・延長(経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を 16/100(現行 18/100)に引き下げ)
			平成 25 年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人及びその子会社が取得等をする船舶を対象から除外、外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加)
			平成 27 年度 縮減・延長(対象から総トン数 1 万トン未満の外航船舶を除外、環境負荷低減要件の引き上げ、追加)
			平成 29 年度 縮減・延長(環境負荷低減要件の引き上げ)
			(内航)
			平成 17 年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)を除外)
			平成 19 年度 延長
			平成 21 年度 拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境低負荷船については 18%)
			平成 23 年度 縮減・延長(推進効率改良型プロペラ設置必須化等の設備要件見直し)
			平成 25 年度 縮減・延長(サイドスラスター設置必須化等の設備要件の見直し)
			平成 27 年度 縮減・延長(LED 証明器具設置必須化等の設備要件の見直し)
			平成 29 年度 延長
			・拡充(内航環境低負荷船のうち、「航海支援システム」を搭載したものについては 18%に引き上げ) ・縮減(バルバスハウまたはバルブレス船型を必須要件化)
8	適用又は延長期間		
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国際社会からのCO₂排出削減等の環境負荷の低減への要請に応え、エネルギー効率が高く環境にやさしい船舶の建造投資を促進することで、国際海上輸送や内航海運における環境負荷低減を図ることを目的とする。また、IoT をはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、傭船者たるオペレーターの競争力をさらに図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>(外航)</p> <p>・第 169 回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第 53 号)審議」における附帯決議</p> <p>「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」</p>

		<p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「交通政策基本計画」(平成 27 年 2 月 13 日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本方針 C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」「目標④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める」 ・「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定) 該当箇所抜粋 第2節 地球温暖化対策・施策 <ol style="list-style-type: none"> 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策 <ol style="list-style-type: none"> ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 <ol style="list-style-type: none"> (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 ○船舶分野の省エネ化 船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図ってきたところであり、今後も引き続きこうした船舶の普及促進を図る。 			<p>CO2: 平成 42 年度までに省エネに資する船舶 1190 隻の普及を図る(157 万トンCO2 の削減)。</p> <p>NOx: 新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20% 削減)を上回る 22% の削減を行う。</p> <p>【要望期間中の達成目標(測定指標)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2: 年間 70 隻程度(約 9 万トン CO2 の削減に相当)の省エネに資する船舶を普及する ・NOx: 新造船について 22% の削減を行う(平成 22 年度比) <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>(外航)</p> <p>国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会からも日本商船隊の CO2 排出削減が求められているところ、達成目標を実現することで、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造を促進し、要請に応えた日本商船隊の整備に寄与する。また、先進船舶の導入促進により IoT をはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、傭船者たるオペレーターの競争力の向上に寄与する。</p> <p>(内航)</p> <p>我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、また、旅客面では地域社会におけるライフラインとなっている内航海運について、環境負荷低減の政策目的の達成に向け、環境負荷低減に資する船舶への投資促進に寄与する。</p>																												
②: 政策体系における政策目的の位置付け		<p>(外航)</p> <p>政策目標 6: 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19: 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>業績指標 70: 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合</p> <p>(内航)</p> <p>政策目標 3: 地球環境保全</p> <p>施策目標 9: 地球温暖化防止等の環境保全</p> <p>業績指標 33: 環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進による CO2 排出削減量(平成 25 年度比)</p>			<p>10 有効性等 ① 適用数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。 <p>(外航)</p> <p>【適用隻数】【法人税】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度区分</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶 (適用者数)</td> <td>3 (3)</td> <td>1 (1)</td> <td>1 (1)</td> <td>2 (2)</td> <td>2 (2)</td> <td>2 (2)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度区分</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)</td> <td>28 (11)</td> <td>37 (16)</td> <td>29 (15)</td> <td>31 (14)</td> <td>31 (14)</td> <td>31 (14)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※ H30 年度以降については過去の実績(直近 3 年間の平均)をもとに推計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の本租税特別措置に関する政策評価における想定数は、H28 年度 41 隻、H29 年度 36 隻であり、H28 年度の実績値は 38 隻、H29 年度は 30 隻であることから、適用数が想定外に僅少となっているとは言えない。 ・H27-29 年度適用者数は合計で 47 社であることから、特定の者への偏りはない。 	年度区分	H27	H28	H29	H30	H31	H32	外航日本船舶 (適用者数)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	年度区分	H27	H28	H29	H30	H31	H32	外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)	28 (11)	37 (16)	29 (15)	31 (14)	31 (14)	31 (14)
年度区分	H27	H28	H29	H30	H31		H32																										
	外航日本船舶 (適用者数)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	2 (2)																										
年度区分	H27	H28	H29	H30	H31	H32																											
	外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)	28 (11)	37 (16)	29 (15)	31 (14)	31 (14)	31 (14)																										
③: 達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2 削減: 平成 32 年度までに日本商船隊からの CO2 排出量を平成 16 年度比で 21% 削減する(排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む。)。 ・NOx 削減: 新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20% 削減)を上回る 22% 削減する。 ・我が国の外航海運の発展を図るために、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成 22 年度時点における過去 5 年間の日本商船隊の輸送比率の平均である約 10% を元に、引き続きその輸送比率を維持する。 ・先進船舶を 2025 年までに 250 隻程度の導入を目指す。 <p>【要望期間中の達成目標(測定指標)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際海運の CO2、NOx の削減に向けた主導的貢献 CO2: 平成 32 年度までに日本商船隊からの CO2 排出量を平成 16 年度比で 21% 削減する。 NOx: 新造船について 22% の削減を行う(平成 22 年度比) ・我が国の外航海運の発展を図るために、平成 22 年度時点における過去 5 年間の日本商船隊の輸送比率の平均である約 10% を元に、引き続きその輸送比率を維持する。 <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2、NOx の削減に向けた環境低負荷船等の普及促進 																															

		<p>(内航)</p> <p>【適用隻数】【法人税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境 低負荷船舶 (適用者)</td><td>11 <10></td><td>8 <7></td><td>9 <7></td><td>5 <5></td><td>5 <5></td><td>5 <5></td></tr> <tr> <td>高度内航環境 低負荷船舶 (適用者)</td><td>3 <3></td><td>5 <3></td><td>6 <5></td><td>9 <9></td><td>9 <9></td><td>9 <9></td></tr> </tbody> </table> <p>※ H29 年度までは海事局内航課による「内航貨物船に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※ H30 年度以降については、過去 3 年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29 年度適用数について、前回の本税制特例措置に関する政策評価では、「内航環境低負荷船舶」及び「高度内航環境低負荷船舶」の合計を 17 隻と想定している一方、実際の環境低負荷に資する船舶は 15 隻となっており、適用数が想定外に僅少とはなっていない。 ・また、H27-H29 年度における本租税特別措置の適用者数は合計 35 社であり、適用実績に比して特定の者への偏りもない。 		H27	H28	H29	H30	H31	H32	内航環境 低負荷船舶 (適用者)	11 <10>	8 <7>	9 <7>	5 <5>	5 <5>	5 <5>	高度内航環境 低負荷船舶 (適用者)	3 <3>	5 <3>	6 <5>	9 <9>	9 <9>	9 <9>																					
	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																						
内航環境 低負荷船舶 (適用者)	11 <10>	8 <7>	9 <7>	5 <5>	5 <5>	5 <5>																																						
高度内航環境 低負荷船舶 (適用者)	3 <3>	5 <3>	6 <5>	9 <9>	9 <9>	9 <9>																																						
	② 適用額	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。</p> <p>(外航)</p> <p>【適用額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td><td>2,189</td><td>2,949</td><td>706</td><td>2,337</td><td>2,337</td><td>2,337</td></tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td><td>23,019</td><td>33,443</td><td>25,490</td><td>27,260</td><td>27,260</td><td>27,260</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※ H30 年度以降については過去の実績(直近 3 年間の平均)をもとに推計</p> <p>(内航)</p> <p>【適用額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境 低負荷船舶</td><td>4,581</td><td>1,835</td><td>4,200</td><td>2,579</td><td>2,579</td><td>2,579</td></tr> <tr> <td>高度内航環境 低負荷船舶</td><td>1,555</td><td>2,685</td><td>6,706</td><td>5,223</td><td>5,223</td><td>5,223</td></tr> </tbody> </table> <p>※ H29 年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※ H30 年度以降については、過去 3 年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計。</p>	年度 区分	H27	H28	H29	H30	H31	H32	外航日本船舶	2,189	2,949	706	2,337	2,337	2,337	外航日本船舶 以外の船舶	23,019	33,443	25,490	27,260	27,260	27,260		H27	H28	H29	H30	H31	H32	内航環境 低負荷船舶	4,581	1,835	4,200	2,579	2,579	2,579	高度内航環境 低負荷船舶	1,555	2,685	6,706	5,223	5,223	5,223
年度 区分	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																						
外航日本船舶	2,189	2,949	706	2,337	2,337	2,337																																						
外航日本船舶 以外の船舶	23,019	33,443	25,490	27,260	27,260	27,260																																						
	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																						
内航環境 低負荷船舶	4,581	1,835	4,200	2,579	2,579	2,579																																						
高度内航環境 低負荷船舶	1,555	2,685	6,706	5,223	5,223	5,223																																						

	② 減収額	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。</p> <p>(外航)</p> <p>【減収見込み】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td><td>512</td><td>690</td><td>165</td><td>542</td><td>542</td><td>542</td></tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td><td>5,386</td><td>7,826</td><td>5,965</td><td>6,324</td><td>6,324</td><td>6,324</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※ H30 年度以降については、平均船価(直近 3 年間の平均) × 平均適用数(直近 3 年間の平均) × 特償率 × 法人税率により算出</p> <p>※ 適用額(調査により把握) × 法人税率により算出</p> <p>※ 法人住民税及び法人事業税に係る減収額については、別紙参照</p> <p>(内航)</p> <p>【減収見込み】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境 低負荷船舶</td><td>1,094</td><td>439</td><td>983</td><td>598</td><td>598</td><td>598</td></tr> <tr> <td>高度内航 環境低負 荷船舶</td><td>372</td><td>642</td><td>1,569</td><td>1,212</td><td>1,212</td><td>1,212</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 29 年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※ H30 年度以降については過去 3 年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計</p> <p>※ 平成 30 年度以降見込額の算出根拠式: 平均船価 × 適用見込隻数 × 特償率 × 法人税率(23.2%)により算出</p> <p>※ 法人住民税及び法人事業税に係る減収額については、別紙参照</p>	年度 区分	H27	H28	H29	H30	H31	H32	外航日本船舶	512	690	165	542	542	542	外航日本船舶 以外の船舶	5,386	7,826	5,965	6,324	6,324	6,324		H27	H28	H29	H30	H31	H32	内航環境 低負荷船舶	1,094	439	983	598	598	598	高度内航 環境低負 荷船舶	372	642	1,569	1,212	1,212	1,212
年度 区分	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																						
外航日本船舶	512	690	165	542	542	542																																						
外航日本船舶 以外の船舶	5,386	7,826	5,965	6,324	6,324	6,324																																						
	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																						
内航環境 低負荷船舶	1,094	439	983	598	598	598																																						
高度内航 環境低負 荷船舶	372	642	1,569	1,212	1,212	1,212																																						
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>(外航)</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CO2 削減(%)</td><td>11</td><td>15</td><td>17</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr> <td>NOx 削減(%)</td><td>25</td><td>23</td><td>26</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td></tr> <tr> <td>輸送比率(%)</td><td>9.8</td><td>9.1</td><td>8.6</td><td>10.0</td><td>10.0</td><td>10.0</td></tr> </tbody> </table> <p>※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの</p> <p>※輸送比率については、各年度において以下により算出 輸送比率 = 世界の海上荷動き量(注 1) / 我が国商船隊の輸送量</p>	年度 区分	H27	H28	H29	H30	H31	H32	CO2 削減(%)	11	15	17	19	20	21	NOx 削減(%)	25	23	26	22	22	22	輸送比率(%)	9.8	9.1	8.6	10.0	10.0	10.0														
年度 区分	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																						
CO2 削減(%)	11	15	17	19	20	21																																						
NOx 削減(%)	25	23	26	22	22	22																																						
輸送比率(%)	9.8	9.1	8.6	10.0	10.0	10.0																																						

	<p>(注 2)</p> <p>(注 1) 出典: Clarksons 「SHIPPING REVIEW DATABASE」</p> <p>(注 2) 事業者からの法令に基づき報告により把握</p> <p>※H30 年度から H32 年度の数値については目標値(但し、H30 年度、H31 年度に係る CO2 の数値については予測値)</p> <p>○所期の目標の実現状況</p> <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2 削減: 日本商船隊からの CO2 排出量を 17% 削減(平成 16 年度比)。 ・NOx 削減: 新造船について目標値である 22% 以上の削減を達成(平成 22 年度比)。 ・輸送比率: 我が国商船隊の輸送比率の目標値が約 10% であるところ、平成 29 年度においては 8.6% であった。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的な効果》</p> <p>本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx 削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる。</p> <p>仮に本租税特別措置が認められなかった場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 船舶所有者が、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。 ② 環境負荷低減船の普及を妨げることになる。 <p>(内航)</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省エネに資する船舶(隻)</td> <td></td> <td>67</td> <td>53</td> <td>45</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>NOx 削減(%)</td> <td></td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業者へのアンケート調査等に基づき算出</p> <p>※H30 年度については目標値</p> <p>○所期の目標の実現状況</p> <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2 削減: 本特例をはじめとする税制による支援措置のほか、予算による支援措置等による船舶分野の省エネ化に向けた総合的な普及促進を図り、年間 70 隻程度(約 9 万トン CO2 の削減に相当)の省エネに資する船舶を普及することが目標値であるところ、H27~H29 の平均で年間 55 隻であった。 ・NOx 削減: 新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20% 削減)を上回る 22% 削減(平成 22 年度比)が目標値であるところ、平成 27 年度時点においては 22% 削減の目標を達成している。 <p>内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が求められていることから、より環境性能の高い先進</p>	区分	年度	H27	H28	H29	H30	省エネに資する船舶(隻)		67	53	45	70	NOx 削減(%)		22	22	22	22
区分	年度	H27	H28	H29	H30														
省エネに資する船舶(隻)		67	53	45	70														
NOx 削減(%)		22	22	22	22														

		<p>的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進するため、平成 29 年度より新たな達成目標を設定している。</p> <p>○租税特別措置等による直接的な効果</p> <p>本租税特別措置を利用することにより、内航環境低負荷船及び高度内航環境低負荷船が平成 29 年度で 15 隻導入され、約 8.5 万トンの CO2 削減がなされた。</p> <p>本租税特別措置を活用した内航船の 8 割以上が、本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えているとしており、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できることとなることから、本租税特別措置は直接的な効果を有するものである。</p>
	⑤	<p>○税収減を是認する理由等</p> <p>(外航)</p> <p>課税の繰延によってキャッシュフローが確保されることにより、船舶所有者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。</p> <p>日本商船隊の輸送比率の目標値である約 10% を確保するため、本租税特別措置により、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給を促し、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図る必要がある。また、NOx 削減率についても、新造船について目標値である約 22% 削減の実現に寄与していることからも、税収額を是認する効果が認められる。</p> <p>(内航)</p> <p>環境負荷低減に係る国際的要請に応えるため、政府の目標として省エネに資する船舶の普及が求められている。</p> <p>本租税特別措置は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収することができるため、内航海運事業者の新造船の建造意欲を増進させることができる。この際、対象となる新造船について環境負荷低減に係る要件を付加することで、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換を促す効果が得られるため、一段の環境負荷低減を実現する政策目的の達成手段として有効である。</p> <p>加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰延によってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果がある。</p> <p>上記の理由から、本税制特例措置には税収額を是認する効果が認められる。</p>
11	相当性	<p>○相手方</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>(外航)</p> <p>本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造や船隊の拡大のための投資を促進するという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>なお、国の補助金による支援措置は、WTO サービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることからも、本租税特別措置による支援が妥当である。</p>

		<p>※他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるなければならない</p> <p>(内航)</p> <p>本税制特例措置は課税の繰り延べであり、減税額相当額を補助金として交付するよりも国庫負担は小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。また、予算上の措置による支援のみでは財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体の環境低負荷船舶への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できることなどから政策目的に対する手段として十分とは言えない。</p> <p>このため、本税制特例措置と船舶用省エネ設備の導入促進に係る補助などの予算措置と合わせて実施することが省エネに資する船舶の普及促進という政策目的達成のため妥当である。</p>
② 他の支援措置や義務付け等との役割分担		<p>(外航)</p> <p>船舶所有者に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中心とした日本商船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第 169 回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第 53 号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶特別償却制度・買換特例制度:船舶所有者の再投資の促進 ・国際船舶の固定資産税軽減措置:船舶所有者の船舶保有コストの低減 ・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置:船舶所有者の船舶取得時の負担低減 <p>(内航)</p> <p>内航船舶取得に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、内航海運の安定輸送の確保や環境負荷低減を図っている。</p> <p>まず、税制特例措置については、買換特例が輸送の安定性・効率性の低下リスクが高い老朽船を、環境低負荷・安全性・経済性に優れた良質な船舶へ安定的かつ計画的な代替建造の促進、中小企業投資促進税制が中小零細事業者の船舶取得を支援するもの、そして本租税特別措置である船舶の特別償却制度がエネルギー効率が高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境低負荷を実現することをそれぞれ目的としており、明確に役割分担がなされている。</p> <p>また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により、環境</p>

			<p>負荷低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高い船舶の建造に必要な低利・長期資金を供給している。</p> <p>更に、省エネに資する船舶に係る予算上の支援措置として以下のものを要求予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶用省エネ設備の導入促進に係る補助(平成 31 年度概算要求: 1,685 百万円の内数)
③ 地方公共団体が協力する相当性			地方税に関係しない
12 有識者の見解			—
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期			平成 29 年 8 月 (H29 国交 15)

(別紙)

法人住民税及び法人事業税に係る減収見込み額試算（船舶特償）

1. 法人住民税

(1) 外航

【減収見込み】

(単位：百万円)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
外航日本船舶	66	89	21	70	70	70
外航日本船舶 以外の船舶	695	1,010	769	816	816	816

※ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 (12.9%)

(2) 内航

【減収見込み】

(単位：百万円)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
内航環境低負荷船舶	141	57	127	77	77	77
高度内航環境 低負荷船舶	48	83	202	156	156	156

※ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 (12.9%)

2. 法人事業税（所得割）

(1) 外航

【減収見込み】

(単位：百万円)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
外航日本船舶	34	46	11	36	36	36
外航日本船舶 以外の船舶	361	524	400	424	424	424

※ 法人事業税（所得割） = 法人税減収額 × 税率 (6.7%)

(2) 内航

【減収見込み】

(単位：百万円)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
内航環境低負荷船舶	73	29	66	40	40	40
高度内航環境 低負荷船舶	25	43	105	81	81	81

※ 法人住民税（所得割） = 法人税減収額 × 税率 (6.7%)

＜平成31年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30国交05）

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (特定地域における工業用機械等の特別償却)（半島振興対策実施地域として指定された地区）							
措置の内容	平成28年度時点	半島振興法の半島振興対策実施地域として指定された地区的うち認定半島産業振興促進計画に記載された地区において、産業振興機械等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の32%（建物等は48%）の割増償却がかかる。							
	平成29年度税制改正以後	従前どおり							
	平成30年度税制改正以後	従前どおり							
政策目的		半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。							
評価対象税目	義務対象			努力義務対象					
	法人税								
関係条項		措法第45条、第68条の27							
要望内容		措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。							
創設年度		S61	過去の政策評価の実績	H22国交12、H24国交07、H26国交06、H28国交01					区分 延長

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税目	法人税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度））では、政策目的（半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、半島地域における就業者数の増減率等、より適切な達成目標を設定する必要がある。

【国土交通省の補足説明】

- ① 本事業の政策目的は、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、「雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る」ことになり、「雇用の確保」のみを目的とするものではない。

「若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化」は、雇用の確保のみならず、地域の事業者（例えば特産品の製造業や農林水産物等販売業、観光業（旅館業））による地域・特産品の魅力のPRによる「関係人口」の拡大等総合的な施策によって達成されるものであり、より広い観点からの評価が必要である。

したがって、「雇用の確保」に係る就業者数の増減率のみによって本事業の政策効果を評価するのではなく、より総合的な人口に係る指標である社会増減率に係る指標を引き続き用いることとした。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（平成29年度の法人税）について、「H29年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① H29年度の適用件数は、関係道府県から聞き取った実績数であり、計算式を用いて算出したものではない。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、平成30年度は「((H27年度新規適用件数（推計）／H27年度産業振興促進計画作成市町村数）+ (H28新規適用件数（推計）／H28年度作成市町村数）+ (H29新規適用件数／H29年度作成市町村数))／3年×H30年度作成市町村数」により算出し、31年度及び32年度は「H30年度と同様の算定式で算出する値になると見込む」と説明されているが、各年度における産業振

興促進計画作成見込市町村数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

また、適用数の累計について、平成30年度は「前年度実績（累計）と当該年度見込（新規）との合計で算出。ただし、H25年度に制度を適用した工業用機械等については、6年目を迎えるため、H25年度実績を除いて算出」し、31年度及び32年度は「H30年度と同様の考え方であるが、H26年度、H27年度に制度を適用した工業用機械等については、それぞれ6年目を迎えるためそれぞれH26、H27実績を除いて算出」と説明されているが、30年度から32年度までの各年度における制度を適用してから6年目を迎える工業用機械等について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が示されていない。

② 将來の適用数（平成30年度の法人税）について、「(H27年度新規適用件数（推計）／H27年度産業振興促進計画作成市町村数) + (H28新規適用件数（推計）／H28年度作成市町村数) + (H29新規適用件数／H29年度作成市町村数))／3年×H30年度作成見込市町村数」と説明されているが、平成29年度新規適用件数が推計であることが記載されておらず、説明に不足がある。

また、将來の適用数（平成32年度の法人税）について、「H30年度と同様の算定式で算出する値になると見込む」と説明した上で、148件と説明されているが、平成30年度と同様の算定式で算出（平成31年度実績（累計）153件）+ 平成32年度新規適用件数（39件）- 平成27年度に制度を適用した工業用機械等（多くとも7件（平成27年度の新規適用件数が7件であり、平成27年度に制度を適用した工業用機械等はその内数であると考えられるため））した値は少なくとも185件となり、値が一致しないため、説明に誤りがある。

【国土交通省の補足説明】

- ①・② 算定根拠参照

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「H30からH32年度までの各年度における制度を適用してから6年目を迎える工業用機械の実績については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値であり」、「H25年度（H30年度に6年目）13件」、「H26年度（H31年度に6年目）37件」及び「H27年度（H32年度に6年目）44件」との説明では、平成26年度及び27年度について各年度の新規適用数を参照すべきところ適用数の総数を参照しており、算定に誤りがあるため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「H30からH32年度までの各年度における制度を適用してから6年目を迎える工業用機械の実績については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値であり」、「H25年度（H30年度に6年目）13件」、「H26年度（H31年度に6年目）37件」及び「H27年度（H32年度に6年目）44件」との説明では、平成26年度及び27年度について各年度の新規適用数を参照すべきところ適用数の総数を参照しており、算定に誤りがあるため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
② 過去の減収額（平成29年度の法人税）について、「H29年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 法人住民税及び法人事業税については、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における租税特別措置の地方税への影響額を記載することとし、評価書を修正する。
② H29年度の減収額は適用額に税率を乗じて算出している。
なお、新規減収額に誤りがあったため、算定根拠を修正する。
また、法人住民税及び法人事業税については、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」において、租税特別措置の地方税への影響額の具体

的な算出根拠が示されていないため、評価できない。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の減収額（平成29年度の法人住民税及び法人事業税）が把握されていないため、この点を課題とする。
② 「H29年度の減収額は適用額に税率を乗じて算出している」との説明では、適用額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将來の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
② 将來の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）の算定過程において、平成30年度の適用額の累計は「前年度実績（累計）」と当該年度見込（新規）との合計で算出。ただし、H25年度に制度を適用した工業用機械等については、6年目を迎えるため、H25年度実績を除いて算出し、31年度及び32年度は「H26年度、H27年度に制度を適用した工業用機械等については、それぞれ6年目を迎えるためそれぞれH26、H27実績を除いて算出」と説明されているが、30年度から32年度までの各年度における制度を適用してから6年目を迎える工業用機械等について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が示されていない。
③ 将來の減収額（平成31年度及び32年度の法人税）の算定過程において、各年度の新規適用額について「H30年度と同様の算定式で算出する値になると見込む」と説明した上で、196百万円（平成31年度）及び224百万円（平成32年度）と説明されているが、平成30年度と同様の算定式（（前年度適用額（累計）／適用件数（累計））×当該年度適用見込件数）で算出した値は198百万円（平成31年度）及び239百万円（平成32年度）となり（注）、値が一致しないため、説明に誤りがある。
（注） 平成31年度：(912（百万円）／156) ×34=198百万円 平成32年度：(936（百万円）／153) ×39=239百万円

【国土交通省の補足説明】

① 法人住民税及び法人事業税については、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」において、租税特別措置の地方税への影響額の具体的な算出根拠が示されていないため、評価できない。
② 算定根拠参照
③ ご指摘のとおり誤りのため修正する。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「H30からH32年度までの各年度における制度を適用してから6年目を迎える工業用機械の実績については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値であり」、「H25年度（H30年度に6年目）13件」、「H26年度（H31年度に6年目）37件」及び「H27年度（H32年度に6年目）44件」との説明では、平成26年度及び27年度について各年度の新規適用数を参考すべきところ適用数の総数を参照しており、算定に誤りがあるため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度））に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。

② 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度））に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）について、「1.18」（平成27年度）及び「1.04」（平成28年度）と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
③ 租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合84.9%（平成28年度）は、8割超であり、想定外に特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が明らかにされておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度））の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。
④ 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度））に対する過去の効果（平成27年度から29年度まで）について、「本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効である」と説明されているが、過去の効果（社会増減率）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】
① 評価書へ追記する。算定根拠については別紙2を参照
② 計算式は以下のとおりである。その他の算定根拠については別紙2を参照
※H27年度 過去5ヶ年平均（△0.445%） =（△0.366%+△0.425%+△0.505%+△0.460%+△0.468%）／5 過去5ヶ年平均との比（1.18）=△0.528%/△0.445%
※H28年度 過去5ヶ年平均（△0.477%） =△0.425%+△0.505%+△0.460%+△0.468%+△0.528% 過去5ヶ年平均との比（1.04）=△0.500%/△0.477%
③ 本税制は、資本金の規模に応じて適用対象となる設備投資額の要件を定めており、適用額の多い10社の割合が適用額全体の8割を占めるのは、資本金の規模の大きい事業者によって高額な設備投資が行われたことを示しているに過ぎないと考えられる。 一方、本税制の達成目標（「半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする」）は、半島振興法の目的の1つである「定住の促進」を把握するための指標であり、企業による設備投資額の均等化を図るために指標ではない。
④ 社会増減率の数値の上下について、本税制以外の他の政策手段や経済情勢等の全ての他の要因を排除して評価することは困難である。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 評価書へ将来的な予測に係る記載を追加する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、

半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。このため、これらを通じ、関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進見込まれ、社会増へつながるものと予想される」との説明では、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(別紙1)

点検項目(1)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

「(3) 将来の適用数 ①及び②」について

【①について】

産業振興促進計画策定見込み市町村数について、H30年度は関係道府県から聞き取った数値であり、H31年度以降については以下の計算式で算出している。

H31年度産業振興促進計画策定見込み市町村数

=前年度の産業振興促進計画策定見込み (159) ×H26～H29年度の産業振興促進計画策定市町村数の増加率平均 (7.8%)

なお、H32年度も同様の算定式で算出する値になると見込む。

※H25年度策定市町村数は104、H26年度策定市町村数は120であり、各年度の増加率は以下のとおり。

H26増加率 (%) = $16/104 \times 100 = 15.3$

H27増加率 (%) = $4/120 \times 100 = 3.3$

H28増加率 (%) = $4/124 \times 100 = 3.2$

H29増加率 (%) = $12/128 \times 100 = 9.4$

H30からH32年度までの各年度における制度を適用してから6年目を迎える工業用機械の実績については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値であり、以下のとおりである。

H25年度 (H30年度に6年目) 13件

H26年度 (H31年度に6年目) 37件

H27年度 (H32年度に6年目) 44件

【②について】

H29年度は、関係道府県から聞き取った数値で算出しているため、推計とはしていない。

H27年度に制度を適用した工業用機械は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値を用いて算出しているため、計算式は以下のとおりとなる。

H32年度の適用件数 (148件) =H31年度実績 (153件) +H32年度新規適用件数 (39件) -H27年度に制度を適用した工業用機械 (44件)

(別紙2)

「(6) 過去の効果 ①及び②」について

<政策目的の達成状況>

半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

平成27年度：1.18

平成28年度：1.04

平成29年度：1.02

<計算に用いた数値>

期間	人口	社会増減数	社会増減率
H21. 4. 1～H22. 3. 31	4451275		
H22. 4. 1～H23. 3. 31	4405872	-16289	-0.366%
H23. 4. 1～H24. 3. 31	4357631	-18707	-0.425%
H24. 4. 1～H25. 3. 31	4303914	-22024	-0.505%
H25. 1. 1～H25. 12. 31	4278339	-19780	-0.460%
H26. 1. 1～H26. 12. 31	4225331	-20031	-0.468%
H27. 1. 1～H27. 12. 31	4168379	-22303	-0.528%
H28. 1. 1～H28. 12. 31	4112364	-20822	-0.500%
H29. 1. 1～H29. 12. 31		-20776	-0.505%

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

○社会増減率

=社会増減数／期間の期首人口

(例：平成29年度)

= $-20776 / 4112364 = -0.505\%$

○社会増減率の過去5ヶ年平均

(例：平成29年度)

= $(-0.505 - 0.460 - 0.468 - 0.528 - 0.500) / 5 = -0.492\%$

○社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

(例：平成29年度)

= $-0.505 / -0.492 = 1.02$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目
		(法人税:義)(国税 14) 所得税
3	要望区分等の別	
4	内容	
	<p>《現行制度の概要》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣(総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)が認定した地区における、法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、割増償却額:機械・装置は普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物は普通償却限度額の48%)の適用期限を2年延長する。</p> <p>《要望の内容》 半島振興対策実施地域における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備に係る割増償却制度を、平成32年度末まで2年間延長する。</p> <p>《関係条項》 ・半島振興法第9条の2、第16条 ・租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 ・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56</p>	
5	担当部局	
6	評価実施時期及び分析対象期間	
7	創設年度及び改正経緯	
	昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超) 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超) 平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超) 平成10年度 特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100 建物等 6/100) 平成13年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100→11/100) 平成15年度 適用期限の2年延長(2,500万円超) 平成17年度 適用期限の2年延長(機械等 11/100→10/100) 旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区:建物等 7/100) 平成19年度 適用期限の2年延長	

		(旅館業:建物等 7/100→6/100 2,000万円超)
		平成21年度 適用期間の2年延長
		平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加
		平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000万円超→500万円以上)
		平成27年度 適用期限の2年延長
		平成29年度 適用期限の2年延長
8	適用又は延長期間	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ・半島振興法(昭和60年法律第63号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。 (税制上の措置) 第16条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標: 7: 都市再生・地域再生の推進 施策目標: 25: 都市再生・地域再生を推進するに包含 業績指標: 95: 半島地域における社会増減率に係る5ヶ年平均との比

	③達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)</p> <p>※社会増減率:社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期首人口で除したもの ※半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指す。その際、過去5ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。 また、製造業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。 これらを通じ、関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進を図る。</p>		②適用額	<p>【法人税】 27年度:163百万円 28年度:559百万円 29年度:823百万円 30年度:912百万円 31年度:936百万円 32年度:997百万円 【備考】 ※27、28年度は、「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値。 ※29年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した数値。 ※30年度以降は、29年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※事業者の業種については、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。 ※算定根拠については別紙参照</p>
10	①適用数 有効性等	<p>【法人税】 27年度:44件 28年度:65件 29年度:143件 30年度:156件 31年度:153件 32年度:148件</p> <p>※27、28年度は、「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値。 ※29年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した数値。 ※30年度以降は、29年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※適用件数は100件以上で増加傾向にあり、想定外に僅少ではない。 ※算定根拠については別紙参照</p>		③減収額	<p>27年度:39百万円 28年度:131百万円 29年度:193百万円 30年度:212百万円 31年度:217百万円 32年度:231百万円</p> <p>※27、28年度は、「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」をもとに算出した数値。 ※29年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した数値。 ※30年度以降は、29年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※算定根拠については別紙参照</p> <p>【法人住民税・法人事業税】 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」において「影響額」が整理されているため参考として記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人住民税(県民税+市町村民税) 平成27年度:5,556千円 平成28年度:17,108千円 ・法人事業税 平成27年度:8,340千円 平成28年度:24,192千円 ・地方法人特別税 平成27年度:5,290千円 平成28年度:24,661千円

	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>27 年度: 1.18 28 年度: 1.04 29 年度: 1.02</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。</p> <p>このため、これらを通じ、関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進見込まれ、社会増へつながるものと予想される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>全国的に製造業の立地件数が減少傾向にある中、半島地域における製造業の立地件数については近年安定的に推移している。また、本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効であると考えられる。</p> <p>本制度が延長されない場合、設備導入に伴う半島地域における雇用創出や地域経済の活性化の効果が減少し、条件不利性に伴う若年層の人口流出や地域活力の減少が予想される。</p>
11	⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置による減収額 193 百万円(29 年度)に対し、特例措置対象業者においては 25,856 百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増が見込まれ、これらの効果は 30 年度以降も見込まれることから、税収減を是認する効果はあると考えている。
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち産業振興計画に係る地区として関係大臣が認定する地区における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該産業振興促進計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものであるため、対象業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限での確な措置と考えられる。</p> <p>さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。</p> <p>半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえると、本特例措置を継続して地域資源を有效地に活用した小規模事業者等による地域内での経済活動を促進させることにより、半島地域の内発的発展を目指す必要がある。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>半島振興広域連携促進事業</p> <p>87 百万円(平成 30 年度当初、国費)</p> <p>半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るために、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化して一括的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。</p> <p>これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>なお、両施策が一括して運用されれば、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、税制特例により速やかな事業化を促進することができるなど、相乗効果が生まれることが期待され、半島振興法の法目的である同地域の自律的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することに寄与するものと考えられる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 6 月(平成 29 年度税制改正要望時) (H28 国交 01)

(別紙)

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みの算定根拠

○適用実績（割増償却）

	年度	H27	H28	H29
	産業振興促進計画作成市町村数	124	128	140
	税率 (%)	23.9	23.4	23.4
新規	適用件数 (件)	—	—	38
	適用額 (百万円)	—	—	301
	減収額 (百万円)	—	—	70
計	適用件数 (件)	44	65	143
	適用額 (百万円)	163	559	823
	減収額 (百万円)	39	131	193

※H27、H28 年度の「適用件数」及び「適用額」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値。

※H27、H28 年度新規における「適用件数」及び「適用額」は、上記報告書に記載されていないため「—」としている。

※H29 年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値。

○適用見込み

	年度	H30	H31	H32
	産業振興促進計画作成見込市町村数	159	171	184
	税率 (%)	23.2	23.2	23.2
新規	適用件数 (件)	26	34	39
	適用額 (百万円)	150	199	239
	減収額 (百万円)	35	46	56
計	適用件数 (件)	156	153	148
	適用額 (百万円)	912	939	1,015
	減収額 (百万円)	212	218	236

※H30～H32 年度の「適用件数」及び「適用額」は、平成 29 年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【新規】

- ・H30 年度見込み

<適用件数>

$$(7/124 + 21/128 + 38/140) / 3 \times 159 \approx 26$$

$$((H27 \text{ 年度新規適用件数 (推計)} / H27 \text{ 年度産業振興促進計画作成市町村数}) + (H28 \text{ 新規適用件数 (推計)} / H28 \text{ 年度作成市町村数}) + (H29 \text{ 新規適用件数} / H29 \text{ 年度作成市町村数})) / 3 \text{ 年} \times H30 \text{ 年度作成見込市町村数}$$

<適用額>

1 件あたり適用額 : 823 (百万円) / 143 = 5.76 (百万円)

H30 年度適用見込額 : 5.76 (百万円) × 26 = 149.76 (百万円)

1 件あたり適用額 : H29 年度適用額 (累計) / 適用件数 (累計)

H30 年度適用見込額 : 1 件あたり適用額 × H30 年度適用見込件数

<減収額>

適用額 × 税率

- ・H31、H32 年度見込み

<適用件数・適用額・減収額>

H30 年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

【累計】

- ・H30 年度見込み

<適用件数・適用額>

前年度実績 (累計) と当該年度見込 (新規) との合計で算出。ただし、H25 年度に制度を適用した工業用機械等については、6 年目を迎えるため、H25 年度実績を除いて算出。

<減収額>

適用額 × 税率

- ・H31、H32 年度見込み

H30 年度と同様の考え方であるが、H26 年度、H27 年度に制度を適用した工業用機械等については、それぞれ 6 年目を迎えるためそれぞれ H26、H27 実績を除いて算出。

※H25～H27 年度実績については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値であり、以下のとおり。

H25 年度 (H30 年度に 6 年目) 13 件

H26 年度 (H31 年度に 6 年目) 37 件

H27 年度 (H32 年度に 6 年目) 44 件

(参考 : H32 年度の適用件数)

H31 年度実績 (153 件) + H32 年度新規適用件数 (39 件) - H27 年度に制度を適用した件数 (44 件)

【産業振興促進計画策定見込市町村数】

- ・H30 年度見込み

関係道府県から聞き取った策定見込市町村数

- ・H31 年度見込み

前年度の産業振興促進計画策定見込み (159 市町村) × H26～H29 年度の産業振興促進計画策定期町村数の増加率平均 (7.8%)

- ・H32 年度見込み

H31 年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

- ・各年度の増加率

H26 増加率 = 16 / 104 × 100 = 15.3%

H27 増加率 = 4 / 120 × 100 = 3.3%

H28 増加率=4／124×100=3.2%

H29 増加率=12／128×100=9.4%

※H25 年度策定市町村数は 104 市町村、H26 年度策定市町村数は 120 市町村

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30国交06）

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (特定地域における工業用機械等の特別償却)（離島振興対策実施地域として指定された地区）									
措置の内容	平成28年度時点	離島振興法の離島振興対策実施地域として指定された地区的市町村長が策定する産業投資促進計画に係る地区として指定された地区において、産業振興機械等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の32%（建物等は48%）の割増償却ができる。									
	平成29年度税制改正以後	従前どおり									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的		産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進を図る。									
評価対象税目	義務対象			努力義務対象							
	法人税			所得税							
関係条項		措法第45条、第68条の27									
要望内容		措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。									
創設年度		H5	過去の政策評価の実績	H22国交26、H24国交08、H26国交07、H28国交02							

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税目	法人税、所得税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（平成32年度目標値345千人以上））に対する「10④効果」欄の「《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》」に記載されている「取得に伴う新規雇用数」の寄与の割合は0.1%（平成29年度における離島振興対策実施地域の人口減8千人に対し、同年度における「取得に伴う新規雇用数」が11人であることから算定）であり、政策目的の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ② 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（平成32年度目標値345千人以上））では、政策目的（産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進を図る）の実現状況を十分に明らかにできないため、離島振興対策実施地域における就業者数等、より適切な達成目標を設定する必要がある。

【国土交通省の補足説明】

- ① 割増償却制度を活用した事業者に限って新規雇用数を集計した場合は、年間数名から十数名程度であるが、離島振興対策実施地域の地理的条件から、一家での転入等によりその新規雇用者の家族等も人口に寄与することが考えられる点、設備等の取得によって事業が拡大し将来的にさらに雇用が見込める点を踏まえると、相当数の地域への定住に貢献していると考えられる。

ただしそれらを考慮すると明確な人数の把握ができないため、税制を活用した事業者における新規雇用者数を記載している。

- ② 本特例措置は、離島振興法第1条に基づき、離島地域は他の地域に比較して厳しい自然的社会の条件の下にあることから、離島の振興のための特別の措置を講ずることにより、離島の自立的発展を促進し、「離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る」ものである。そのため、政策目的の実現状況を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いている。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（所得税）が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 評価書の内容に追記した。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（所得税）が予測されていない。
 ② 将來の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、「平成30～32年度は、平成29年度の新規雇用数と同数と見込み算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 評価書の内容に追記した。
 ② 評価書の内容に追記した。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
 ② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの所得税）について、「0百万円」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
 ③ 過去の減収額（平成29年度の法人税）について、「適用額×法人税率」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
 ④ 過去の減収額（法人税 2百万円（平成28年度）及び2百万円（平成29年度）が前回評価時の将来予測11百万円（平成28年度）及び22百万円（平成29年度）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【補足説明】

- ① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）を評価書の内容に追記した。
 ② 評価書の内容に追記した。（適用数欄に出典を追記）
 ③ 評価書の内容に追記した。
 ④ 評価書の内容に追記した。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
 ③ 適用額について、「[H29新規及びH29～32継続分] 取得（年度当初残存） 儲額×償却率 ×割増償却率」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
 ② 将來の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、「適用額×法人税率」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
 ③ 将來の減収額（平成30年度から32年度までの所得税）について、「0百万円」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
 ④ 将來の減収額（法人税 8百万円（平成30年度）が過去の実績2百万円（平成29年度）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 将來の減収額（法人住民税及び法人事業税）を評価書の内容に追記した。
 ② 評価書の内容に追記した。
 ③ 評価書の内容に追記した。（適用数欄に出典を追記）
 ④ かい離の原因是適用額の増加によるものであり、適用額の根拠については適用額欄に記載している。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 適用額について、「【H30～32新規分】1件あたり平均適用額実績（4百万円）×適用（見込）件数（6件）」及び「【H29新規及びH29～32継続分】取得（年度当初残存）価額×償却率×割増償却率」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（平成32年度目標値345千人以上））に対する過去の直接的な効果について、「取得に伴う新規雇用者数」0人（平成27年度）、0人（平成28年度）及び11人（平成29年度）と説明されているが、説明に誤りがある。

【国土交通省の補足説明】

- ① 項目(1)達成目標の補足説明欄にて回答済み。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（平成32年度目標値345千人以上））に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）が年度ごとに予測されていない。
- ② 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（平成32年度目標値345千人以上））に対する将来の効果（平成32年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 評価書の内容に追記した。
- ② 項目(1)達成目標の補足説明欄にて回答済み。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	
2	対象税目 ① 政策評価の対象税目	(法人税: 税額引当額: 外)(国税 15)	
	② 上記以外の税目		
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。</p> <p>割増償却期間: 5年間 償却限度額: 機械・装置 普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%</p> <p>《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>《関係条項》 ・離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号) 　第 19 条 ・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号) 　第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27 ・租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号) 　第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56</p>	
5	担当部局	国土交通省国土政策局離島振興課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成 30 年 8 月 分析対象期間: 平成 27 年度～32 年度	
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成 5 年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ○) 平成 7 年度 適用期限の2年間延長 平成 9 年度 適用期限の2年間延長 　　拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成 11 年度 適用期限の2年間延長 平成 13 年度 適用期限の2年間延長 　　拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成 15 年度 適用期限の2年間延長 　　拡充(農林水産物等販売業を追加) 　　除外(ソフトウェア業を除外) 平成 17 年度 適用期限の2年間延長 平成 19 年度 適用期限の2年間延長</p>	

			拡充(取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ) 平成 21 年度 適用期限の2年間延長 平成 23 年度 適用期限の2年間延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外) 平成 25 年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額用件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充) 平成 27 年度 適用期限の2年間延長 平成 29 年度 適用期限の2年間延長
8	適用又は延長期間	2年間	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的・社会的条件の下にある。 そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○離島振興法(昭和 27 年法律第 72 号)第 19 条 　租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2018 第 2 章 6(5) 　人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標: 10 國土の総合的な利用、整備及び保全、國土に関する情報の整備 政策目標: 39 離島等の振興を図るに包含	
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 ○離島振興対策実施地域の人口 平成 27 年度: 390 千人(速報値)→平成 32 年度目標値 345 千人以上 ○目標値設定の根拠 離島振興対策実施地域の総人口の平均増減率(平成 25 年度末～27 年度末)をもとに離島の平成 32 年度末離島人口を推計した。さら	

		<p>に、日本全体の人口減少が継続する影響を考慮し、平成 32 年度末離島人口推計値に全国人口増減比率(平成 27 年度末～32 年度末)を掛け、平成 32 年度末離島人口を求め、目標値をそれ以上の値とした。</p> <p>なお、所期の目標からの変更経緯については、離島振興法に基づき、「人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る」ための施策を実施し、その効果を人口減少傾向の改善により示す政策目標内の業績指標と統一するためである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の中規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている。</p>																												
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>○適用件数</p> <p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分＼年度</th><th>平成 27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31</th><th>32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td><td>3</td><td>4</td><td>10</td><td>16</td><td>20</td><td>26</td></tr> <tr> <td>所得税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>3</td><td>4</td><td>10</td><td>16</td><td>20</td><td>26</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)1 法人税の平成 27～28 年度は、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』を参照。</p> <p>2 所得税の平成 27～29 年度及び法人税の平成 29 年度は、適用実績について関係都道県から聞き取った結果。</p> <p>3 平成 30～32 年度は、新規適用件数は 29 年度の 6 件と同数、継続は適用期間を最長 5 年間までと見込み算出。</p> <p>平成 30 年度: 新規 6 件 + 継続 10 件</p> <p>平成 31 年度: 新規 6 件 + 継続 14 件</p> <p>平成 32 年度: 新規 6 件 + 継続 20 件</p> <p>現行制度の初年度である平成 25 年度は適用がなかったが、26 年度以降は増加の傾向を示している。</p>	区分＼年度	平成 27	28	29	30	31	32	法人税	3	4	10	16	20	26	所得税	0	0	0	0	0	0	合計	3	4	10	16	20	26
区分＼年度	平成 27	28	29	30	31	32																								
法人税	3	4	10	16	20	26																								
所得税	0	0	0	0	0	0																								
合計	3	4	10	16	20	26																								
		<p>② 適用額</p> <p>○適用額</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分＼年度</th><th>平成 27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31</th><th>32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td><td>42</td><td>7</td><td>9</td><td>32</td><td>54</td><td>78</td></tr> <tr> <td>所得税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>42</td><td>7</td><td>9</td><td>32</td><td>54</td><td>78</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)1 法人税の平成 27～28 年度は、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』を参照。</p> <p>2 法人税の平成 29～32 年度は、以下の計算式から算出。 【H30～32 新規分】 1 件あたり平均適用額実績(4 百万円) × 適用(見込)件数(6 件) 【H29 新規及び H29～32 継続分】 取得(年度当初残存)価額 × 償却率 × 割増償却率</p>	区分＼年度	平成 27	28	29	30	31	32	法人税	42	7	9	32	54	78	所得税	0	0	0	0	0	0	合計	42	7	9	32	54	78
区分＼年度	平成 27	28	29	30	31	32																								
法人税	42	7	9	32	54	78																								
所得税	0	0	0	0	0	0																								
合計	42	7	9	32	54	78																								

		<p>③ 減収額</p> <p>○減収額</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分＼年度</th><th>平成 27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31</th><th>32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td><td>10</td><td>2</td><td>2</td><td>8</td><td>12</td><td>18</td></tr> <tr> <td>所得税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.3</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr> <td>法人事業税</td><td>3</td><td>0.4</td><td>0.6</td><td>2</td><td>4</td><td>5</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 以下の計算式から算出。</p> <p>(法人税)</p> <p>減収額=適用額 × 法人税率</p> <p>平成 27 年度: 42,289 千円 × 23.9%</p> <p>平成 28 年度: 6,964 千円 × 23.4%</p> <p>平成 29 年度: 8,696 千円 × 23.4%</p> <p>平成 30 年度: 32,422 千円 × 23.2%</p> <p>平成 31 年度: 53,824 千円 × 23.2%</p> <p>平成 32 年度: 77,824 千円 × 23.2%</p> <p>(法人住民税)</p> <p>平成 27 年度及び平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第 193 回国会提出、第 196 回国会提出)」から引用。</p> <p>平成 29 年度～平成 32 年度は、以下のように推計した。</p> <p>減収額=適用額 × 法人事業税率</p> <p>(法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』にから引用。)</p> <p>平成 27 年度: 2,461 千円</p> <p>平成 28 年度: 430 千円</p> <p>平成 29 年度: 8,696 千円 × 6.7%</p> <p>平成 30 年度: 32,422 千円 × 6.7%</p> <p>平成 31 年度: 53,824 千円 × 6.7%</p> <p>平成 32 年度: 77,824 千円 × 6.7%</p>	区分＼年度	平成 27	28	29	30	31	32	法人税	10	2	2	8	12	18	所得税	0	0	0	0	0	0	法人住民税	2	0.2	0.3	1	2	3	法人事業税	3	0.4	0.6	2	4	5
区分＼年度	平成 27	28	29	30	31	32																															
法人税	10	2	2	8	12	18																															
所得税	0	0	0	0	0	0																															
法人住民税	2	0.2	0.3	1	2	3																															
法人事業税	3	0.4	0.6	2	4	5																															

		<p>なお、法人税について前回要望時における平成 28、29 年度の減収見込額はそれぞれ 11 百万円、22 百万円となっており、今回の調書における実績額である 2 百万円とかい離したのは、前回要望時の適用額の計算式においては、前年度までの累計額を単純に当該年度分に加えていたところ、今回の適用見込額では計算式を上記「②適用額」欄のとおりに改めたことによるものである。</p>																																										
④ 効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○政策目的の達成状況 政策目的である離島における人口の著しい減少の防止について、平成 29 年度(平成 30 年 4 月 1 日時点)の離島人口は約 374 千人となっており、緩やかな人口減少に留まっている。</p> <p>○達成目標の実現状況 (単位:千人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分＼年度</th><th>平成 27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31</th><th>32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td><td>390</td><td>381</td><td>372</td><td>363</td><td>354</td><td>345</td></tr> <tr> <td>実績値</td><td>390</td><td>382</td><td>374</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成 27~29 年度の実績値は、住民基本台帳の登録人数(速報値)。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置の直接的効果》 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分＼年度</th><th>平成 27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31</th><th>32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得に伴う</td><td>0</td><td>0</td><td>11</td><td>11</td><td>11</td><td>11</td></tr> <tr> <td>新規雇用数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成 27~29 年度は、新規雇用数について関係都道県より聞き取った結果。 2 平成 30~32 年度は、平成 29 年度の新規雇用数と同数と見込み算出。</p> <p>租税特別措置の適用に伴う直接的な雇用の創出等により、今後の達成目標についても達成される見込みである。</p>	区分＼年度	平成 27	28	29	30	31	32	目標値	390	381	372	363	354	345	実績値	390	382	374	-	-	-	区分＼年度	平成 27	28	29	30	31	32	取得に伴う	0	0	11	11	11	11	新規雇用数						
区分＼年度	平成 27	28	29	30	31	32																																						
目標値	390	381	372	363	354	345																																						
実績値	390	382	374	-	-	-																																						
区分＼年度	平成 27	28	29	30	31	32																																						
取得に伴う	0	0	11	11	11	11																																						
新規雇用数																																												
⑤ 税収減を是認する理由等		<p>離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。また、船や飛行機など交通手段が限られているため、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である。</p> <p>こうした状況において、当制度が対象地域内の離島における中小企業の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、税収減を是認する効果があると見込まれる。</p> <p>なお、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、理論上は納税総額に変化は生じない。</p>																																										
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。																																										

		<p>また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、理論上は納税総額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。</p>
② 他の支援措置や義務付け等との役割分担		<p>離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。また、特例措置の対象を全業種としているものではなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>
③ 地方公共団体が協力する相当性		地方税に関係しない。
12 有識者の見解		なし
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月(平成 29 年度税制改正要望時)【H28 国交 02】

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30国交07）

(評価実施府省：国土交通省)

〔基本情報〕

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税目	法人税、所得税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（奄美群島の総人口（平成30年度末112千人以上））を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ② 達成目標（奄美群島の総人口（平成30年度末112千人以上））では、政策目的（奄美群島の市町村が推し進める地域外からの事業者誘致及び小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、奄美群島の就業者数等、より適切な達成目標を設定する必要がある。

【国土交通省の補足説明】

- ① 現在設定している達成目標（平成30年度末112千人以上）以降の目標については、国土交通省政策評価実施要領に基づき、達成目標の期限を迎える翌年の平成31年度に策定することとしているため、現時点では適用期間の最終年度における達成目標は示すことができない。
- ② 本特例措置は、奄美群島振興開発特別措置法第1条に基づき、奄美群島の市町村が推し進める地域外からの事業者誘致及び小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現し、定住人口の確保を図るものである。そのため、政策目的の実現状況を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いている。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（所得税）が把握されていない。
- ② 過去の適用数（平成29年度の法人税）について、「平成29年度の適用件数については、地元自治体への聞き取り等により調査した」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① （事前評価書に追記）過去の適用事例は全て法人税に関するものである。平成27年度～平成29年度における所得税に関する適用数及び適用額は、地元自治体からの確認書の発行状況により該当が無いことを確認している。
- ② （事前評価書に追記）適用数については、市町村から発行した確認書の発行実績及び鹿児島県から平成29年度の減収額で実績を聞き取ることにより確認したものである。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（所得税）が予測されていない。
- ② 将來の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、「将来的適用見込は市町村への聞き取り等により確認」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

- ③ 将來の適用数（平成31年度及び32年度の法人税）について、「平成31・32年度の新規設備投資件数については、平成30年度と同数を想定している」と説明されているが、当該年度の前年度からの継続分が示されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ④ 将來の適用数（法人税）10件（平成31年度）及び12件（平成32年度）が過去の実績3件（平成29年度）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① （事前評価書に追記）法人税の適用見込みについては市町村への聞き取りと新聞記事により把握した。所得税の適用見込み件数については、直近5年間において適用数の実績が0であったため、計上していない。
- ② （事前評価書に追記）将来的適用数については、平成30年度は市町村への聞き取りと新聞記事により適用数を想定したものであり、平成31年度、平成32年度については、平成30年度と同数を計上したものである。
- ③ （事前評価書に追記）平成30年度～平成32年度における件数の内訳は以下のとおりである。

	新規分	継続分	合計
平成30年度	4件	2件 (H27新規：2件)	6件
平成31年度	4件	6件 (H27新規：2件 H30新規：4件)	10件
平成32年度	4件	8件 (H30新規：4件 H31新規：4件)	12件

- ④ 原因として、平成25年度以降奄美群島への観光客の入り込み客数は増え続けていることによる産業の活性化によるもの、また、現在事業を進めている埋立地の分譲予定が平成31年度からであり、建物・設備への投資を見込んだものである。

【点検結果】

- ①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（所得税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税）について、「適用額=取得価額÷耐用年数×0.48（建物の投資の場合）」と説明されているが、取得価額及び耐用年数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① （事前評価書に追記）過去の適用事例は全て法人税に関するものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本割増償却制度に伴う運動分の減収額として算出した。なお、平成27年度～平成29年度において所得税に関する適用数及び適用額は、市町村からの確認書の発行状況により該当が無いことを確認している。
- ② （事前評価書に追記）取得価額、耐用年数については、鹿児島県からの聞き取りによるものである。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「取得価額、耐用年数については、鹿児島県からの聞き取りによるもの」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（所得税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
- ② 将來の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、「将来的適用額は市町村への聞き取り等により確認した」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① （事前評価書に追記）適用件数と同様、法人税、法人住民税及び法人事業税の適用額は、市町村への聞き取りと新聞記事により把握した。また、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本割増償却制度に伴う連動分の減収額として算出した。一方、所得税については、直近5年間において適用額の実績が0であるため、適用額の見込みを計上していない。
- ② （事前評価書に追記）平成30年度の適用額については、市町村への聞き取りと新聞記事によりおよその金額を把握した。平成31年度、平成32年度については、平成30年度と同様の額を計上したものである。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「市町村への聞き取りと新聞記事によりおよその金額を把握した」との説明では、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

【国土交通省の補足説明】

- ① （事前評価書に追記）直近の実績（平成27年時）において2件の新規適用により計36人の定住が図られたところである。このため、同様の定住効果が生まれた場合、平成30年度から平成32年度にかけて各年度4件の新規適用を見込んでいるため、各年度において72名の定住促進効果が予測される。

【点検結果】

- ① 補足説明では、奄美群島の総人口について、将来的効果が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(4)、(5)及び(7)に課題があり、の中でも(7)将来的効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（奄美群島の総人口（平成30年度末112千人以上）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。
- ② 達成目標（奄美群島の総人口（平成30年度末112千人以上）に対する過去の効果（平成29年度）について、「109,515人」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
- ③ 達成目標（奄美群島の総人口（平成30年度末112千人以上）に対する過去の効果（平成27年度から29年度まで）について、「割増償却制度により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少の抑制に対して効果的である」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① （事前評価書に追記）奄美群島の総人口は、住民基本台帳人口より、平成27年度末は112,498人、平成28年度末は110,890人である。
- ② （事前評価書に追記）平成30年3月31日時点の住民基本台帳人口によるものである。
- ③ （事前評価書に追記）市町村への聞き取りにより、平成27年度において、割増償却制度により、14人の新規雇用者およびその家族の定住により計36人の定住効果があったことを確認している。なお、平成28年度、平成29年度については、新規適用件数が0であるため、割増償却制度による定住効果も0としている。

【点検結果】

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（奄美群島の総人口（平成30年度末112千人以上）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目
3	要望区分等の別	
4	内容	
5	担当部局	
6	評価実施時期及び分析対象期間	
7	創設年度及び改正経緯	

奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長

(法人税: 税、所得税: 外)(国税 16)

【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】

奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項に基づき市町村の長が作成する産業振興促進計画を主務大臣が認定した地区における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額: 機械・装置普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の 48%)。

《要望の内容》
適用期限を2年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。

《関係条項》
・奄美群島振興開発特別措置法第 11 条
・租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27
・租税特別措置法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56

国土政策局特別地域振興官付

評価実施時期: 平成 30 年 8 月 分析対象期間: 平成 27 年度～平成 32 年度

平成 10 年度 創設(奄美群島の過疎に類する地区)
(機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超)

平成 11 年度 適用期限の2年間延長
(機械等 12/100 建物等 7/100)

平成 12 年度 拡充
(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)

平成 13 年度 適用期限の3年間延長
(機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超)

平成 16 年度 適用期限の2年間延長
拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加)
過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外

平成 17 年度 特別償却率の引き下げ
(離島振興対策実施地域に類する地区)
(機械等 11/100→10/100
建物等 7/100→6/100)

平成 18 年度 適用期限を1年間延長

平成 19 年度 適用期限を2年間延長
取得価格要件の引き下げ

		(2,500 万円超→2,000 万円超) 平成 21 年度 適用期限を2年間延長 拡充(情報通信産業等を追加) 平成 23 年度 適用期限を2年間延長 過疎に類する地区的対象事業から旅館業を除外 平成 25 年度 適用期限の1年間延長 割増償却へ改組 拡充(旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ (2,000 万円超→500 万円超(資本規模により異なる)) 平成 26 年度 適用期限を1年間延長 平成 27 年度 適用期限を2年間延長 平成 29 年度 適用期限を2年間延長
8	適用又は延長期間	2年間(平成 31 年度～平成 32 年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきた。しかしながら、奄美群島においては、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分にないことから、若年層の多くが島を離れており、人口流出・人口減少が続いている。 奄美群島においてこれらの現状・課題に対応し、定住人口の確保を図るために、奄美群島の市町村が推し進める地域外からの事業者誘致及び小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要である。 《政策目的の根拠》 ○奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号) (目的) 第 1 条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もって奄美群島の自立的発展、その住民の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2018 第 2 章 6(5) 人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。

		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 10 國土の総合的な利用、整備及び保全、國土に関する情報の整備 政策目標 39 離島等の振興を図るに含む</p>		<p>② 適用額</p> <p>平成 27 年度:2百万円 平成 28 年度:5百万円 平成 29 年度:8百万円 平成 30 年度(見込み):17 百万円 平成 31 年度(見込み):28 百万円 平成 32 年度(見込み):35 百万円 適用額は全て法人税にかかるものであり、所得税による実績はなかった。 平成 27・28 年度の適用額については、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 30 年 2 月 第 196 回国会提出)』を参照した。また、平成 29 年度の適用額については、市町村から発行した確認書の発行実績及び鹿児島県から減収補てん実績を聞き取ることにより確認した。 平成 30 年度～平成 32 年度の法人税の適用額見込みは市町村への聞き取りと新聞記事により把握した。所得税については直近 5 年間における適用額が 0 であったため、計上していない。 なお、適用額については、以下の式にて算出した。 適用額 = 取得価額 ÷ 耐用年数 × 0.48(建物の投資の場合) (取得価額、耐用年数は、鹿児島県からの聞き取りによる)</p>
10 有効性等	① 適用数	<p>平成 27 年度:4件 平成 28 年度:3件 平成 29 年度:3件 平成 30 年度(見込み):6件(新規4件、継続2件) 平成 31 年度(見込み):10 件(新規4件、継続6件) 平成 32 年度(見込み):12 件(新規4件、継続8件)</p> <p>適用件数は全て法人税に係るものであり、所得税に係る実績はなかった。 平成 27・28 年度の適用件数については、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 30 年 2 月 第 196 回国会提出)』を参照した。</p> <p>平成 29 年度の適用件数については、市町村から発行した確認書の発行実績及び鹿児島県から減収補てん実績を聞き取ることにより確認した。</p> <p>前回要望時の想定において、適用件数は平成 28 年度に 11 件、平成 29 年度に 19 件程度を見込んでいたところだが、実績はいずれも 3 件にとどまっている。これは、近年の観光客の増加傾向に伴い、宿泊業等の活性化を見込んだものであったが、期待したような効果が発生していないためである。</p> <p>平成 30 年度～平成 32 年度の法人税の適用件数見込みは市町村への聞き取りと新聞記事により把握した。所得税については直近 5 年間において適用件数が 0 であったため、計上していない。平成 30 年度においては、市町村への聞き取りと新聞記事から新規設備投資を 4 件と見込んでおり、継続分と合わせて 6 件の適用を見込んでいる。</p> <p>平成 31・32 年度の新規設備投資件数については、それぞれ平成 30 年度と同数を想定しており、継続分と合わせ、平成 31 年度 10 件、平成 32 年度 12 件の適用を見込んでいる。</p>		<p>③ 減収額</p> <p>(法人税) 平成 27 年度:0百万円 平成 28 年度:1百万円 平成 29 年度:2百万円 平成 30 年度(見込み):4百万円 平成 31 年度(見込み):6百万円 平成 32 年度(見込み):8百万円</p> <p>(法人住民税) 平成 27 年度:0.1 百万円 平成 28 年度:0.2 百万円 平成 29 年度:0.3 百万円 平成 30 年度(見込み):1百万円 平成 31 年度(見込み):1百万円 平成 32 年度(見込み):1百万円</p> <p>(法人事業税) 平成 27 年度:0.1 百万円 平成 28 年度:0.2 百万円 平成 29 年度:1百万円 平成 30 年度(見込み):1百万円 平成 31 年度(見込み):2百万円 平成 32 年度(見込み):2百万円</p> <p>減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本割増償却制度に伴う連動分の減収額として算出した。なお、所得税に係る減収額は 0 である。 減収額については、前項『適用額』に記載されている適用額をもとに以下の式にて算出した。</p>

		<p>(法人税) 減収額=適用額×法人税率 なお法人税率については平成 27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度は 23.4%、平成 30 年度～32 年度は 23.2%とした。</p> <p>(法人住民税) 平成 27・28 年度の減収額については、『地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書』による。平成 29 年度以降の減収額については以下の式による。</p> $\text{減収額} = \text{法人県民税減収額} + \text{法人市町村民税減収額}$ $\text{法人県民税減収額} = (\text{法人税減収額} \times \text{県民税率})$ $\text{法人市町村民税減収額} = (\text{法人税減収額} \times \text{市町村民税率})$ <p>(県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)</p> <p>(法人事業税) 平成 27・28 年度の減収額については、『地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書』による。平成 29 年度以降の減収額については以下の式による。</p> $\text{減収額} = \text{適用額} \times \text{法人事業税率}$ <p>(法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)</p>			<p>含めて 36 人の定住促進効果があり、奄美群島における人口減少の抑制につながった。 また、平成 28・29 年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は該当なしであった。 平成 30～32 年度については各年度 4 件の割増償却の適用を受けた新規設備投資により 28 人の新規雇用の創出とその家族を含めた 72 人の定住促進効果を見込んでおり、引き続き就業機会の確保及び雇用状況の改善から奄美群島の人口減少の抑制に効果を示すことが見込まれる。なお、新規雇用者数と定住者数については、平成 27 年度の実績を基に算定した。</p>
④ 効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 奄美群島では、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いていること、達成目標としている平成 30 年度末総人口 112,000 人に対し、各年度末の総人口は、住民基本台帳人口より、平成 27 年度末 112,498 人、平成 28 年度末 110,890 人、平成 29 年度末 109,515 人となっている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に入口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、割増償却制度により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少の抑制に対して効果的である。</p> <p>(参考) 平成 29 年度 奄美群島における有効求人倍率 0.98 倍(全国:1.54 倍) 平成 27 年度 奄美群島の一人あたりの所得 2,044 千円(全国:3,059 千円) 平成 27 年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は 2 件であり、該当する企業について、市町村へ聞き取り調査を実施したところ、新規設備投資に伴う新規雇用者数は 14 人で、その家族を</p>	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>11 相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>奄美群島は人口約 11 万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたりの所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。 こうした中、割増償却制度が群島内の中小企業による設備投資の際に活用されたことで、平成 27～29 年度においては新規に適用となった件数は 2 件あり、14 人の新たな雇用と 36 人の定住効果が創出されており、政策目的としている人口減少傾向の改善につながっているため、効果と減収額とを比較すると税収減は認証効果が見込まれる。</p>	
			12 有識者の見解	—	
			13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月(平成 29 年度税制改正要望時)【H28 国交 08】	

＜平成31年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30国交08）

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長 (特定都市再生建築物等の割増償却) (特定都市再生緊急整備地域)							
措置の内容	平成28年度時点	特定都市再生緊急整備地域内において、都市再生特別措置法の認定計画（国家戦略特別区域法による認定を受けた区域計画を含む。）に基づく特定都市再生建築物等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額に100倍乗じた金額の割増償却ができる。							
	平成29年度税制改正以後	従前どおり							
	平成30年度税制改正以後	従前どおり							
政策目的		昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、我が国経済を牽引する大都市について、国際的なビジネス・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の強化を図る。 また、東京オリンピック・パラリンピック後に懸念される景気の停滞・落ち込みを軽減し、我が国の経済活性化に資する取組を推進する。							
評価対象税目		義務対象		努力義務対象					
		法人税							
関係条項		措法第47条の2、第68条の35							
要望内容		<ul style="list-style-type: none"> ・措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。 ・「東京一極集中是正ための中核・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」」(平成30年7月12日都市再生本部、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、所要の支援施策を講じる。 							
創設年度		H23	過去の政策評価の実績	H22国交16、H23国交07、H24国交14、H26国交16、H28国交06					

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長		
税 目	法人税		
区 分	□新設	■拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。一都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合（目標値：16.0%～18.5%）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。

- ② 新たな達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。一都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合（目標値：16.0%～18.5%）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。

- ③ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）は、平成28年度に既に達成されており、説明に誤りがある。

【国土交通省の補足説明】

- ① 要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度における達成目標を記載する。
 ② 本特例措置のインセンティブ効果によって、どの程度都市再生が進んだかをより直接的・定量的に測るため追加するものである。当該目標は、都市再生緊急整備地域内で実施された認定民間都市再生事業及びこれにより誘発された民間都市開発事業の区域面積割合の上昇を目標値とすることで、建築物の更新・整備のみならず、建築物とあわせて整備される公共施設（公園・広場・通路等）を含む都市機能の更新を把握することが可能である。
 ③ 維持・向上すべき目標であることを記載する。

【点検結果】

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① いずれも国土交通省で把握している過去の適用数である。計画数は認定民間都市再生事業計画の数、件数は同計画の認定事業者となった法人の数を記載している。複数の法人が共同して認定を受けるケースがあることから、計画数と件数が異なっている。租税特別措置法第47条の2第1項においては、法人が適用期限内に特定都市再生建築物等で新築されたものを取得し、又は特定都市再生建築物等を新築して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、本特例措置（割増償却）の適用が受けられる旨が規定されている。過去の適用数については、1の計画で複数の認定事業者が別個に特定都市再生建築物等を取得し、事業の用に供している場合があり、本特例措置の対象資産の数を表すものとしては「件数」が該当する。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数が予測されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 適用見込みの計画数として、継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みの計画数を推計し、記載している。
 なお、1計画において複数の特定都市再生建築物等が整備される場合、当該1計画に基づき一体性をもって複数の整備事業が行われることから、減収額・適用数においては1計画として推計している。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
 ② 過去の減収額（平成27年度及び28年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 以下のとおり。（百万円）

	H27年度	H28年度	H29年度
法人税	439	745	881
法人住民税	57	96	114
法人事業税	223	387	458

※法人住民税、法人事業税の算定方法は次のとおり。（以下同じ。）

$$\begin{aligned} \text{・法人住民税} &= (\text{法人税の減収額}) \times (\text{税率}: 12.9\%) \\ \text{・法人事業税} &= (\text{所得割}) + (\text{地方法人特別税}) \\ \text{所得割} &= ((\text{法人税の減収額}) \div (\text{税率}: 23.2\% (\text{※}))) \times (\text{税率}: 3.8\%) \\ \text{地方法人特別税} &= (\text{所得割}) \times (\text{税率}: 219.9\%) \end{aligned}$$

（※）法人税率は、平成27年度：23.9%、平成28・29年度：23.4%、平成30年度以降：23.2%で計算。

- ② 指摘を踏まえ、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いることができない理由を記載する。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
 ② 将來の減収額（平成30年度の法人税）が予測されていない。
 ③ 将來の減収額について、「※適用計画数見込みについて」は、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
 ④ 将來の減収額2,060百万円（平成31年度）が過去の実績745百万円（平成28年度）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】			
① 以下のとおり。(百万円)			
	H30年度	H31年度	H32年度
法人税	1743	2060	2403
法人住民税	225	266	310
法人事業税	913	1079	1259

② 減収見込額について、要望に係る本特例措置の適用期間（平成31～32年度）のみ記載している。なお、平成30年度の減収見込額（法人税）は、1,743百万円である。（国土交通省による認定事業者へのアンケート調査（平成30年5月）に基づく。）

③ 減収見込額調書に記載のとおり。なお、「平成30年に平成29年度より継続して適用される認定事業の計画数」及び「平成30年度及び31年度をもって適用が終了するものの計画数」は、国土交通省による認定事業者へのアンケート調査（平成30年5月）に基づく。

【点検結果】

①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】			
① 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。			
② 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合目標値：16.0%～18.5%）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。			
③ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。一都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。			
④ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。一都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する過去の効果について、「都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。			
⑤ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。一都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する過去の直接的な効果について、「建設工事費の急激な上昇等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生については様々な課題がある中、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができなくなる」と説明されているが、過去			

の効果（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 指摘を踏まえ、平成29年時点の都市総合ランキングの順位を記載し、維持・向上すべき目標であることを記載する。

現在指定されている東京都内の特定都市再生緊急整備地域において、これまで15計画が竣工し本特例措置を活用しており、これらにより誘発された民間都市開発事業も実施されてきている。これにより、高規格なオフィス、地域住民・来訪者の利便に資する商業施設等が供給され、その結果、当該ランキング指標のうち、「ホテル総数（文化・交流）」、「1人当たりオフィス面積（経済）」、「小売店舗の充実度（居住）」、「飲食店舗の充実度（居住）」といった指標のスコア改善に寄与していると言える。

- ② 指摘を踏まえ、過去の効果（2002年から2017年における都市再生緊急整備地域内における都市開発事業が行われた区域の面積割合）を記載する。

なお、当該目標の区域面積割合は、内閣府による都市再生緊急整備地域が存する自治体に対するアンケート調査（平成29年4月時点）に基づき国土交通省が、各年度において竣工する都市開発事業の区域面積を合算の上、算出しているものである。

- ③・④ 以下のとおり。（単位：億円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
建設投資額	7,650	7,731	6,772	9,607	10,391	11,529
（内、特例地域）	5,455	5,291	4,837	7,270	7,967	9,391

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	累計
建設投資額	11,352	10,076	9,172	84,280
（内、特例地域）	9,465	8,433	8,476	66,585

※ 内閣府による都市再生緊急整備地域が存する自治体に対するアンケート調査（平成29年4月時点）に基づき国土交通省にて集計。

- ⑤ 本特例措置の効果については、国土交通省による認定事業者へのヒアリング調査（※）を通じ、事業実施のインセンティブとなっており、本特例措置がなくなった場合、事業計画の見直し（整備される公共施設のスペック低下、面積の縮減等）や事業の遅延といった影響があることを把握している。

（※） 本年3月以降、国土交通省が、認定事業者者21者に対し、本特例措置の活用事業・活用見込み、本特例措置の効果・必要性、都市開発事業の事業環境等についてヒアリングを行ったもの。（以下同じ。）

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。

- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。

また、達成目標に対する過去の効果（平成29年度）について、「都市再生緊急整備地域における都市開発事業が行われた区域の面積割合については、2002年（都市再生特別措置法創設時）から2017年度末までに9.1%となっており」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

- ③～⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012

<p>年4位→3位以内に入る)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 達成目標(我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。一都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合目標値:16.0%~18.5%)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標(我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。一都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値:8兆円~11兆円)に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>④ 達成目標(我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。一都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値:8兆円~11兆円)に対する将来の効果について、「都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標(我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。一都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値:8兆円~11兆円)に対する将来の直接的な効果について、将来の効果(都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 民間都市開発事業の実施により、都市総合ランキングにおける「1人当たりオフィス面積(経済)」や「ホテル総数(文化・交流)」、「小売店舗の充実度(居住)」、「飲食店舗の充実度(居住)」等のスコア改善が見込まれることから、民間都市開発事業への波及効果を及ぼす本特例措置は、達成目標に十分寄与すると考えられる。</p> <p>② 認定民間都市再生事業の実施により、都市再生緊急整備地域内で実施された認定民間都市再生事業及びこれにより誘発された民間都市開発事業の区域面積割合の上昇が見込まれることから、達成目標に十分寄与すると考えられる。</p> <p>③ (6)に記載のとおり。 ④ (6)に記載のとおり。 ⑤ (6)に記載のとおり。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑤ 補足説明では、事後的に直接的な効果を検証する方法が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

減収見込額調書

特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長(法人税)

減収見込額: 年度 2,232 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

- 当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内の建築物等の平均取得価額(H28年6月末時点調査に基づく実績・見込) 81,450 百万円 <1>
このうち、建物・設備の割合を65%:35%と仮定すると
建物取得価額:<1>×65% 52,943 百万円 <2>
設備取得価額:<1>×35% 28,508 百万円 <3>
- 新規に適用される平均計画数
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内の適用計画数(H30年5月末時点調査に基づく実績・見込)
(H17～H29年度計 16計画で、年平均 16計画/13年=1計画) 1 計画/年度<4>

【平成31年度見込】

- 平成30年度に平成29年度より継続して適用される認定事業の計画数 4 計画 <5>
- 平成30年度に適用される認定事業の計画数見込 <4>+<5>= 5 計画 <6>
- <6>のうち、平成30年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <7>
- 平成31年度に平成30年度より継続して適用される認定事業の計画数 <6>-<7>= 5 計画 <8>
- 平成31年度に適用される認定事業の計画数見込 <4>+<8>= 6 計画 <9>
- 事業1計画あたり割増される減価償却額
建物は50年定額、設備は15年定額とすると、
{<2>×1/50(50年定額)+<3>×1/15(15年定額)}×50%(割増率)= 1,480 百万円 <10>
- 事業1計画あたり減収見込み <10>×23.2%(法人税率)= 343 百万円 <11>
- 平成31年度の減収見込額 <9>×<11>= 2,060 百万円 <12>

【平成32年度見込】

- <9>のうち、平成31年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <13>
- 平成32年度に平成31年度より継続して適用される認定事業の計画数 <9>-<13>= 6 計画 <14>
- 平成32年度に適用される認定事業の計画数見込 <4>+<14>= 7 計画 <15>
- 事業1計画あたり減収見込み <10>×23.2%(法人税率)= 343 百万円 <16>
- 平成32年度の減収見込額 <16>×<15>= 2,403 百万円 <17>

以上より、平年度の減収見込額は、

(<12>+<17>)/2=

2,232 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 20)
		② 上記以外の税目	所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税
3	要望区分等の別		
4	内容		
<p>《現行制度の概要》</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者(都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があつたものと見なされる場合を含む。)に係る特例措置であり、認定事業により整備される建築物について、5年間の5割増償却がある。</p> <p>【適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年3月31日までに取得し、供用すること ・地上階数10以上又は延べ面積50,000m²以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 <p>1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上</p> <p>2)居住者等利便施設整備費が10億円以上</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。 ・「東京一極集中是正のための中核・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」」(平成30年7月12日都市再生本部、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、所要の支援施策を講じる。 <p>《関係条項》</p> <p>法人税:租税特別措置法§47の2、令§29の5、規則§20の21 (連結法人:法§68の35、令§39の64、規則§22の42)</p>			
5	担当部局		
6	評価実施時期及び分析対象期間		
7	創設年度及び改正経緯		

8	適用又は延長期間		2年間(平成31年度～平成32年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、我が国経済を牽引する大都市について、国際的なビジネス・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の強化を図る。</p> <p>また、東京オリンピック・パラリンピック後に懸念される景気の停滞・落ち込みを軽減し、我が国の経済活性化に資する取組を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>上海やシンガポールなどのアジアの成長都市との都市間競争が激化し、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。</p> <p>こうした中、大都市の国際競争力強化の観点から、都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設し、平成29年度末時点で特定都市再生緊急整備地域として13地域の指定が行われてきた。更に直近では、我が国の大都市がグローバルな経済圏の中心となり、世界から人材や企業、投資等を呼び込むべく、平成28年6月に都市再生特別措置法を改正し、一層のビジネス・生活環境・防災機能の向上を図っているところである。</p> <p>また、「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、交通・物流に関する地域の社会課題の解決と都市の競争力の向上に関して、都市再生プロジェクトを進めることができ盛り込まれたところである。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)においても、力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組に関して、貴重な都市内空間を有効活用して都市機能を向上するため、都市開発を集中的に促進することが盛り込まれたところである。</p> <p>昨今の成長が著しいアジア諸国との都市と比較し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、国全体の成長を牽引する大都市について、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、国際競争力の強化等に資する優良な民間都市開発事業を促進するものであり、東京オリンピック・パラリンピック後の都市再生を腰折れさせないためにも、引き続き、当該施策の推進を図るために、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。</p> <p>あわせて、「東京一極集中是正のための中核・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」」(平成30年7月12日都市再生本部、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、中核・中核都市における都市再生事業を推進し、質の高い投資案件を形成するため、所要の支援施策を講じる必要がある。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 政策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含	

		③達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>→2020年(平成32年)までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る</p> <p>※平成28年(世界の都市総合力ランクイング2016)に東京は3位となり、平成29年(同2017)も3位を維持したものの、アジアにおいてシンガポール、ソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めてきていることから、引き続き東京の魅力を高め、順位を維持・向上させることが必要である。</p> <p>→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成32年までの建設投資累計額</p> <p>目標値:8兆円~11兆円</p> <p>→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合</p> <p>目標値:16.0%~18.5%</p> <p>※1 初期値:9.1%(2002年度~2017年度末(2017年度は見込み値))</p> <p>※2 中間目標値:12.8%~14.2%(2024年度)</p> <p>※3 延長要期間における目標値:10.7%~11.3%(2020年度)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることができる、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>			を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものである。また、特定都市再生緊急整備地域において法人税の適用を受けた事業者は3年間で48社と、特定の事業者への偏りは見られないことから、本特例措置においても想定外に特定の者に偏るという蓋然性は低い。			
10	有効性等	①適用数	<p>(適用計画数実績)</p> <p>27年度:5計画(15件)</p> <p>28年度:8計画(18件)</p> <p>29年度:9計画(18件)</p> <p>※適用計画実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)</p> <p>(適用計画数見込み)</p> <p>31年度:6計画</p> <p>32年度:7計画</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される数値を用いることはできない。 本特定措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業 	②適用額	<p>(適用額実績)</p> <p>27年度:1,837百万円</p> <p>28年度:3,184百万円</p> <p>29年度:3,765百万円</p> <p>※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの。※平成27年 23.9%、平成28、29年 23.4%で計算。</p> <p>(適用額見込み)</p> <p>31年度:8,879百万円</p> <p>32年度:10,358百万円</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される数値を用いることはできない。 	③減収額	<p>(減収額実績)</p> <p>27年度:439百万円</p> <p>28年度:745百万円</p> <p>29年度:881百万円</p> <p>※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの。</p> <p>(減収額見込み)</p> <p>31年度:2,060百万円</p> <p>32年度:2,232百万円</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p>	④効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>民間都市再生事業計画は、平成30年8月末現在 114計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。</p> <p>具体的には、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである。現時点での平成24年度~平成32年度までの建設投資累計額(見込)が約8.4兆円であることから、目標達成に向けて順調に推移している。</p>

		<p>世界の都市総合ランキングについて、平成 29 年時点で東京は3位となっているが、アジアにおいてシンガポール、ソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めており、引き続き東京の魅力を高め、順位を維持・向上させることが必要である。</p> <p>都市再生緊急整備地域内における都市開発事業が行われた区域の面積割合については、2002 年(都市再生特別措置法創設時)から 2017 年度末までに 9.1%となつており、本特例措によるインセンティブ効果により着実に事業の推進が図られている。今後も認定建築物が順次整備される予定であり、本特例措置を通じて優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>建設工事費の急激な上昇等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生については様々な課題がある中、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ことができなくなる。</p> <p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的に・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができる、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p> <p>特に建設工事費の急激な上昇等によりリスクが高まっているなど都市再生についてはさまざまな課題がある現状において、本特例措置の延長により、引き続き特定都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発事業を推進し、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図りたい。</p> <p>本特例措置による減収額は先述の通りだが、本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における認定事業(114 計画)における建設投資累計額は 59,939 億円、経済波及効果は 150,787 億円と試算され、税収増効果 15,871 億円と試算される。</p>	
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は割増償却であり、最終的な納稅額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、効率的な措置である。</p> <p>本特例措置は、これまで多数の事業者への適用実績があり、また、都市再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目標の達成のために的確かつ必要最小限の措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するもの。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実を実施するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確で</p>	
		<p>ある。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない。</p>	
	12	有識者の見解	—
	13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月(H28 国交 06)

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30国交09）

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長		
税目	法人税		
区分	□新設	■拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値：16.0%～18.5%）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。

- ② 新たな達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値：16.0%～18.5%）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。

- ③ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）は、平成28年度に既に達成されており、説明に誤りがある。

【国土交通省の補足説明】

- ① 要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度における達成目標を記載する。
 ② 本特例措置のインセンティブ効果によって、どの程度都市再生が進んだかをより直接的・定量的に測るために追加するものである。当該目標は、都市再生緊急整備地域内で実施された認定民間都市再生事業及びこれにより誘発された民間都市開発事業の区域面積割合の上昇を目標値とすることで、建築物の更新・整備のみならず、建築物とあわせて整備される公共施設（公園・広場・通路等）を含む都市機能の更新を把握することが可能である。
 ③ 維持・向上すべき目標であることを記載する。

【点検結果】

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① いずれも国土交通省で把握している過去の適用数である。計画数は認定民間都市再生事業計画の数、件数は同計画の認定事業者となった法人の数を記載している。複数の法人が共同して認定を受けるケースがあることから、計画数と件数が異なっている。租税特別措置法第47条の2第1項においては、法人が適用期限内に特定都市再生建築物等で新築されたものを取得し、又は特定都市再生建築物等を新築して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、本特例措置（割増償却）の適用が受けられる旨が規定されている。過去の適用数については、1の計画で複数の認定事業者が別個に特定都市再生建築物等を取得等し、事業の用に供している場合があり、本特例措置の対象資産の数を表すものとしては「件数」が該当する。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数が予測されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 適用見込みの計画数として、継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みの計画数を推計し、記載している。
 なお、1計画において複数の特定都市再生建築物等が整備される場合、当該1計画に基づき一括して複数の整備事業が行われることから、減収額・適用数においては1計画として推計している。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
 ② 過去の減収額（平成27年度及び28年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 以下のとおり。（百万円）

	H27年度	H28年度	H29年度
法人税	817	210	188
法人住民税	105	27	24
法人事業税	406	107	95

※ 法人住民税・法人事業税の算定方法は次のとおり。（以下同じ。）

- ・ 法人住民税 = (法人税の減収額) × (税率: 12.9%)
 - ・ 法人事業税 = (所得割) + (地方法人特別税)

$$\text{所得割} = ((\text{法人税の減収額}) \div (\text{税率: } 23.2\% \text{ (※)})) \times (\text{税率: } 3.8\%)$$

$$\text{地方法人特別税} = (\text{所得割}) \times (\text{税率: } 212.9\%)$$
- (※) 法人税率は、平成27年度：23.9%、平成28・29年度：23.4%、平成3年度以降：23.2%で算定

- ② 指摘を踏まえ、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いることができない理由を記載する。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
 ② 将來の減収額（平成30年度の法人税）が予測されていない。
 ③ 将來の減収額について、「※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 以下のとおり。（百万円）

	H30年度	H31年度	H32年度
法人税	142	300	399
法人住民税	18	39	51
法人事業税	73	154	204

② 減収見込額について、要望に係る本特例措置の適用期間（平成31～32年度）のみ記載している。
なお、直近の減収見込額（平成30年度の法人税）は、142百万円である。（国土交通省による認定事業者へのアンケート調査（平成30年5月）に基づく。）

③ 減収見込額調書に記載のとおり。
なお、「平成30年に平成29年度より継続して適用される認定事業の計画数」及び「平成30年度及び31年度をもって適用が終了するものの計画数」は、国土交通省による認定事業者へのアンケート調査（平成30年5月）に基づく。

【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。	
② 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合目標値：16.0%～18.5%）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。	
③ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。	
④ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する過去の効果について、「都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。	
⑤ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する過去の効果について、過去の適用件数2件（平成28年度）は、10件未満であり、前回評価時の将来予測4件の半数以下と想定外に僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。また、想定外に僅少であることの原因が明らかにされていない。	
⑥ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高	

める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する過去の直接的な効果について、「建設工事費の急激な上昇等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生については様々な課題がある中、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができなくなる」と説明されているが、過去の効果（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 指摘を踏まえ、平成29年時点の都市総合ランキングの順位を記載し、維持・向上すべき目標であることを記載する。
現在指定されている東京都内の都市再生緊急整備地域において、これまで4計画が整備を完了（うち1計画が本特例措置を活用）し、これらにより誘発された民間都市開発事業も実施されてきている。これにより、高規格なオフィス、地域住民・来訪者の利便に資する商業施設等が供給され、その結果、当該ランキング指標のうち、「1人当たりオフィス面積（経済）」、「小売店舗の充実度（居住）」、「飲食店舗の充実度（居住）」といった指標のスコア改善に寄与していると言える。

- ② 指摘を踏まえ、過去の効果（2002年から2017年における都市再生緊急整備地域内における都市開発事業が行われた区域の面積割合）を記載する。

なお、当該区域面積割合は、内閣府による都市再生緊急整備地域が存する自治体に対するアンケート調査（平成29年4月）に基づき、国土交通省が、各年度において竣工する都市開発事業の区域面積を合算の上、算出しているものである。

- ③・④ 以下のとおり。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
建設投資額	7,650	7,731	6,772	9,607	10,391	11,529
（内、緊急地域）	2,195	2,439	1,935	2,337	2,423	2,139

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	累計
建設投資額	11,352	10,076	9,172	84,280
（内、緊急地域）	1,886	1,643	696	17,693

* 内閣府による都市再生緊急整備地域が存する自治体に対するアンケート調査（平成29年4月時点）に基づき国土交通省にて集計。

- ⑤ 平成28年度の適用件数は2件であるが、本特例措置の創設以降これまでの適用件数は12件にのぼり、達成目標の実現に十分寄与していると考えられる。なお、評価対象外税目の適用件数についても順次実績が増加しており、これと相まって本特例措置が達成目標の実現に十分寄与するものである。

また、適用件数（平成28年度）が前回評価時の適用見込件数に比して僅少であることについては、都市再生事業の事業環境が依然厳しいことなどから、都市再生緊急整備地域における事業数自体が減少してきたためであり、過去のトレンドから導出した適用見込件数と乖離が生じたものである。

- ⑥ 本特例措置の効果については、国土交通省による認定事業者へのヒアリング調査を通じ、事業実施のインセンティブとなっており、本特例措置がなくなった場合、事業計画の見直し（整備される公共施設のスペック低下、面積の縮減等）や事業の遅延といった影響があることを把握している。

※ 本年3月以降、国土交通省が、認定事業者21者に対し、本特例措置の活用事業・活用見込み、本特例措置の効果・必要性、都市開発事業の事業環境等についてヒアリングを行ったもの。（以下同じ。）

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。

- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。また、達成目標に対する過去の効果（平成29年度）について、「都市再生緊急整備地域内における都市開発事業が行われた区域の面積割合については、2002年（都市再生特別措置法創設時）から2017年度末までに9.1%となっており」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、これらの点を課題とする。
- ③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成28年度の適用件数は2件であるが、本特例措置の創設以降これまでの適用件数は12件にのぼり、達成目標の実現に十分寄与していると考えられる。なお、評価対象外税目の適用件数についても順次実績が増加しており、これと相まって本特例措置が達成目標の実現に十分寄与するものである」との説明では、想定外に僅少である適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ② 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合目標値：16.0%～18.5%）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ③ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。
- ④ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する将来の効果について、「都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ⑤ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数3件（平成31年度）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。
- ⑥ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発

事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する将来の直接的な効果について、将来の効果（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後の直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 民間都市開発事業の実施により、都市総合ランキングにおける「1人当たりオフィス面積（経済）」や「ホテル総数（文化・交流）」「小売店舗の充実度（居住）」「飲食店舗の充実度（居住）」等のスコア改善が見込まれることから、民間都市開発事業への波及効果を及ぼす本特例措置は、達成目標に十分寄与すると考えられる。
- ② 認定民間都市再生事業の実施により、都市再生緊急整備地域内で実施された認定民間都市再生事業及びこれにより誘発された民間都市開発事業の区域面積割合の上昇が見込まれることから、達成目標に十分寄与すると考えられる。
- ③ (6) に記載のとおり。
- ④ (6) に記載のとおり。
- ⑤ 適用が見込まれる計画数は3計画であるが、本特例措置の創設以降これまでの適用件数は12件にのぼり、達成目標の実現に十分寄与していると考えられる。なお、評価対象外税目の適用件数についても、順次増加する見込みであり、本特例措置が達成目標の実現に十分寄与すると考えられる。
- ⑥ (6) に記載のとおり。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。
- ③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑥ 補足説明では、事後的に直接的な効果を検証する方法が明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

減収見込額調書

都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長(法人税)

減収見込額: 年度 350 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

- 当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている都市再生緊急整備地域内での建築物等の平均取得価額(H30年5月末時点調査に基づく実績・見込) 39,482 百万円 <1>
このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると
建物取得価額:<1>×65% 25,663 百万円 <2>
設備取得価額:<1>×35% 13,819 百万円 <3>
- 新規に適用される平均計画数
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている都市再生緊急整備地域内での適用計画数(H30年5月末時点調査に基づく実績・見込)
(H17~H29年度計 4計画で、年平均 4計画/13年=1計画) 1 計画/年度 <4>

【平成31年度見込】

- 平成30年度に平成29年度より継続して適用される認定事業の計画数 1 計画 <5>
- 平成30年度に適用される認定事業の計画数見込 <4>+<5>= 2 計画 <6>
- <6>のうち、平成30年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <7>
- 平成31年度に平成30年度より継続して適用される認定事業の計画数 <6>-<7>= 2 計画 <8>
- 平成31年度に適用される認定事業の計画数見込** <4>+<8>= 3 計画 <9>
- 事業1計画あたり割増される減価償却額
建物は50年定額、設備は15年定額とすると、
{<2>×1/50(50年定額)+<3>×1/15(15年定額)}×30%(割増率)= 430 百万円 <10>
- 事業1計画あたり減収見込み <10>×23.2%(法人税率)= 100 百万円 <11>
- 平成31年度の減収見込額** <9>×<11>= 300 百万円 <12>

【平成32年度見込】

- <9>のうち、平成31年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <13>
 - 平成32年度に平成31年度より継続して適用される認定事業の計画数 <9>-<13>= 3 計画 <14>
 - 平成32年度に適用される認定事業の計画数見込** <4>+<14>= 4 計画 <15>
 - 事業1計画あたり減収見込み <10>×23.2%(法人税率)= 100 百万円 <16>
 - 平成32年度の減収見込額** <16>×<15>= 399 百万円 <17>
- 以上より、**平年度の減収見込額は、**
(<12>+<17>)/2= 350 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 22)
		② 上記以外の税目	所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税
3	要望区分等の別		
4	内容		
<p>《現行制度の概要》 都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者に係る特例措置であり、認定事業により整備される建築物について、5年間の3割増償却がある。</p> <p>【適用要件】 - 平成 31 年 3 月 31 日までに取得し、供用すること - 土上階数 10 以上又は延べ面積 75,000 m²以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2) のいずれかに該当 1) 事業区域内において整備される公共施設用地面積が 30%以上 2) 居住者等利便施設整備費が 10 億円以上</p> <p>《要望の内容》 • 適用期限を2年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。 • 「東京一極集中是正のための中核・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」」(平成 30 年 7 月 12 日都市再生本部、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、所要の支援施策を講じる。</p> <p>《関係条項》 法人税:租税特別措置法 § 47 の 2、令 § 29 の 5、規則 § 20 の 21 (連結法人:法 § 68 の 35、令 § 39 の 64、規則 § 22 の 42)</p>			
5	担当部局		
6	評価実施時期及び分析対象期間		
7	創設年度及び改正経緯		
8	適用又は延長期間		

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図り、都市の魅力を高める。また、東京オリンピック・パラリンピック後に懸念される景気の停滞・落ち込みを軽減し、我が国の経済活性化に資する取組を推進する。さらに、地方都市の活性化を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取り組んできているところである。 地方都市の人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住機能、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させること等の都市再生の取り組みが引き続き必要である。 直近では、「未来投資戦略 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)において、交通・物流に関する地域の社会課題の解決と都市の競争力の向上に関して、都市再生プロジェクトを進めることができたところである。 また、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)においても、力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組に関して、貴重な都市内空間を有効活用して都市機能を向上するため、都市開発を集中的に促進することが盛り込まれたところである。 引き続き、我が国の活力の源泉である都市について、都市再生を図り、都市の魅力を高めるために、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な民間都市開発事業を促進するものであり、東京オリンピック・パラリンピック後の都市再生を腰折れさせないためにも、引き続き、当該施策の推進を図るために、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。</p> <p>あわせて、「東京一極集中是正のための中核・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」」(平成 30 年 7 月 12 日都市再生本部、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、中核・中核都市における都市再生事業を推進し、質の高い投資案件を形成するため、所要の支援施策を講じる必要がある。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。 →2020 年(平成 32 年)までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が 2012 年 4 位→3 位以内に入る ※平成 28 年(世界の都市総合力ランキング 2016)に東京は 3 位と</p>
---	------	--------------	---

		<p>なり、平成 29 年(同 2017)も3位を維持したものの、アジアにおいてシンガポール、ソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めてきていることから、引き続き東京の魅力を高め、順位を維持・向上させることが必要である。</p> <p>→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成 24 年度から平成 32 年までの建設投資累計額</p> <p>目標値:8 兆円～11 兆円</p> <p>→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた 2018 年度から 2030 年度までの区域面積割合</p> <p>目標値:16. 0%～18. 5%</p> <p>※1 初期値:9.1%(2002 年度～2017 年度末(2017 年度は見込値))</p> <p>※2 中間目標値:12. 8%～14. 2%(2024 年度)</p> <p>※3 延長要望期間における目標値:10.7%～11.3%(2020 年度)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることができる、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>		<p>② 適用額</p> <p>(適用額実績) 27 年度:3,418 百万円 28 年度:897 百万円 29 年度:803 百万円</p> <p>※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの。※平成 27 年 23.9%、平成 28、29 年 23.4%で計算。</p> <p>(適用額見込み) 31 年度:1,293 百万円 32 年度:1,720 百万円</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成 17 年度から平成 29 年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される数値を用いることはできない。
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>(適用計画数実績) 27 年度:4 計画(6 件) 28 年度:2 計画(2 件) 29 年度:2 計画(2 件)</p> <p>※適用計画実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)</p> <p>(適用計画数見込み) 31 年度:3 計画 32 年度:4 計画</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成 17 年度から平成 29 年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される数値を用いることはできない。 本特定措置は、特に我が国の中間競争力の強化を図るべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものである。また、都市再生緊急整備地域において法人税の適用を受けた事業者は3年間で 6 社と、特定の事業者への偏りは見られないことから、本特例措置においても想定外に特定の者に偏るという蓋然性は低い。 		<p>③ 減収額</p> <p>(減収額実績) 27 年度:817 百万円 28 年度:210 百万円 29 年度:188 百万円</p> <p>※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの。</p> <p>(減収額見込み) 31 年度:300 百万円 32 年度:399 百万円</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成 17 年度から平成 29 年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p>
				<p>④ 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>民間都市再生事業計画は、平成 30 年 8 月末現在 114 計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。</p> <p>具体的には、</p> <p>都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成 29 年度から平成 30 年度までの建設投資額は約 2.3 兆円となり、目標に届く見込みである。現時点での平成 24 年度～平成 32 年度までの建設投資累計額(見込)が約 8.4 兆円であることから、目標達成に向けて順調に推移している。</p> <p>世界の都市総合ランキングについて、平成 29 年時点での東京は3位となっているが、アジアにおいてシンガポール、ソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めており、引き続き東京の魅力を高め、順位を維持・向上させることが必要である。</p> <p>都市再生緊急整備地域内における都市開発事業が行われた区域</p>

		<p>の面積割合については、2002年(都市再生特別措置法創設時)から2017年度末までに9.1%となっており、本特例措によるインセンティブ効果により着実に事業の推進が図られている。今後も認定建築物が順次整備される予定であり、本特例措置を通じて優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>建設工事費の急激な上昇等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生については様々な課題がある中、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ことができなくなる。</p> <p>⑤ 税收減を是認する理由等</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p> <p>特に、建設工事費の急激な上昇等によりリスクが高まっているなど都市再生についてはさまざまな課題がある現状において、本特例措置の延長により、引き続き都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発事業を推進し、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図りたい。</p> <p>本特例措置による減収額は先述の通りだが、本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における認定事業(114計画)における建設投資累計額は59,939億円、経済波及効果は150,787億円と試算され、税収増効果15,871億円と試算される。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、効率的な措置である。</p> <p>本特例措置は、これまで多数の事業者への適用実績があり、また、都市再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目標の達成のために的確かつ必要最小限の措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するもの。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(H28国交07)

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30国交10）

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長		
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（平成27年度及び28年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】
① 租特透明化法に基づき作成された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年2月国会提出）」中、平成27年及び平成28年の適用実績として記載されている数値は、本税制へ制度変更される平成27年度以前の旧い税制の適用実績であり、本税制の適用実績とはいえないため、これを用いなかった。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将來の適用数（平成32年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】
① 将來の適用数（平成32年度：1件）については、現在整備中の施設に関する自治体への聞き取り調査に基づいている。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。

【国土交通省の補足説明】
① 過去の減収額については、税制の適用実績が存在しないため、税目を分けることなく、0万円と記載している。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
- ② 将來の減収額（平成32年度の法人税）については、評価書の別添において「当該建築物では、980m³の雨水貯留施設を整備しているとのことであった」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
- ③ 将來の減収額（平成32年度の法人税）について、「貯留施設の整備費用は、過去のアンケートより3.3万円/m³を想定」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 平成32年度の適用見込み1件による、法人税の減収見込額は約2.4万円であるため、法人住民税及び法人事業税の減収見込額は、当該数値に対して、適用が見込まれる県及び市所定の税率を乗じることで算定される。
- ② 現在整備中の施設に関する自治体への聞き取り調査に基づき算定している。
- ③ 複数の市への聞き取り調査に基づき算定している。

【点検結果】

- ① 「平成32年度の適用見込み1件による、法人税の減収見込額は約2.4万円であるため、法人住民税及び法人事業税の減収見込額は、当該数値に対して、適用が見込まれる県及び市所定の税率を乗じることで算定される」との説明では、具体的な減収額が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「複数の市への聞き取り調査に基づき算定している」との説明では、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（過去10年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数（H32年度：約4.4万戸））に対する過去の効果について、定量的に把握されていない。
- ② 達成目標（過去10年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数（H32年度：約4.4万戸））に対する過去の効果について「民間事業者等による雨水貯留利用施設の設置に対して、本税制によりインセンティブを付与することで、雨水貯留利用施設の設置が一層推進され、雨水の流出量が緩和・削減される。本税制の効果がなくなることで、床上浸水被害家屋への寄与度が減少することになり、上記の目標達成がより困難となる」と説明されているが、過去の適用数は0件（平成29年度）であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。また、想定外に僅少であることの原因について「区域の指定に時間を要するだけではなく、区域設定後、建物等の建設にも一定の時間を要し、竣工した施設がまだ存在しないことが要因である」と説明されているが、「本税制の適用が今後見込まれる方の地区においては、300m³以上の雨水貯留利用施設の設置が可能な建築物を現在1件建設中」と説明しており、区域の設定及び建物等の建設に時間を要することは適用数が想定外に僅少であるとの理由として不十分であると考えられる。
- ③ 「10④効果」欄の「《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》」に記載されている内容は、「10⑤税収減を是認する理由等」に記載すべきものである。

【国土交通省の補足説明】

- ① 達成目標については、平成27年度末時点での6.1万戸、平成28年度末時点での5.7万戸、平成29年度末時点での5.3万戸と減少している。これは、下水道施設や河川の整備による効果の発現であると推察されるが、今後、民間事業者による雨水貯留利用施設の整備が促進されることで、雨水の流出量がなお抑制される見込まれる。数値の出典については、自治体からの聞き取りによる実績値を足し合わせることで算出している。
- ② 現時点では、税制の適用実績が存在しないため、税制による効果は発現していない。

が、今後施設の整備が進み、適用実績が生じることにより、目標の達成に一定程度寄与することが見込まれる。また、浸水被害対策区域の設定については、各市で調整が図られている段階のため、当初の想定ほど増加していない状況ではあるが、実際に区域が設定された地区においては、施設の整備が着実に行われるため、区域の設定が今後進むことで、適用件数も増加することが見込まれる。

③ ご指摘を踏まえて事前評価書を修正する。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（過去10年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数（H32年度：約4.4万戸））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 当面は既存の浸水被害対策区域における雨水貯留利用施設の整備の効果が想定される。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「当面は既存の浸水被害対策区域における雨水貯留利用施設の整備の効果が想定される」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1 政策評価の対象とした政策の名称	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長	
2 対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税・義)(国税 24)
	② 上記以外の税目	所得税
3 要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4 内容	<p>《現行制度の概要》 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 25 条の 2 に規定する浸水被害対策区域において、民間事業者が設置する雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5 年間 1 割増償却)</p> <p>《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法 第 14 条第 1 項、第 2 項第 2 号 第 47 条の 2 第 1 項、第 3 項第 2 号 第 68 条の 35 第 1 項、第 3 項第 2 号 租税特別措置法施行令 第 7 条第 4 項 第 29 条の 5 第 3 項</p>	
5 担当部局	水管理・国土保全局下水道部	
6 評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成 30 年 8 月 分析対象期間: 平成 27~32 年度	
7 創設年度及び改正経緯	<p>平成 10 年度 税制創設 貯留利用施設 規模要件 貯水容量 100m³ 以上</p> <p>平成 11 年度 2 年延長</p> <p>平成 13 年度 2 年延長 規模要件 貯水容量 100m³ 以上→200m³ 以上</p> <p>平成 14 年度 償却率 1.2 割増→1 割増</p> <p>平成 15 年度 2 年延長</p> <p>平成 16 年度 特定都市河川流域における貯留利用施設の規模要件 貯水容量 200m³ 以上→100m³ 以上</p> <p>平成 17 年度 2 年延長 貯留利用施設 規模要件 貯水容量 200m³ 以上→300m³ 以上</p> <p>平成 19 年度 浸透施設 浸透性舗装規模要件 3,000 m² 以上を追加</p> <p>平成 21 年度 2 年延長</p> <p>平成 23 年度 2 年延長 浸透性舗装規模要件 3,000 m² 以上→5,000 m² 以上</p> <p>平成 25 年度 2 年延長</p> <p>平成 27 年度 対象区域 人口 30 万人以上の都市→下水道法第 25 条の 2 に規定する浸水被害対策区域 対象施設 雨水貯留利用浸透施設 →雨水貯留利用施設</p> <p>平成 29 年度 2 年延長 対象施設から、構築物と併せて設置される機械及</p>	

び装置を除外			
8 適用又は延長期間	平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間		
9 必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>『租税特別措置等により実現しようとする政策目的』 本制度の政策目的は、雨水貯留利用施設の整備促進による浸水被害の軽減である。 近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度（降雨強度 100mm/h 以上も多い）に雨が降ることが特徴であり、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きく、発生場所等の予測が困難で被害軽減のための事前の対応が取りにくいため、これまで地下空間の利用者や水路工事從事者に被害が出ているところである。</p> <p>こうしたゲリラ豪雨被害に対して下水道は、雨水を迅速に流下させることのできる施設として効果的であり、各自治体においても下水道の整備を進めている。しかし、地下空間の利用が進んでいる地域において、下水道の追加的整備のための地下空間を確保することが困難である等、下水道の整備のみで浸水被害対策を行うことには限界がある。したがって、このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるには、民間による雨水貯留利用施設の整備を促進し、分散型の流出抑制対策を推進する必要がある。</p> <p>地方公共団体では、下水道の整備と併せて、学校の校庭や公園等を活用して雨水貯留利用施設の設置等を進めているところもあるが、利用できる敷地は限られていることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が必要不可欠である。</p> <p>このような取組を後押しするため、平成 27 年 5 月に下水道法を改正し、浸水被害対策区域制度を創設した。浸水被害対策区域は、都市機能が集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがあるにもかかわらず、土地利用の状況により、下水道の整備のみでは浸水被害の防止が困難な地域において、公共下水道管理者が条例で指定するものであり、当該区域内では、条例による各戸貯留の義務づけ等が可能となる。</p> <p>本税制は、浸水被害対策区域における雨水貯留利用施設の設置について税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図ることにより、各戸貯留の義務付け等の施策と一体として浸水被害防止の一層の促進を図るものである。</p> <p>また、本税制により整備促進が図られる雨水貯留利用施設は、雨水の利用にも資するものであるが、雨水の利用を推進することは、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するものであり、ひいては、浸水被害の解消につながるものである。</p> <p>（平成 27 年 5 月には、議員立法により「雨水の利用の推進に関する法律」（平成 26 年法律第 17 号）が施行された。）</p>	

		<p>《政策目的の根拠》 社会资本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定） 第 2 章 社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要 第 2 節 重点目標と政策パッケージ 2. 重点目標 2：災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する 政策パッケージ 2-2：激甚化する気象災害に対するリスクの低減 重点施策（水害対策） ・人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進 ・近年、頻発する局地的な大雨等（いわゆるゲリラ豪雨）に対応するため、下水道による浸水対策を推進するとともに、施設の能力を上回る降雨に対しては、官民連携してハード対策、ソフト対策等を組み合わせた効率的かつ効果的な浸水対策を推進</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 政策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進するに包含</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 27 年 9 月に「第4次社会資本整備重点計画」が閣議決定されており、社会資本整備事業の実施に関する達成目標について、その進捗を示す指標を新たに設定したところである。近年の雨の降り方の変化に伴い、浸水被害のリスクは一層高まっているため、以下の指標を達成目標とすることとする。 「過去 10 年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」 (H26 年度：約 6.5 万戸→H32 年度：約 4.4 万戸) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制が、民間による雨水貯留利用施設の設置の促進に対するインセンティブとなり、雨水流出量の抑制が実現されることにより、水災害の被害の防止、軽減に寄与するものである。</p>	<p>② 適用額 平成 27 年度(実績) 0 万円 平成 28 年度(実績) 0 万円 平成 29 年度(実績) 0 万円 平成 30 年度(見込み) 0 万円 平成 31 年度(見込み) 0 万円 平成 32 年度(見込み) 3000 万円 ※算定根拠については、別添参照</p> <p>③ 減収額 平成 27 年度(実績) 0 万円 平成 28 年度(実績) 0 万円 平成 29 年度(実績) 0 万円 平成 30 年度(見込み) 0 万円 平成 31 年度(見込み) 0 万円 平成 32 年度(見込み) 2.4 万円 ※算定根拠については、別添参照</p> <p>④ 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 下水道法上の浸水被害対策区域に税制の対象区域が変更された平成 27 年度以降、適用実績が無いため、政策目的の達成及び達成目標の実現への寄与は今のところ存在しない。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的效果》 平成 27 年度以降、適用実績が無いため効果は発現していない。 これは、区域の指定に時間と費用を要するだけでなく、区域設定後、建物等の建設にも一定の時間を要し、竣工した施設がまだ存在しないことが要因である。民間事業者等による雨水貯留利用施設の設置に対して、本税制によりインセンティブを付与することで、雨水貯留利用施設の設置が一層推進され、雨水の流出量が緩和・削減される。本税制の効果がなくなることで、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになり、上記の目標達成がより困難となる。</p> <p>⑤ 税収減を是認する理由等 上記政策目標の達成状況は、ハード・ソフト・公共・民間による包括的な対策により達成されるものであり、本税制の効果は、それら達成状況の一部に包含されて発現する。 都市部でのゲリラ豪雨頻発による浸水被害を着実に軽減していくためには、既成市街地における対策、官民が連携した対策をさらに促進していくことが必要であり、このためには、本税制は有効な手段である。なお、本税制は、割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段である。以上を踏まえると、本税制は効果と減収額を比較して十分に減収額を是認する効果があり、また今後とも、十分に税収減を是認する効果を持ちうると言える。</p>
10 有効性等	① 適用数	<p>平成 27 年度(実績) 0 件 平成 28 年度(実績) 0 件 平成 29 年度(実績) 0 件 平成 30 年度(見込み) 0 件 平成 31 年度(見込み) 0 件 平成 32 年度(見込み) 1 件</p> <p>本税制において対象となる区域は、平成 27 年度に改正された下水道法に規定する浸水被害対策区域であり、現在 2 地区で指定がされているところ。 本制度については、制度創設後適用実績はないが、これは、区域の指定に時間を要するだけで無く、区域設定後、建物等の建設にも一定の時間を要し、竣工した施設がまだ存在しないことが要因である。 一方で、本制度については、雨水貯留利用施設を整備することのインセンティブとなるため有効な手段と考えており、今回の豪雨被害を踏まえ、本制度の適用を積極的に考えている都市も増え</p>	<p>11 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 いわゆるゲリラ豪雨は、発生場所の予測が困難であり、かつ、短時間で、現在整備されている下水道の流下能力を大きく上回る大量の降雨をもたらす。そのため、下水道によるハード施設整備</p>

別添

		<p>のみで対応することは困難であり、その被害軽減を図るために民間による雨水貯留利用施設の設置を進め、官民が連携した浸水防止対策を進める必要がある。</p> <p>下水道法上の浸水被害対策区域内において、民間が設置する雨水貯留利用施設は、広く分散して存在し、当該地域における雨水の流出量を緩和・削減して治水安全度を向上させる効果があり、区域内の浸水被害の解消という政策目標を早期達成するために有効である。</p> <p>また、都市部では地下空間の利用が進み、公共が雨水貯留利用施設を自ら設置することは、技術面・コスト面で困難であるうえ、整備にも時間を要することになる。</p> <p>一方、民間が商業施設等を設置する際に、税制上の措置を受けて雨水貯留利用施設を設置する場合は、公共が直接整備する場合に比べ、大幅に公費負担が少ないにもかかわらず、浸水対策を効果的に実施することが可能となる。したがって、税によるインセンティブを付与することにより民間の雨水貯留利用施設の整備促進を図ることは、妥当な措置である。</p> <p>さらに、雨水の利用を推進することで、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制にも寄与する。</p>
② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	○特定地域都市浸水被害対策事業 内水被害の著しい地域において、浸水被害対策区域に指定された地区で、民間事業者が建築物に貯留施設等を建設する場合に国庫補助を行う。 (平成29年度 2.1億円) 上記予算上の措置等は、民間事業者と下水道管理者が一体的に施設の整備を行うことで、大規模施設等のスケールメリット等がはたらき、迅速な効果の発現が可能な場合において、民間事業者へ補助を行うものである。しかし、上記のような施設は数が限られているため、地区内で浸水対策の効果を発現するには、スケールメリット等がはたらきにくい小規模な個別ビル等も含めた裾野の広い取組も併せて実施することが必要であり、そのために本税制による支援措置を講ずる。 なお、補助金等をもって建築し、又は設置される構築物については、本税制の適用対象から除外されている。	
③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない	
12 有識者の見解	一	
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(H28国交12)	

減収見込額等の算定根拠

1. 適用件数・減収額の推計

① 適用件数の推計

平成27年の下水道法改正により創設された浸水被害対策区域は、グリラ豪雨等に対して民間の協力を得ながら必要な対策を行うことが合理的である区域を、公共下水道管理者である地方公共団体が条例で指定するものである。

平成30年7月現在、合計2地区の指定がなされており、両地区では予算制度の「特定地域都市浸水被害対策事業」を通じて補助金による支援を実施している。

本税制の適用が今後見込まれる方の地区においては、300m³以上の雨水貯留利用施設の設置が可能な建築物を現在1件建設中である(平成32年に竣工予定)。なお、当該地区における、平成32年度までに竣工するその他の貯留利用施設は把握されていない。

② 減収見込額の推計

当該建築物では、980m³の雨水貯留施設を整備しているとのことであった。

H31の減収見込額は、適用件数が0件のため0万円

H32の減収見込額は、貯留施設整備費用×割増償却率×法人税率

$$= 約3000万円 (980m^3 \times 3.3万円/m^3) \times 0.0034 \times 0.232$$

$$= 約2.4万円$$

※ 貯留施設の整備費用は、過去のアンケートより3.3万円/m³を想定

※ 割増償却率は、0.034×10% = 0.0034 (耐用年数30年、定額法)

・減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)

別表第一 機械及び装置以外の耐用年数表 「構造物 コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの(前掲のものを除く。) 岸壁、桟橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう」に該当

→「耐用年数30年」に該当

別表第八 定額法の償却率 「耐用年数(年)30年」 → 「償却率0.034」

※ 法人税率 23.2% (中小法人以外の普通法人、H30.4.1以後開始事業年度)

2. 適用件数及び減収見込額まとめ

H31年度 適用件数0件 減収見込額 0万円

H32年度 適用件数1件 減収見込額 約2.4万円

<平成31年度税制改正要望関係>租税特別措置等による政策評価の点検シート (H30国交11)

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長 (東京湾横断道路株式会社に係る資本割の特例措置)										
措置の内容	平成28年度時点	東京湾横断道路株式会社（TTB）について、資本割の課税標準である資本金等の額から、総資産のうち建設未収金に相当する割合を乗じた額を控除する。										
	平成29年度税制改正以後	従前どおり										
	平成30年度税制改正以後	従前どおり										
政策目的		首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適かつ円滑な業務の推進を図り、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成を実現する。										
評価対象税目	義務対象		努力義務対象									
	法人事業税											
関係条項		地方税法附則第9条										
要望内容		措置の適用期限を平成36年3月31日まで5年間延長する。										
創設年度		H16	過去の政策評価の実績	H25国交20				区分	延長			

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態											租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）					
	適用件数 (法人事業税・件)			適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			適用実態調査における適用額の上位10社割合(法人税・%)	減収額 (法人事業税・百万円)			目標			目標達成度		
					(参考)	(参考)	(参考)		(参考)	(参考)	(参考)	適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額(法人事業税・百万円)	目標値 (百万円)	将来予測	実績		
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	実績	実績	租特の直接的効果		
H23	-	1	-	-	-	-	-	-	-	▲180.0	-	-	-	-	不明	不明	-
H24	-	1	-	-	-	-	-	-	-	▲180.0	-	-	-	-	不明	不明	-
H25	1	-	-	-	-	-	-	-	▲180.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H26	1	-	-	-	-	-	-	-	▲180.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H27	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	▲180.0	▲270.0	150.0%	-	不明	不明	383	270	-
H28	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	▲180.0	▲449.0	249.4%	-	不明	不明	428	449	-
H29	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	▲180.0	▲449.0	249.4%	-	不明	不明	190	449	-
H30	1	-	-	-	-	-	-	-	▲449.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H31	1	-	-	-	-	-	-	-	▲449.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H32	1	-	-	-	-	-	-	-	▲449.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H33	1	-	-	-	-	-	-	-	▲448.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H34	1	-	-	-	-	-	-	-	▲447.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H35～ 未定	1	-	-	-	-	-	-	-	▲444.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長		
税目	法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（本特例措置を講ずることにより、TTBの適切かつ円滑な業務の推進に資する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（本特例措置を講ずることにより、TTBの適切かつ円滑な業務の推進に資する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
- ③ 所期の達成目標（TTBの資本金は、東京湾横断道路開通後にTTBが湾横特措法第2条に基づき実施している東京湾横断道路の日常的管理業務及び休憩施設事業を中心とした管理事業の規模に比べれば著しく過大となっており、かつ、仮に資本割が適用された場合には、TTBの事業経営に与える影響が甚大となる。このため、本特例措置を講ずることにより、TTBの適正かつ円滑な業務の推進に資する）から新たな達成目標（本特例措置を講ずることにより、TTBの適切かつ円滑な業務の推進に資する）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 東京湾横断道路事業は、本来国が行うべき国道の建設事業について、湾横特措法に基づき、民活方式によりTTBが特例的に実施しているものであり、当該道路の建設に当たっては、有利子債務を少なくするために地方公共団体等から多額の出資金を受けていることから、資本金の額が著しく大きなものとなっている。

また、現在のTTBの主な事業は、東京湾横断道路の日常的管理業務と休憩施設運営業務であり、資本金の額は事業規模を適正に反映したものとは言えないため、本特例が措置されたものである。

よって、本特例措置は、このような事業の特殊性を鑑みた特例的な扱いであることから、業績指標の設定になじまないものとして、当初より達成目標等（目標値、目標達成時期）は設定していない。

- ② 本特例措置は、このような事業の特殊性を鑑みた特例的な扱いであることから、業績指標の設定になじまないものとして、当初より達成目標等（目標値、目標達成時期）は設定していない。

なお、TTBにおいては、当面資本割の課税標準である資本金の額は一定であり状況が変わるものではないため、今後とも、東京湾横断道路事業を実施するTTBの適切かつ円滑な事業の推進を図るために本特例措置が必要である。

- ③ 前回通りに修正する。

修正文：TTBの資本金は、東京湾横断道路開通後にTTBが湾横特措法第2条に基づき実施している、東京湾横断道路の日常的管理業務及び休憩施設運営事業の規模に比べれば著しく過大となっており、かつ、仮に資本割が適用された場合には、TTBの事業経営に与える影響が甚大となる。このため、本特例措置を講ずることにより、TTBの適切かつ円滑な業務の推進に資する

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。【国土交通省の補足説明】
—【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。【国土交通省の補足説明】
—【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ② 過去の減収額449百万円（平成28年度及び29年度）が前回評価時の将来予測180百万円とかなり離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 減収額の算出は下記のとおりである。
計算式：「特例無」－「特例有」
= (資本金×税率) - ((資本金-資本金×(建設事業未収入金/総資産)) ×税率)

(単位：百万円)

年度	H27	H28	H29
特例無 (特例措置が無い場合の 租税額(資本割))	273	456	456
特例有 (実納税額(資本割))	3	6	7
減収額	270	449	449

※端数処理のため、数値が一致しないところがある。

※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。

※適用実態調査に記載ある適用総額は上記計算式の「資本金×(建設事業未収金/総資産)」に該当している。（上表は事業実施年度ベースで記載）

※なお、資本金額は、H27～H29年度全て90,000百万円、税率はH27年度：0.3%、H28年度以降：0.5%となっている。

※また、平成29年度の総資産の額は480,479,866千円、建設事業未収金は473,159,100千円、特例適用額は88,628,727千円となる。（総資産の額に占める建設事業未収金の割合は98.476%）

- ② 前回評価時の将来的な減収額と数値が異なる主な要因としては、法人事業税（資本割）の税率が平成28年度に0.5%まで増率したためである。（前回評価時における税率は0.2%）。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 減収額は下記のとおりです。

計算式：「特例無」－「特例有」

$$= (\text{資本金} \times \text{税率}) - ((\text{資本金} - \text{資本金} \times (\text{建設事業未収入金} / \text{総資産})) \times \text{税率})$$

(単位:百万円)

年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35
特例無 (特例措置が無い場合 の租税額(資本割))	456	456	456	456	456	456
特例有 (実納税額(資本割))	7	7	7	8	9	12
減収額	449	449	449	448	447	444

*端数処理のため、数値が一致しないところがある。

*数値については、対象事業者からの聞き取りに基づく推計値。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、他の算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（本特例措置を講ずることにより、TTBの適切かつ円滑な業務の推進に資する）に対する過去の効果について、「本特例が措置された事業基盤の上に適切な事業運営を行うことにより、事業の安定化が図られているものといえる」と説明されているが、定量的に把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① TTBにおいては、海上という立地条件による業務や経営への影響、交通量の変動など様々な事業リスクがある。こうした事業に与える不安定要素を多く抱える状況の中で、TTBの事業規模を適切に反映した課税標準とする本特例措置は、TTBの事業基盤の安定化のため必要なものである。

なお、下表から分かるとおり、本特例措置による減免によって、TTBの当期純利益は黒字を維持できている。

本特例が措置された事業基盤の上に適切な事業運営を行うことにより、事業の安定化が図られている。

(単位:百万円)

年度	当期純利益	租税減収額	特例措置がない場合の当期 純利益
H28	428	△449	△21
H29	190	△449	△258

*端数処理のため、数値が一致しないところがある。

*数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（本特例措置を講ずることにより、TTBの適切かつ円滑な業務の推進に資する）に対する将来の効果について、「本特例が措置された事業基盤の上に適切な事業運営を行うことにより、事業の安定化が図られているものといえる」と説明されているが、定量的に予測されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① TTBの主な事業である、東京湾横断道路の日常的管理業務と休憩施設運営事業の今後の収支については、29年度と同程度で推移する見通しとなっている。

- 日常的管理業務においては、老朽化対策・安全対策による事業費の増や管理体制の強化による費用の増などにより、管理事業にかかる収益は、今後も同程度で推移する見通し。

- 休憩施設運営事業においては、リニューアル工事に伴う減価償却費の増、PA設備の老朽化に伴う更新費用の増などが見込まれ、収入面についても、施設規模が変わることから、休憩施設運営事業にかかる収益は、今後も同程度で推移する見通し。また、TTBにおいては、当面資本割の課税標準である資本金の額は一定であり状況が変わるものではない。

よって、本特例措置による減免がなければ、将来的な経営が赤字で推移することが見込まれることから、本特例措置は、TTBの事業基盤の安定化のため必要なものとなっている。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(5)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税(資本割)の課税標準の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税14)
		②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>東京湾横断道路株式会社(以下「TTB」という。)に対する法人事業税の資本割の課税標準額の算定について、資本金の額から、当該資本金の額に総資産の金額のうちに建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する。</p> <p>(課税標準額 = 資本金等 - 資本金等 × (建設事業未収金 / 総資産))</p> <p>《要望の内容》</p> <p>措置の適用期限を 5 年間延長し、平成 36 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 9 条第 7 項 ・地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)附則第 6 条の 2 第 1 項 ・地方税法施行規則(昭和 29 年總理府令 23 号)附則第 2 条の 7
5	担当部局		国土交通省道路局高速道路課
6	評価実施時期及び分析対象期間		<p>評価実施時期: 平成 30 年 8 月</p> <p>分析対象期間: 平成 27 年度～35 年度</p>
7	創設年度及び改正経緯		<p>平成 16 年度 創設(5 年間)</p> <p>平成 21 年度 延長(5 年間)</p> <p>平成 26 年度 延長(5 年間)</p>
8	適用又は延長期間		5 年間(平成 31 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>東京湾横断道路は、首都圏の幹線道路ネットワークの一環として、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものであるが、TTBは、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(以下「湾横特措法」という。)により、大規模プロジェクトによる当該道路(一般国道 409 号)の建設等を特例的に実施し、現在、その管理を行っている。</p> <p>本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適切かつ円滑な業務の推進を図り、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和 61 年法律第 45 号)</p>

			<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設を図るために特別の措置を定めることにより、その建設を促進し、もつて東京湾の周辺の地域における交通の円滑化に資することを目的とする。</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>「国土交通省政策評価基本計画」</p> <p>政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上</p> <p>施策目標29 道路交通の円滑化を推進する</p> <p>に包含</p>
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>TTBの資本金は、東京湾横断道路開通後にTTBが湾横特措法第2条に基づき実施している、東京湾横断道路の日常的管理業務及び休憩施設運営事業の規模に比べれば著しく過大となっており、かつ、仮に資本割が適用された場合においては、TTBの事業経営に与える影響が甚大となる。</p> <p>このため、本特例措置を講ずることにより、TTBの適切かつ円滑な業務の推進に資する。</p> <p>※ 東京湾横断道路事業は、本来国が行うべき国道の建設事業について、湾横特措法に基づき、民活方式によりTTBが特例的に実施しているものであるが、当該道路の建設に当たっては、有利子債務を少なくするため、多額の出資金を受けていることから、地方公共団体等からの資本金の額が著しく大きなものとなっている。</p> <p>現在のTTBの主な事業は、東京湾横断道路の日常的管理業務と休憩施設業務であり、資本金の額は事業規模を適正に反映したものとはいえないため、本特例が措置されたものである。</p> <p>このような実態に基づく特例的な扱いであることから、業績指標等の設定になじまないものとして、当初より達成目標等(所期の目標)は設定していない。</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>東京湾横断道路は、京葉道路、東京湾岸道路、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道、東関東自動車道等と一緒にとなって、首都圏における広域的幹線道路網を形成するものである。本道路は、京浜地域と房総地域を直結することにより首都圏の南バイパスの役割を果たし、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものである。</p> <p>TTBは、湾横特措法により当該道路の建設等を特例的に実施し、平成9年12月の開通以来、その建設により蓄積した技術とノウハウを活かして当該道路の管理等を行っている。</p> <p>このため、本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適正かつ円滑な業務の推進が図られ、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に寄与する。</p>

10	有効性等	① 適用数	毎年度1件												
		(注)本措置の適用対象はTTBのみである。													
		② 適用額	(単位:百万円)												
		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35				
		適用 推計額	88,888	88,729	88,629	88,622	88,616	88,609	88,455	88,154	87,709				
(注)対象事業者からの聞き取りによるものであり、地方税法に基づき把握できる情報はない。															
③ 減収額		(単位:百万円)													
年度		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35					
減収額		270	449	449	449	449	449	448	447	444					
(注)対象事業者からの聞き取りによるものであり、地方税法に基づき把握できる情報はない。															
④ 効果		《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》													
TTBにおいては、海上という立地条件による業務や経営への影響、交通量の変動など様々な事業リスクがある。こうした事業に与える不安定要素を多く抱える状況の中で、TTBの事業規模を適正に反映した課税標準とする本特例措置は、TTBの事業基盤の安定化のため必要なものである。															
本特例が措置された事業基盤の上に適切な事業運営を行うことにより、事業の安定化が図られているものといえる。															
《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》															
(単位:百万円)															
年度		当期純利益	租税減収額	特例措置がない場合の当期純利益	備考										
H27		383	△270	113	資本割の税率が0.3%に拡大										
H28		428	△449	△21	資本割の税率が0.5%に拡大										
H29		190	△449	△258											
(注)端数処理のため、数値が一致していない。															
⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置を講ずることによりTTBの適切かつ円滑な業務の推進が図られる。これは、東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなどその波及効果は大きく、税収減が十分に是認さ														

			れると考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	東京湾横断道路(一般国道409号)の建設等については、湾横特措法により、TTBが特例的に行っている。 TTBは、当該道路の建設等に当たり、有利子債務を少なくするため、地方公共団体等から多額の出資金を受けており、資本金の額が著しく大きなものとなっている。 また、TTBの貸借対照表上、資産のほとんどが建設事業未収金(高速道路機構からの建設費用割賦支払額)であり、これは、本来国が行うべき道路建設等を代行することにより生じたものであることから、資本金の額から、当該資本金の額に総資産の金額のうちに建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する本特例措置は、TTBの適切かつ円滑な業務の推進に支障を生じさせないために必要であり、他の手段によることはできない。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置に類する税制特例措置以外の支援措置は講じられていない。	
	③ 地方公共団体が協力する相当性	東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、大都市圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなど、周辺地方公共団体の受益に資するものである。	
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月(H25国交20)

<平成31年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30国交12)

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		JR北海道及びJR四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長 (JR北海道・四国に係る資本割の特例措置)									
措置の内容	平成28年度時点	JR北海道及びJR四国について、資本割の課税標準である資本金等の額を資本金の額に2を乗じて得た額とする。 (JR九州についても同様（民営化に伴う経過措置）)									
	平成29年度税制改正以後	JR北海道及びJR四国については従前どおり (JR九州については、資本金の額及び資本準備金の額の合計額に3/4を乗じた額を控除する（民営化に伴う経過措置）。)									
	平成30年度税制改正以後	JR北海道及びJR四国については従前どおり (JR九州については、資本金の額及び資本準備金の額の合計額に1/2を乗じた額を控除する（民営化に伴う経過措置）。)									
政策目的		JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。									
評価対象税目	義務対象		努力義務対象								
	法人事業税										
関係条項		地方税法附則第9条									
要望内容		措置の適用期限を平成36年3月31まで5年間延長する。									
創設年度		H16	過去の政策評価の実績	H25国交27				区分	延長		

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態											租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）								
	(参考) 適用件数 (法人事業税・件)			適用実態調査における適用件数 (法人税・件)			減収額 (法人税・百万円)			適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税・%)			減収額 (法人事業税・百万円)			適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (法人事業税・百万円)				
										(参考)		(参考)		(参考)						
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	目標達成度
H23	-	3	-	-	-	-	-	-	-	▲552.0	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-
H24	-	3	-	-	-	-	-	-	-	▲552.0	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-
H25	3	-	-	-	-	-	-	-	-	▲552.0	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-
H26	3	3	100.0%	-	-	-	-	-	-	▲552.0	▲552.0	100.0%	-	-	-	-	不明	不明	-	-
H27	3	3	100.0%	-	-	-	-	-	-	▲552.0	▲828.0	150.0%	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明
H28	3	3	100.0%	-	-	-	-	-	-	▲552.0	▲1,380.0	250.0%	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明
H29	3	3	100.0%	-	-	-	-	-	-	▲552.0	▲1,305.0	236.4%	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明
H30	3	-	-	-	-	-	-	-	-	▲1,070.0	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-
H31	2	-	-	-	-	-	-	-	-	▲820.0	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-
H32	2	-	-	-	-	-	-	-	-	▲820.0	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-
H33	2	-	-	-	-	-	-	-	-	▲820.0	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-
H34	2	-	-	-	-	-	-	-	-	▲820.0	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-
H35～未定	2	-	-	-	-	-	-	-	-	▲820.0	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	JR北海道及びJR四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長		
税目	法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要かつ有効であるかを検証することができない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 前回要望時の目標は「JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除する」としていたところ。

JR北海道等の資本準備金の特殊性については、現在においても変わるものではなく、本来的には資本準備金の性格を有しない、国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。

【点検結果】

- ① 補足説明では、前回要望時の目標と変更がないこと及び本特例措置の内容を説明しているにすぎず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

一

【点検結果】

なし。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

一

【点検結果】

なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（平成29年度）について、「算定式：特例措置なしの納稅額－特例措置ありの納稅額」と説明され1,305百万円とされているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

- ② 過去の減収額（平成26年度から28年度まで）について、地方税法に基づく税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 算定根拠については、本特例措置が無い場合（資本金及び資本準備金を足した額から、1千億円超を1/2とした額を課税標準とする）から、本特例措置が適用された場合（地方税法附則第9条により、資本金に2を乗じた額を課税標準とする）を差し引いた数値を減収額とした（平成29年度のJR九州は、完全民営化に伴う税制上の激変緩和措置により、資本金と資本準備金の合計額を3/4控除している）。資本金、資本準備金は事業者への聴き取り調査により、JR北海道は資本金が9,000百万円、資本準備金が153,451百万円、JR四国は資本金が3,500百万円、資本準備金が54,340百万円、JR九州は資本金が16,000百万円、資本準備金が171,908百万円である。

- ② 平成26年度から平成28年度の減収額についても同様に、本特例措置が無い場合（資本金及び資本準備金を足した額から、1千億円超を1/2とした額を課税標準とする）から、本特例措置が適用された場合（地方税法附則第9条により、資本金に2を乗じた額を課税標準とする）を差し引いた数値を減収額とした。

地方税法に基づく税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書には、資本金等の合計額のみ記載されていることから、資本金、資本準備金それぞれの額について事業者への聴き取りを行い、減税額を算出した。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「JR北海道は資本金が9,000百万円、資本準備金が153,451百万円、JR四国は資本金が3,500百万円、資本準備金が54,340百万円、JR九州は資本金が16,000百万円、資本準備金が171,908百万円」との説明では、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額について、「JR北海道等からの聴き取り」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 将來の減収額についても、過去の減収額と同様に本特例措置が無い場合（資本金及び資本準備金を足した額から、1千億円超を1/2とした額を課税標準とする）から、本特例措置が適用された場合（地方税法附則第9条により、資本金に2を乗じた額を課税標準とする）を差し引いた数値を減収額とした。JR北海道等の資本金、資本準備金の額は、平成30年度時点でJR北海道は資本金が9,000百万円、資本準備金が153,451百万円、JR四国は資本金が3,500百万円、資本準備金が54,340百万円であり、設定された経緯の特殊性から変わる可能性が低いため、平成30年度の額を基に減収額を算定している。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成30年度時点でJR北海道は資本金が9,000百万円、資本準備金が153,451百万円、JR四国は資本金が3,500百万円、資本準備金が54,340百万円であり、設定された経緯の特殊性から変わる可能性が低いため、平成30年度の額を基に減収額を算定」との説明では、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除する）に対する過去の効果について、「JR北海道等の事業規模に見合った額に調整することで、本来の外形標準課税の目的に沿った適正な事業税負担となる」と説明されているが、定量的に把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 本特例措置は、本来的には資本準備金の性格を有しない、国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除するものであり、本特例の創設時からJR北海道等の資本準備金の特殊性に変わりはない。

【点検結果】

- ① 補足説明では、本確認表(1)達成目標の【点検結果】で指摘したとおり、適切な達成目標が設定されておらず（本特例措置の内容を説明しているにすぎない）、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除する）に対する将来の効果について、「JR北海道等の事業規模に見合った額に調整することで、本来の外形標準課税の目的に沿った適正な事業税負担となる」と説明されているが、定量的に予測されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 本特例措置は、本来的には資本準備金の性格を有しない、国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除するものであり、本特例の創設時からJR北海道等の資本準備金の特殊性に変わりはない。

【点検結果】

- ① 補足説明では、本確認表(1)達成目標の【点検結果】で指摘したとおり、適切な達成目標が設定されておらず（本特例措置の内容を説明しているにすぎない）、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(1)達成目標が設定されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書					
1	政策評価の対象とした政策の名称				
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人事業税・義)(地方税 16)		
		② 上記以外の税目	-		
3	要望区分等の別				
4	内容	【延長】 【単独】			
		《現行制度の概要》 JR北海道及びJR四国(以下、「JR北海道等」という。)の資本準備金に係る商法の特例を適用した金額(国鉄長期債務を承継させなかつたことにより、形式的に計上した資本準備金)を資本割の課税標準から控除。			
		《要望の内容》 適用期限を5年間延長し、平成36年3月31日までとする。			
		《関係条項》 地方税法附則 第9条の1 第1項			
5	担当部局				
	国土交通省 鉄道局 総務課企画室 国土交通省 鉄道局 鉄道事業課				
6	評価実施時期及び分析対象期間				
	評価実施時期:平成30年7月 分析対象期間:平成26年度～平成35年度				
7	創設年度及び改正経緯				
	平成16年度 創設 平成21年度 5年間延長 平成26年度 5年間延長 平成28年度 縮減				
8	適用又は延長期間				
	5年間(平成36年3月31日まで)				
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。 《政策目的の根拠》 昭和62年4月の国鉄改革により発足したJR会社等が日本国有鉄道から承継する財産の価格については、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第20条の規定に基づき、評価審査会が決定することとされたところ。 日本国有鉄道改革法第13条第2項に基づき、国鉄長期債務を承継させなかつたJR北海道等においては、日本国有鉄道からの承継資産と、私鉄における売上高に対する資本金の平均比率等を勘案して設定された資本金等との差額の大部分(通常の法人においては債務に相当する部分)について、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)附則第4条に商法の特例規定を設けて形式的に資本準備金として計上した結果、事業規模に比して資本準備金の規模が著しく莫大となっている。		
	② 政策体系における政策目的の位置付け	③ 達成目標及びその実現による寄与	本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。 日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号) 第13条第2項 国は、前項の規定にかかわらず、北海道旅客会社等及び第十一一条第一項の規定により試験研究に関する業務を引き継ぐ法人に対しては国鉄長期債務を承継させないものとする。 第20条第1項 承継法人が日本国有鉄道から承継する財産(第二十四条第一項及び第二項の規定により日本国有鉄道が日本鉄道建設公団から承継するものを含む。)の価格は、臨時に運輸省に置く評価審査会が決定する。 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号) 附則第4条第2項 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道 株式会社に関する法律」とする。		
			国鉄改革は、日本国有鉄道改革法等に基づき行われた、政府全体あるいは国土交通省の政策体系の中で優先度や緊要性の高い政策である。 政策目標8 都市・地域交通等の快適性・利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる に含有		
		④ 対象税目	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減することにより、JR北海道等が安定した経営を持続することが期待される。		
10	有効性等	① 適用数	(1) 実績 平成26年度 3事業者 平成27年度 3事業者 平成28年度 3事業者 平成29年度 3事業者 (2) 今後の見込 平成30年度 3事業者 平成31年度 2事業者		

		<p>平成 32 年度 2事業者 平成 33 年度 2事業者 平成 34 年度 2事業者 平成 35 年度 2事業者</p> <p>制度創設時から対象が限定されており、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p>
② 適用額		<p>(1) 実績 平成 26 年度 276,020 百万円 平成 27 年度 276,020 百万円 平成 28 年度 276,020 百万円 平成 29 年度 276,020 百万円 算定式: 資本割の課税標準ー(資本金 × 2)</p> <p>(2) 今後の見込 平成 30 年度 276,020 百万円 平成 31 年度 164,066 百万円 平成 32 年度 164,066 百万円 平成 33 年度 164,066 百万円 平成 34 年度 164,066 百万円 平成 35 年度 164,066 百万円</p> <p>制度創設時から対象が限定されており、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p>
③ 減収額		<p>(1) 実績 平成 26 年度 552 百万円 平成 27 年度 828 百万円 平成 28 年度 1,380 百万円 平成 29 年度 1,305 百万円 算定式: 特例措置なしの納税額ー特例措置ありの納税額</p> <p>(2) 今後の見込 平成 30 年度 1,070 百万円 平成 31 年度 820 百万円 平成 32 年度 820 百万円 平成 33 年度 820 百万円 平成 34 年度 820 百万円 平成 35 年度 820 百万円 (JR北海道等からの聞き取りによる)</p>

		<p>④ 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間: 平成 26 年度～平成 35 年度) JR北海道等の資本準備金の特殊性については、現在においても変わるものではなく、本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 (分析対象期間: 平成 26 年度～平成 35 年度) JR北海道等の事業規模に見合った額に調整することで、本来の外形標準課税の目的に沿った適正な事業税負担となる。</p> <p>⑤ 税収減を是認する理由等 (分析対象期間: 平成 26 年度～平成 35 年度) JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除されている。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 JR北海道等が安定した経営を持続させるためには、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合い相当額に対して外形標準課税の負担を課することは適当ではなく、資本割の課税標準から当該相当額を控除することは、政策達成の手段として的確である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 課税標準を適切なものとするための他の政策手段はない。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性 JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除するものであり、地方公共団体においても本特例措置は妥当なものである。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月 H25 国交 27

<平成31年度税制改正要望関係>租税特別措置等による政策評価の点検シート (H30国交13)

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長 (特定鉄道事業者に係る課税標準の特例措置)										
措置の内容	平成28年度時点	特定鉄道事業者について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。										
	平成29年度税制改正以後	従前どおり										
	平成30年度税制改正以後	従前どおり										
政策目的		「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（一体化法）」に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。										
評価対象税目	義務対象			努力義務対象								
	法人事業税											
関係条項		地方税法附則第9条										
要望内容		措置の適用期限を平成36年3月31日まで5年間延長する。										
創設年度	H16	過去の政策評価の実績	H25国交28					区分	延長			

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態											租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）							目標達成度		
	適用件数 (法人事業税・件)			減収額 (法人税・百万円)			適用実態調査における適用件数（法人税・件）			減収額 (法人事業税・百万円)			適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額（法人事業税・百万円）			目標	(参考) 各年度の経常利益に占める減収額の割合				
										目標値	将来予測	実績	租税の直接的効果	経常利益 (百万円)	減収額 (百万円)	割合					
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租税の直接的効果	経常利益 (百万円)	減収額 (百万円)	割合		
H23	-	1	-	-	-	-	-	-	-	▲163.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	
H24	-	1	-	-	-	-	-	-	-	▲163.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	
H25	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲163.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	
H26	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	▲163.0	▲163.0	100.0%	-	-	不明	不明	-	4,265	163	3.8%	-
H27	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	▲163.0	▲245.0	150.3%	-	-	不明	不明	不明	5,131	245	4.8%	-
H28	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	▲163.0	▲408.0	250.3%	-	-	不明	不明	不明	5,010	408	8.1%	-
H29	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	▲163.0	▲408.0	250.3%	-	-	不明	不明	不明	6,148	408	6.6%	-
H30	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲408.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	
H31	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲408.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	
H32	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲408.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	
H33	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲408.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	
H34	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲408.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	
H35～ /未定	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲408.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長		
税目	法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要かつ有効であるかを検証することができない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 前回要望時の目標は「首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、引き続き、本特例措置によりその一定割合を資本割の課税標準から控除する」としていたところ。首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続き資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。

【点検結果】

- ① 補足説明では、前回要望時の目標と変更がないこと及び本特例措置の内容を説明しているに過ぎず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 過去の減収額408百万円（平成28年度及び29年度）が前回評価時の将来予測163百万円とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 本特例措置の対象事業者は1事業者であるため事業者からの聴き取りにより減収額

を算出した。聴き取りによると、首都圏新都市鉄道(株)の資本金は185,016百万円であり、本特例措置がないと想定した場合の課税標準（1,000億円超を1/2で計上）142,508百万円と、本特例措置を適用した課税標準（地方税法附則第9条：資本金等の額に2/3の割合を乗じて得た金額を控除したもの）61,672百万円との差額は80,836百万円となり、当該差額に各都県における資本割の税率を乗じて算定したものを減収額としている。なお、税率は埼玉県、千葉県及び茨城県は0.5%、東京都は0.525%となっているため、標準税率0.5%を乗じた額とは一致しない。

- ② 資本割の課税率が上がったため、減収額も増加した。

平成27年3月31日まで：課税率0.2%

平成28年3月31日まで：課税率0.3%

平成28年4月1日～：課税率0.5%

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 将來の減収額408百万円が過去の実績163百万円（平成26年度）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① (4) 過去の減収額①と同様の算定根拠である。

- ② (4) 過去の減収額②の理由と同じ。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
② 本特例措置の寄与の割合は、約6.6%（平成29年度の首都圏新都市鉄道株式会社の経常利益6,148百万円に対する同年度の減収額408百万円の割合）であり、これを踏まえて過去の効果を明らかにする必要がある。

【国土交通省の補足説明】

- ① 外形標準課税は経営状況を踏まえて課税されているものではないと考えており、本特例措置は会社の経営状況に関わらず、資本金の特殊性を勘案して認められているものと認識している。

ゆえに、本特例措置の達成目標は、首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除することであり、制度創設時より首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性に変わりはないため、目標の実現に十分に寄与している。

- ② 資本割の課税率が上昇したことにより、減収額も増加したため、「経常利益における減収額の割合」も変化ただけである。首都圏新都市鉄道㈱の資本金が事業規模に比して莫大となっている資本金の特殊性は何ら変わりない。

【点検結果】

- ① 補足説明では、本確認表(1)達成目標の【点検結果】で指摘したとおり、適切な達成目標が設定されていないこと（本特例措置の内容を説明しているに過ぎない）を踏まえ、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ② 本特例措置の寄与の割合は、約6.6%（平成29年度の首都圏新都市鉄道株式会社の経常利益6,148百万円に対する同年度の減収額408百万円の割合）であり、これを踏まえて将来の効果を明らかにする必要がある。

【国土交通省の補足説明】

- ① (6)過去の効果①の補足説明と同じ。
- ② (6)過去の効果②の補足説明と同じ。

【点検結果】

- ① 補足説明では、本確認表(1)達成目標の【点検結果】で指摘したとおり、適切な達成目標が設定されていないこと（本特例措置の内容を説明しているに過ぎない）を踏まえ、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、(1)達成目標が設定されていないこと、(6)過去の効果が把握されていないこと及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税 17)
		②: 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別		
4	内容		
《現行制度の概要》 「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(一体化法)」に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案して、資本金額の2/3を資本割の課税標準から控除。			
《要望の内容》 適用期限を5年間延長し、平成36年3月31日までとする。			
《関係条項》 地方税法附則 第9条の1 第6項			
5	担当部局		国土交通省 鉄道局 総務課企画室 国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成30年7月 分析対象期間:平成26年度~35年度
7	創設年度及び改正経緯		平成16年度 創設 平成21年度 5年間延長 平成26年度 5年間延長
8	適用又は延長期間		5年間(平成36年3月31日まで)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(一体化法)」に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。 《政策目的の根拠》 大都市地域における新たな鉄道の整備により大量の住宅地の供給が促進されると見込まれる地域において、「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(一体化法)」(平成元年法律第61号)に基づき、常磐新線(以下「つくばエクスプレス」)を整備することとされ、その整備・運営を行う特定事業者として首都圏新都市鉄道㈱が設立された。 つくばエクスプレスは路線延長が58.3km(秋葉原~つくば間)にのぼる上、都心部において地下構造になること等により、巨額の建設費(8,081億円)を要し、この整備資金の一定割合を自治体の出資金で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道㈱の資本金額(1,850億円)は営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかったところである。 このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道㈱の資本構成の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続きその一定割合を資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。

			大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年6月28日法律第61号) 第21条 関係地方公共団体は、総務大臣と協議の上、特定鉄道事業者(特定鉄道事業を經營しようとする者を含む。)に出資することができる。
②	政策体系における政策目的の位置付け	つくばエクスプレスの整備は、「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(一体化法)」に基づいて行われており、政府全体あるいは国土交通省の政策体系の中で優先度や緊要性の高い政策として明確に位置づけられている。 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる に含有	
		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 建設資金を確保するために、首都圏新都市鉄道㈱の資本金が事業規模に比して莫大となっている特殊性を勘案して、資本金額の2/3を法人事業税の資本割の課税標準から控除する。	
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 建設資金を確保するために、首都圏新都市鉄道㈱の資本金が事業規模に比して莫大となっている特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減することにより、安定した経営を維持することが期待される。	
10	有効性等	① 適用数 (1) 実績 平成26年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成27年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成28年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成29年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) (2) 今後の見込 平成30年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成31年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成32年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成33年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成34年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成35年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 本特例措置の対象は一体化法に規定する特定鉄道事業者に限定されており、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。	
		② 適用額 (1) 実績 平成26年度 123,344百万円 平成27年度 123,344百万円 平成28年度 123,344百万円 平成29年度 123,344百万円	

		<p>(2)今後の見込</p> <table border="0"> <tr><td>平成 30 年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>平成 31 年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>平成 32 年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>平成 33 年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>平成 34 年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> <tr><td>平成 35 年度</td><td>123,344 百万円</td></tr> </table> <p>本特例措置の対象は一体化法に規定する特定鉄道事業者に限定されており、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p>	平成 30 年度	123,344 百万円	平成 31 年度	123,344 百万円	平成 32 年度	123,344 百万円	平成 33 年度	123,344 百万円	平成 34 年度	123,344 百万円	平成 35 年度	123,344 百万円								
平成 30 年度	123,344 百万円																					
平成 31 年度	123,344 百万円																					
平成 32 年度	123,344 百万円																					
平成 33 年度	123,344 百万円																					
平成 34 年度	123,344 百万円																					
平成 35 年度	123,344 百万円																					
	③ 減収額	<p>(1)実績</p> <table border="0"> <tr><td>平成 26 年度</td><td>163 百万円</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>245 百万円</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>408 百万円</td></tr> </table> <p>(2)今後の見込</p> <table border="0"> <tr><td>平成 30 年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>平成 31 年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>平成 32 年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>平成 33 年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>平成 34 年度</td><td>408 百万円</td></tr> <tr><td>平成 35 年度</td><td>408 百万円</td></tr> </table> <p>(事業者からの聞き取りによる)</p>	平成 26 年度	163 百万円	平成 27 年度	245 百万円	平成 28 年度	408 百万円	平成 29 年度	408 百万円	平成 30 年度	408 百万円	平成 31 年度	408 百万円	平成 32 年度	408 百万円	平成 33 年度	408 百万円	平成 34 年度	408 百万円	平成 35 年度	408 百万円
平成 26 年度	163 百万円																					
平成 27 年度	245 百万円																					
平成 28 年度	408 百万円																					
平成 29 年度	408 百万円																					
平成 30 年度	408 百万円																					
平成 31 年度	408 百万円																					
平成 32 年度	408 百万円																					
平成 33 年度	408 百万円																					
平成 34 年度	408 百万円																					
平成 35 年度	408 百万円																					
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成 26 年度～平成 35 年度)</p> <p>首都圏新都市鉄道㈱の資本構成の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続き資本金額の 2/3 を法人事業税の資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 (分析対象期間:平成 26 年度～平成 35 年度)</p> <p>首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担が軽減されている。</p>																				
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>《分析対象期間:平成 26 年度～平成 35 年度》</p> <p>首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、事業規模に比して莫大なものとならざるを得なかつた資本金について、一定割合が資本割の課税標準から控除されている。</p>																				
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>つくばエクスプレスは、整備資金の一定割合を自治体の出資金で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道㈱の資本金(1,850 億円)は、営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかつた。</p> <p>このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道㈱の資本金に対して、その一定割合を資本割の課税標準から控除することは、政策達成の手段として妥当である。</p>																				

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	課税標準を適切なものとするための他の政策手段はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	つくばエクスプレスの整備については、事業の着実な推進を図るために、国及び地方公共団体等の合意により、事業が進められたところである。また、その建設資金の確保についても、関係者間の合意により、国及び地方公共団体の無利子貸付や地方公共団体の出資金等で賄うこととされた。その結果、つくばエクスプレスの資本金は事業規模に比して莫大なものとならざるを得ず、その一定割合を資本割の課税標準から控除するものであり、地方公共団体においても本特例措置は妥当なものである。
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月 H25 国交 28

<平成31年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30国交14-1)

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長 (新関西国際空港株式会社等に係る資本割の特例措置)										
措置の内容	平成28年度時点	新関西国際空港株式会社及び指定会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から5/6を乗じた額を控除する。										
	平成29年度税制改正以後	従前どおり										
	平成30年度税制改正以後	従前どおり										
政策目的		関西国際空港（以下「関空」という。）の設置・管理・運用を行う新関空会社、土地保有会社の資本金は、海上空港の特殊性から必要になる多額の空港工事負担金等であり、その性質及び目的が、他の課税法人とは異なるものであるため、適正な課税措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与すること。										
評価対象税目		義務対象		努力義務対象								
		法人事業税										
関係条項	地方税法附則第9条											
要望内容	措置の適用期限を平成36年3月31日まで5年間延長する。											
創設年度	H16	過去の政策評価の実績	H23国交19、H25国交39				区分	延長				

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態											租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）												
	適用件数 (法人事業税・件)			適用実態調査における適用件数 (法人税・件)			減収額 (法人税・百万円)			適用実態調査における適用額の上位10社割合（法人税（新関西国際空港株式会社等）・%）			適用実態調査における適用額の上位10社割合（法人税（新関西国際空港株式会社等）・%）			減収額 (法人事業税・百万円)			適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額（法人事業税・百万円）			目標①	目標②	
										「関西国際空港の設置・管理という新関空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（6,738億（H29年度未現在）にものぼる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていく）」（平成30年度評価時から）												「関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図る。さらに、債務の早期かつ確実な返済による関空の国際拠点空港としての再生・強化を図るためにコンセッションを早期に実現する」（平成25年度評価時）		
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績	将来予測	実績	実績	実績	目標値 (億円)	将来予測	実績	実績	租税特別措置の直接的効果	有利子 債務残高	目標 達成度	目標値	将来予測	実績	租税特別措置の直接的効果	目標 達成度	
H23	3	3	100.0%	-	-	-	-	-	不明	▲549.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明	
H24	3	4	133.3%	-	-	-	-	-	▲549.0	▲1,012.0	184.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明	
H25	4	2	50.0%	-	-	-	-	-	▲1,012.0	▲1,012.0	100.0%	-	-	-	-	-	10.12	-	9,463	-	不明	不明	-	-
H26	4	2	50.0%	-	-	-	-	-	▲1,012.0	▲1,012.0	100.0%	-	-	-	-	356	10.12	2.8%	9,107	-	不明	不明	-	-
H27	4	2	50.0%	-	-	-	-	-	▲1,012.0	▲1,518.0	150.0%	-	-	-	-	455	15.18	3.3%	8,652	-	不明	不明	-	-
H28	不明	2	-	-	-	-	-	-	不明	▲2,530.0	-	-	-	-	-	1,313	25.30	1.9%	7,339	-	不明	不明	-	-
H29	不明	2	-	-	-	-	-	-	不明	▲2,530.0	-	-	-	-	-	601	25.30	4.2%	6,738	-	不明	不明	-	-
H30	2	-	-	-	-	-	-	-	▲2,530.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	-	不明	不明	-	-	
H31	2	-	-	-	-	-	-	-	▲2,530.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	
H32	2	-	-	-	-	-	-	-	▲2,530.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	
H33	2	-	-	-	-	-	-	-	▲2,530.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	
H34	2	-	-	-	-	-	-	-	▲2,530.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	
H35~H71	2	-	-	-	-	-	-	-	▲2,530.0	-	-	-	0	不明	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長（新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有株式会社）		
税目	法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（関西国際空港の設置・管理という新関空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（6,738億(H29年度末現在)にものぼる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていく））について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（関西国際空港の設置・管理という新関空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（6,738億(H29年度末現在)にものぼる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていく））を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
- ③ 所期の達成目標（閑空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図る。さらに、債務の早期かつ確実な返済による閑空の国際拠点空港としての再生・強化を図るためにコンセッションを早期に実現する）から新たな達成目標（関西国際空港の設置・管理という新関空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（6,738億(H29年度末現在)にものぼる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていく））へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。
- ④ 政策目的（閑空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与する）に対する達成目標（関西国際空港の設置・管理という新関空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（6,738億(H29年度末現在)にものぼる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていく））の寄与の割合は約3%（平成25年度から29年度末までに償還した有利子債務額2,725億円に対する同期間で受けた減免額86.0億円の割合）であり、政策目的の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 本特例措置により有利子債務を少しでも多く減少させることが目標であり、有価証券報告書により毎年度の有利子債務の残高を確認することで、定量的に把握することができる。

なお、長期的な目標としては平成71年度末までに債務を完済することを掲げている。また、現時点における債務の償還シミュレーションはあるものの、44年間の長期に渡るため空港運営上のリスクによる運営権者の要求水準未達成の継続等に伴うコンセッション契約解除リスクなども考えられることから、短期的な数値目標は掲げていない。

- ② 本特例措置により有利子債務を少しでも多く減少させることが目標であり、要望最終年度のH35年度においては、有価証券報告書により有利子債務の残高を確認することとする。

なお、長期的な目標としては平成71年度末までに債務を完済することを掲げている。また、現時点における債務の償還シミュレーションはあるものの、44年間の長期に渡るため空港運営上のリスクによる運営権者の要求水準未達成の継続等に伴うコンセッション契約解除リスクなども考えられることから、短期的な数値目標は掲げていない。

- ③ 閑空コンセッションは既に平成28年4月より実施されており、前回5年前に掲げた目標は達成されたことから新たな達成目標を掲げ、かつ債務の減少を定量的に把握しやすいように「6,738億(H29年度末現在)にものぼる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていく」を追記したものである。
- ④ 有利子債務の額が大きすぎるため割合で示すと3%と少額に見えてしまうが、年平均25.3億円の減収分は、平成26年度では当期純利益の約13%に相当する金額であるが、平成29年度では当期純利益の約48%に相当し、年度によるバラつきがあるが、政策目的の達成に必要不可欠となっている。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「短期的な数値目標は掲げていない」との説明では、達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数について、「各年度4件」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 適用数の算定根拠については、（大阪府、東京都、兵庫県）と記載しており、明らかにしている。なお、前回5年前に実施した事前評価においても納税先でカウントし、各年度4件としていたところ。今後は課税主体でカウントし、適用数を2件と修正。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数について、「現在の組織体系に変更がないと仮定すると：各年度4件」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 適用数の算定根拠については、（大阪府、東京都、兵庫県）と記載しており、明らかにしている。なお、前回5年前に実施した事前評価においても納税先でカウントし、各年度4件としていたところ。今後は課税主体でカウントし、適用数を2件と修正。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（平成27年度から29年度まで）について、それぞれ1,518百万円、2,530百万円及び2,530百万円と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 過去の減収額は、新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有株式会社の納税実績額と、本特例措置が無い場合で、下記の数値を用いて地方税法に基づき計算した納税額との差額である。なお、H28年度よりコンセッションを実施していることから、事業所数及び従業員数が前後で変わっている。

【新闢空会社】

- ・資本金等：平成27、28、29年度 553,041百万円
- ・事業所数：平成27年度：東京都→1箇所、大阪府→5箇所、兵庫県→2箇所
平成28、29年度：東京都→1箇所、大阪府→4箇所、兵庫県→1箇所
- ・従業員数：平成27年度：東京都→4人、大阪府→1,408人、兵庫県→32人
平成28年度：東京都→5人、大阪府→185人、兵庫県→4人
平成29年度：東京都→4人、大阪府→201人、兵庫県→1人

【閑空土地保有会社】

- ・資本金等：平成27、28、29年度 815,229百万円
- ・事業所数：平成27、28、29年度 大阪府→1箇所

〈上記数値を用いた平成29年度の減収額の計算方法を下記に示す〉

資本割の分割課税標準額の算出方法に基づき、各都府県の資本金割合を算出する
※年度途中での事務所の増減があるため、事務所数×月数にて計算している

○新闢空会社（本則課税標準額=313,260,295,571）

- ・大阪府
 $(313,260,295,571 \times 1/2 \times 39/54) + (313,260,295,571 \times 1/2 \times 201/206) = 265,950,217,000$ (千円未満切り捨て)
- ・兵庫県
 $(313,260,295,571 \times 1/2 \times 3/54) + (313,260,295,571 \times 1/2 \times 1/206) = 9,462,014,000$ (千円未満切り捨て)
- ・東京都
 $(313,260,295,571 \times 1/2 \times 12/54) + (313,260,295,571 \times 1/2 \times 4/206) = 37,848,061,000$ (千円未満切り捨て)

○閑空土地保有会社（本則課税標準額=378,807,344,000）

○新闢空会社

- ・大阪府
 $265,950,217,000 \times 0.5 <\text{税率}> \times 1.05 <\text{超過税率}> = 1,396,238,600$ ①
 $78,253,039,000 <\text{減免措置(5/6控除)}> \times 0.5 <\text{税率}> \times 1.05 <\text{超過税率}> = 410,828,400$ ②

・兵庫県

- $9,462,014,000 \times 0.5 <\text{税率}> \times 1.05 <\text{超過税率}> = 49,675,500$ ③
 $2,784,097,000 <\text{減免措置(5/6控除)}> \times 0.5 <\text{税率}> \times 1.05 <\text{超過税率}> = 14,616,500$ ④

・東京都

- $37,848,061,000 \times 0.5 <\text{税率}> \times 1.05 <\text{超過税率}> = 198,702,300$ ⑤
 $11,136,391,000 <\text{減免措置(5/6控除)}> \times 0.5 <\text{税率}> \times 1.05 <\text{超過税率}> = 58,466,000$ ⑥

$$\begin{aligned} ①+③+⑤ &= 1,644,616,400 \quad (\text{本来納税額}) \quad ⑦ \\ ②+④+⑥ &= 483,910,900 \quad (\text{減免後納税額}) \quad ⑧ \end{aligned}$$

$$⑦-⑧ = 1,160,705,500 \quad (\text{減免額})$$

○閑空土地保有会社

- ・大阪府
 $378,807,344,000 \times 0.5 <\text{税率}> \times 1.05 <\text{超過税率}> = 1,988,738,500$ (本来納税額) ①
 $378,807,344,000 \times 1/6 <\text{減免措置}> \times 0.5 <\text{税率}> \times 1.05 <\text{超過税率}> = 619,162,800$ (減免後納税額) ②

$$①-② = 1,369,575,700 \quad (\text{減免額})$$

$$\text{H29年度の減免額} = 1,160,705,500 + 1,369,575,700 = 2,530,281,200$$

なお、平成27年度及び28年度についても同様に計上している。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（平成30年度から35年度まで）について、「平成30年度～平成35年度：各年度 2,530百万円」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 将來の減収額は、評価書に記載しているとおり、資本金等の額及び税率に変更がないと仮定すると、現在と同じ減収額が見込まれるものである。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（関西国際空港の設置・管理という新闢空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（6,738億（H29年度末現在）にものぼる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていく）に対する過去の効果（平成27年度から29年度まで）が年度ごとに把握されていない。

- ② 達成目標（関西国際空港の設置・管理という新闢空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（6,738億（H29年度末現在）にものぼる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていく）に対する過去の直接的な効果について、「平成25年度末有利子債務額9,463億円～平成29年度末有利子債務額6,738億円」と説明されているが、過去の効果（平成25年度から平成29年度末までに約86.0億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきた）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 各年度の有利子債務は、有価証券報告書より下記のとおりである。

（新闢空会社+閑空土地保有会社）

平成25年度：9,463億円

平成26年度：9,107億円 (- 356億円)

平成27年度：8,652億円 (- 455億円)

平成28年度：7,339億円 (- 1,313億円)

平成29年度：6,738億円 (- 601億円)

- ② 各年度の減収額以上に有利子債務を返済しており、本特例措置が債務の早期かつ確実な返済を目的としていることからも、約86.0億円全額を債務の償還に充てたと考えるのが妥当である。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（関西国際空港の設置・管理という新関空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（6,738億(H29年度末現在)にものぼる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていく））に対する将来の効果について、「引き続き本措置の適用を受けていくことで、有利子債務の償還が早まり、支払利子負担の軽減をもって、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化に寄与していくことができる」と説明されているが、定量的に予測されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 本特例措置が延長されなかった場合、資本金等の額や税率が変わらなければ毎年約25.3億円の負担増となり、その分有利子債務の返済に充てられる金額が少なくなる。そのため、毎年約25.3億円に係る支払利子負担が生じ、長期に渡り会社の経営を圧迫することとなる。

例えば、年利1%の場合であれば、毎年25.3百万円の支払利子負担が発生し、今後5年間で328.9百万円の費用負担が発生することとなる。当該費用が今後継続することで会社の経営体力を確実に奪ってしまうこととなる。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

<平成31年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30国交14-2）

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		新開西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長 (中部国際空港株式会社に係る資本割の特例措置)									
措置の内容	平成28年度時点	中部国際空港株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。									
	平成29年度税制改正以後	従前どおり									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的		中部国際空港（以下「中部空港」という。）の設置・管理・運用を行う中部会社の資本金は、海上空港の特殊性から必要になる多額の空港工事負担金等であり、その性質及び目的が、他の課税法人とは異なるものであるため、適正な課税措置により、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与すること。									
評価対象税目		義務対象		努力義務対象							
		法人事業税							区分	延長	
関係条項	地方税法附則第9条										
要望内容	措置の適用期限を平成36年3月31日まで5年間延長する。										
創設年度	H16	過去の政策評価の実績	H25国交39								

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態										租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）																
	(参考) 適用件数 (法人事業税・件)			(参考) 減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査における適用額の上位 10社割合 (法人 税-%)			(参考) 減収額 (法人事業税・百万円)			(参考) 適用実態調査における 租税特別措置ごとの 影響額 (法人事業 税・百万円)			目標①	目標②										
										「中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（1,990億（H29年度末現在）にものぼる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていく）」（平成30年度評価時から）											「中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営を図る」（平成25年度評価時）						
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	目標値 (億円)	将来予測	実績	租税の直 接的効果	(参考) 1年度当たりの 有利子債務の 減少額に占める 法人事業税減 収額の割合	有利子 債務残高	目標 達成度	目標値	将来予測	実績	租税の直 接的効果	目標 達成度
H23	-	2	-	-	-	-	-	-	-	▲115.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-		
H24	-	2	-	-	-	-	-	-	-	▲115.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-		
H25	2	1	50.0%	-	-	-	-	-	-	▲115.0	▲115.0	100.0%	-	-	-	-	1.15	-	2,303	-	不明	不明	-	-	-		
H26	2	1	50.0%	-	-	-	-	-	-	▲115.0	▲115.0	100.0%	-	-	-	-	103	1.15	1.1%	2,200	-	不明	不明	-	-	-	
H27	2	1	50.0%	-	-	-	-	-	-	▲115.0	▲172.0	149.6%	-	-	-	-	76	1.72	2.2%	2,124	-	不明	不明	-	-	-	
H28	不明	1	-	-	-	-	-	-	-	不明	▲285.0	-	-	-	-	75	2.85	3.8%	2,049	-	不明	不明	-	-	-		
H29	不明	1	-	-	-	-	-	-	-	不明	▲285.0	-	-	-	-	59	2.85	4.8%	1,990	-	不明	不明	-	-	-		
H30	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲285.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-		
H31	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲285.0	-	-	-	1,846	不明	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-		
H32	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲285.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-		
H33	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲285.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-		
H34	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲285.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-		
H35~ H46	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲285.0	-	-	-	0	不明	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-		

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長（中部国際空港株式会社）		
税目	法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（1,990億(H29年度末現在)にものぼる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていく））について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（1,990億(H29年度末現在)にものぼる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていく））を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
- ③ 所期の達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営を図る）から新たな達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（1,990億(H29年度末現在)にものぼる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていく））へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。
- ④ 政策目的（中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与する）に対する達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（1,990億(H29年度末現在)にものぼる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていく））の寄与の割合は約3%（平成25年度から平成29年度までに償還した有利子債務額313億円に対する同期間で受けた減免額9.7億円の割合）であり、政策目的の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 本特例措置により有利子債務を少しでも多く減少させることが目標であり、有価証券報告書により毎年度の有利子債務の残額を確認することで、定量的に把握することができる。
なお、財務省より平成46年度までに有利子債務のうち政府保証債を完済することとされている他、中部国際空港株式会社が平成27年に策定した中期経営戦略において、平成31年度末の有利子債務残高1,846億円未満という目標を掲げている。
- ② 本特例措置により有利子債務を少しでも多く減少させることが目標であり、要望最終年度のH35年度においては、有価証券報告書により有利子債務の残額を確認することとする。
なお、財務省より平成46年度までに有利子債務のうち政府保証債を完済することとされている他、中部国際空港株式会社が平成27年に策定した中期経営戦略において、平成31年度末の有利子債務残高1,846億円未満という目標を掲げている。
- ③ 達成目標については、債務の減少額を定量的に把握しやすいように「1,990億(H29年度末現在)にものぼる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていく」という部分を追加したものである。
- ④ 有利子債務の額が大きすぎるため割合で示すと3%と少額に見えてしまうが、年平均2億円の減免分は、平成26年度では当期純利益の13.5%に相当する金額であり、年度による差はあるが、大きな割合を占めており、政策目的の達成に必要不可欠となつていい

る。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成31年度末の有利子債務残高1,846億円未満という目標を掲げている」との説明では、達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数について、「各年度2件」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 適用数の算定根拠については、（愛知県、東京都）と記載しており、明らかにしている。なお、前回5年前に実施した事前評価においても納税先でカウントし、各年度2件としていたところ。今後は課税主体でカウントし、適用数を1件と修正。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数について、「現在の組織体系に変更がないと仮定すると：各年度2件」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 適用数の算定根拠については、（愛知県、東京都）と記載しており、明らかにしている。なお、前回5年前に実施した事前評価においても納税先でカウントし、各年度2件としていたところ。今後は課税主体でカウントし、適用数を1件と修正。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（平成27年度から29年度まで）について、それぞれ172百万円、285百万円及び285百万円と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 過去の減収額は、中部国際空港株式会社の納税実績額と、本特例措置が無い場合で、下記の数値を用いて地方税法に基づき計算した納税額との差額である。
 - ・資本金：83,668百万円
 - ・事務所数：東京1箇所、愛知1箇所
 - ・従業員数：平成27年度 東京→3人、愛知→269人
平成28、29年度 東京→3人、愛知→308人

<上記数値を用いた平成28年度の減収額の計算方法を下記に示す>

資本割の分割課税標準額の算出方法に基づき、各都県の資本金割合を算出する

・愛知県 (83,668,000,000×1/2×1/2) + (83,668,000,000×1/2×308/311) = 62,347,456,000 (千円未満切り捨て)
・東京都 (83,668,000,000×1/2×1/2) + (83,668,000,000×1/2×3/311) = 21,320,543,000 (千円未満切り捨て)
・愛知県 62,347,456,000×0.5<税率>×1.012<超過税率>=315,478,100 (本来納税額) ① 62,347,456,000×1/3<減免措置>×0.5<税率>×1.012<超過税率>=105,159,300 (減免後納税額) ②
・東京都 21,320,543,000×0.5<税率>×1.05<超過税率>=111,932,800 (本来納税額) ③ 21,320,543,000×1/3<減免措置>×0.5<税率>×1.05<超過税率>=37,310,900 (減免後納税額) ④
①+③=427,410,900 (本来納税額) ⑤ ②+④=142,470,200 (減免後納税額) ⑥
平成28年度の減免額 ⑤-⑥=284,940,700
なお、平成27年度及び29年度についても同様に計上している。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の減収額（平成30年度から35年度まで）について、「平成30年度～平成35年度：各年度285百万円」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】 ① 将來の減収額は、評価書にも記載しているとおり、資本金等の額及び税率に変更がないと仮定すると、現在と同じ減収額が見込まれるものである。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（1,990億（H29年度末現在）にものぼる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていく））に対する過去の効果（平成27年度から29年度まで）が年度ごとに把握されていない。 ② 達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（1,990億（H29年度末現在）にものぼる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていく））に対する過去の直接的な効果について、「平成25年度末有利子債務額2,303億円→平成29年度末有利子債務額1,990億円」と説明されているが、過去の効果（平成25年度から平成29年度末までに約9.7億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきた）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】 ① 各年度の有利子債務の残高は、有価証券報告書より下記のとおりである。 平成25年度：2,303億円 平成26年度：2,200億円 (-103億円) 平成27年度：2,124億円 (- 76億円) 平成28年度：2,049億円 (- 75億円) 平成29年度：1,990億円 (- 59億円) ② 各年度の減収額以上に有利子債務を返済しており、本特例措置が債務の早期かつ確実な返済を目的としていることからも、9.7億円全額を債務の償還に充てたと考えるのが妥当である。
【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（1,990億（H29年度末現在）にものぼる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていくこととする））に対する将来の効果について、「本措置が延長されなかった場合、有利子債務の返済に回せる額が少なくなることにより、支払利子負担が経営を圧迫し、中部会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくなる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
【国土交通省の補足説明】 ① 本特例措置が延長されなかった場合、資本金等の額や税率が変わらなければ毎年285百万円の負担増となり、その分有利子債務の返済に充てられる金額が少なくなる。そのため毎年285百万円に係る支払利子負担が生じ、長期に渡り会社の経営を圧迫することとなる。 例えば、利率1%の場合であれば、285万円の支払利子負担が毎年発生し、今後5年で4,275万円の費用負担が発生することとなる。当該費用が今後継続することで会社の経営体力を確実に奪ってしまうこととなる。
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書				寄与することを目的とする。
1 政策評価の対象とした政策の名称	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長			
2 対象税目 ① 政策評価の対象税目	(法人事業税・義)(地方税 25)			
	② 上記以外の税目			
3 要望区分等の別	【新設・拡充(延長) 【単独)主管・共管】			
4 内容	<p>《現行制度の概要》 新関西国際空港株式会社(以下「新関空会社」)、関西国際空港土地保有株式会社(以下「土地保有会社」)及び中部国際空港株式会社(以下「中部会社」)に係る事業税の特例措置の適用期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新関空会社:事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5／6を控除する。 ・土地保有会社:事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5／6を控除する。 ・中部会社:事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の2／3を控除する。 <p>《要望の内容》 適用期限を5年間延長し、平成36年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 地方税法附則第9条第4項、第5項</p>			
5 担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室			
6 評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:平成30年8月</p> <p>分析対象期間:平成25年8月～平成30年7月</p>			
7 創設年度及び改正経緯	<p>平成16年度:創設</p> <p>平成21年度:特例措置の延長(5年間)</p> <p>平成24年度:新関空会社及び土地保有会社の拡充</p> <p>平成26年度:特例措置の延長(5年間)</p>			
8 適用又は延長期間	5年間			
9 必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <u>◎新関空会社及び土地保有会社、◎中部国際空港株式会社</u> 関西国際空港(以下「関空」)及び中部国際空港(以下「中部空港」)は、我が国の経済活動を支える重要基盤である国際拠点空港であるが、地域との共生、環境問題への対応等のため、海上空港として設置されたものである。 関空、中部空港の設置・管理・運用を行う新関空会社、土地保有会社、中部会社の資本金は、海上空港の特殊性から必要になる多額の空港工事負担金等であり、その性質及び目的が、他の課税法人とは異なるものであるため、適正な課税措置により、関空、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に </p>		
		<p>《政策目的の根拠》 <u>◎新関空会社及び土地保有会社</u> ① 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号) (抄) (目的) 第一条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港(以下「両空港」という。)の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。)の規定により両空港に係る特定事業(民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。)が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港(以下「国際拠点空港」という。)としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>② 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)(抜粋) 関西国際空港・大阪国際空港について、民間事業者の柔軟な創意工夫による空港ビジネスの展開を可能とするコンセッションの実現により、関西国際空港債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の国際拠点空港としての機能の再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大等を図る。</p> <p>◎中部会社 ①中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)(抄) 第一条 この法律は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資することを目的とする。 第二条 中部国際空港は、国際航空輸送網の拠点となる空港として、愛知県の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。</p> <p>②第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定) 中部国際空港については、LCC等の新規就航、増便に対応するためのエプロン整備を平成28年度末の供用開始に向け実施し、機能強化を図る。</p>		

		<p>中部国際空港においては、将来の完全24時間化という課題を見据え、中部地域へのインバウンド増進を図る昇龍道プロジェクトの一層の推進など、地域と一体となった需要開拓や受入環境整備を推進するとともに、航空貨物輸送の新たな需要等に対応した空港施設の拡充等を推進する。</p> <p>③未来投資戦略2017-Society5.0の実現に向けた改革-（平成29年6月9日閣議決定）（抜粋） 中部空港におけるLCC専用旅客ターミナルの整備を推進し、地域の拠点空港等の機能強化を図る。</p> <p>④観光ビジョン実現プログラム2018（平成30年6月12日観光立国閣僚推進会議にて決定） 中部空港については、LCCの増便・新規就航に対応するためLCC専用ターミナル（2019年上期供用開始予定）の整備を進める。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 VI「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <u>◎新関空会社及び土地保有会社</u> 関西国際空港の設置・管理という新関空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。 具体的には、6,738億(H29年度末現在)にものぼる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていくこととする。</p> <p><u>◎中部会社</u> 中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。 具体的には、1,990億(H29年度末現在)にものぼる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていくこととする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <u>◎新関空会社及び土地保有会社</u> 本措置を講ずることにより、事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5／6が控除され、適正な事業税負担となることにより多くの額を有利子債務の返済に回すことができるようになるため、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与する。</p> <p><u>◎中部会社</u> 本措置を講ずることにより、事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の2／3が控除され、適正な事業税負担となることにより多くの額を有利子債務の返済に回すことができるようになるため、中部会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与する。</p>
10	有効性等	① 適用数 <u>◎新関空会社及び土地保有会社</u> ・過去の実績 平成25年度～平成29年度：各年度2件 （新関空会社、土地保有会社）

		<p>・将来推計 現在の組織体系に変更がないと仮定すると：各年度2件 <u>◎中部会社</u></p> <p>・過去の実績 平成25年度～平成29年度：各年度1件 （中部会社）</p> <p>・将来推計 現在の組織体系に変更がないと仮定すると：各年度1件</p>																																				
	② 適用額	<p>◎新関空会社及び土地保有会社 ・過去の実績 （単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新関空会社</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> </tr> <tr> <td>土地保有会社</td> <td>679,366</td> <td>679,366</td> <td>679,358</td> <td>679,358</td> <td>679,358</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,140,234</td> <td>1,140,234</td> <td>1,140,226</td> <td>1,140,226</td> <td>1,140,226</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計 現在の資本金等の額に変更がないと仮定すると 平成30年度～平成35年度：各年度 1,140,226 百万円 <u>◎中部会社</u></p> <p>・過去の実績 （単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部会社</td> <td>55,778</td> <td>55,778</td> <td>55,778</td> <td>55,778</td> <td>55,778</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計 現在の資本金等の額に変更がないと仮定すると 平成30年度～平成35年度：各年度 55,778 百万円</p>	会社名	H25	H26	H27	H28	H29	新関空会社	460,868	460,868	460,868	460,868	460,868	土地保有会社	679,366	679,366	679,358	679,358	679,358	合計	1,140,234	1,140,234	1,140,226	1,140,226	1,140,226	会社名	H25	H26	H27	H28	H29	中部会社	55,778	55,778	55,778	55,778	55,778
会社名	H25	H26	H27	H28	H29																																	
新関空会社	460,868	460,868	460,868	460,868	460,868																																	
土地保有会社	679,366	679,366	679,358	679,358	679,358																																	
合計	1,140,234	1,140,234	1,140,226	1,140,226	1,140,226																																	
会社名	H25	H26	H27	H28	H29																																	
中部会社	55,778	55,778	55,778	55,778	55,778																																	
	③ 減収額	<p>◎新関空会社及び土地保有会社 ・過去の実績 （単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新関空会社</td> <td>464</td> <td>464</td> <td>696</td> <td>1,161</td> <td>1,161</td> </tr> <tr> <td>土地保有会社</td> <td>548</td> <td>548</td> <td>822</td> <td>1,370</td> <td>1,370</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,012</td> <td>1,012</td> <td>1,518</td> <td>2,530</td> <td>2,530</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計 現在の資本金等の額及び税率に変更がないと仮定すると 平成30年度～平成35年度：各年度 2,530 百万円 <u>◎中部会社</u></p> <p>・過去の実績 （単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部会社</td> <td>115</td> <td>115</td> <td>172</td> <td>285</td> <td>285</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計 現在の資本金等の額及び税率に変更がないと仮定すると 平成30年度～平成35年度：各年度 285 百万円</p>	会社名	H25	H26	H27	H28	H29	新関空会社	464	464	696	1,161	1,161	土地保有会社	548	548	822	1,370	1,370	合計	1,012	1,012	1,518	2,530	2,530	会社名	H25	H26	H27	H28	H29	中部会社	115	115	172	285	285
会社名	H25	H26	H27	H28	H29																																	
新関空会社	464	464	696	1,161	1,161																																	
土地保有会社	548	548	822	1,370	1,370																																	
合計	1,012	1,012	1,518	2,530	2,530																																	
会社名	H25	H26	H27	H28	H29																																	
中部会社	115	115	172	285	285																																	

	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 86.0 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。</p> <p>引き続き本措置の適用を受けていくことで、有利子債務の償還が早まり、支払利子負担の軽減をもって、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化に寄与していくことができる。</p> <p>◎中部会社</p> <p>平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 9.7 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。</p> <p>引き続き本措置の適用を受けていくことで、有利子債務の償還が早まり、支払利子負担の軽減をもって、中部会社の財務体質の健全化に寄与していくことができる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 86.0 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。(平成 25 年度末有利子債務額 9,463 億円→平成 29 年度末有利子債務額 6,738 億円)</p> <p>もし、本措置が延長されなかった場合、有利子債務の返済に回せる額が少くなくなることにより、支払利子負担が経営を圧迫し、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくなる。</p> <p>◎中部会社</p> <p>平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 9.7 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。(平成 25 年度末有利子債務額 2,303 億円→平成 29 年度末有利子債務額 1,990 億円)</p> <p>もし、本措置が延長されなかった場合、有利子債務の返済に回せる額が少くなくなることにより、支払利子負担が経営を圧迫し、中部会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくなる。</p>			<p>資本金、及び有利子負債があることから、更に 1/2 を控除していただくことで、適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保することができるため、本措置は妥当である。</p> <p>◎中部会社</p> <p>中部国際空港は空港法においては、国が設置・管理すべきものと位置付けられているが、中部法により民間の中部会社が指定され、事業を実施しているものである。</p> <p>中部会社の資本金は、多額の造成費用を資本金で賄っているために、過大となっているものであり、一般の営利企業の資本金とは明らかにその性質・目的が異なっている。</p> <p>そのため、国の無利子資金の出資比率である 2/3 について課税対象から控除していただくことで、適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保することができるため、本措置は妥当である。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>本措置により、平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 86.0 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行うことにより、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化が図られている。(平成 25 年度末有利子債務額 9,463 億円→平成 29 年度末有利子債務額 6,738 億円)</p> <p>◎中部会社</p> <p>本措置により、平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 9.7 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行うことにより、中部会社の財務体質の健全化が図られている。(平成 25 年度末有利子債務額 2,303 億円→平成 29 年度末有利子債務額 1,990 億円)</p>		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>政府保証債等の予算上の措置は、主に資金調達の際の信用力の補完等を目的とするものであり、本租税特別措置は、税負担を低減することによって、より直接的に政策目的(関空、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化を図る)の実現を支援するものであることから、政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段を取ることが必要かつ適切である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>本措置により、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化を図り、航空ネットワーク・国際競争力を強化することで、近畿圏における航空輸送需要の拡大が図られ、近畿圏における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p> <p>◎中部会社</p> <p>本措置により、中部会社の財務体質の健全化を図り、航空ネットワーク・国際競争力を強化することで、中部圏における航空輸送需要の拡大が図られ、中部圏における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>	
11	相違性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	12 有識者の見解	—	
			13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月 国交39	

